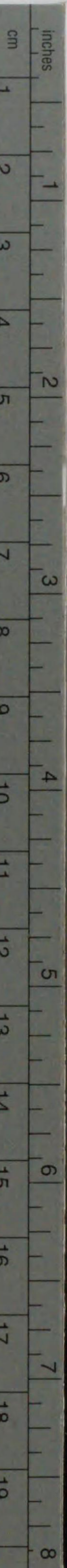


Kodak Gray Scale



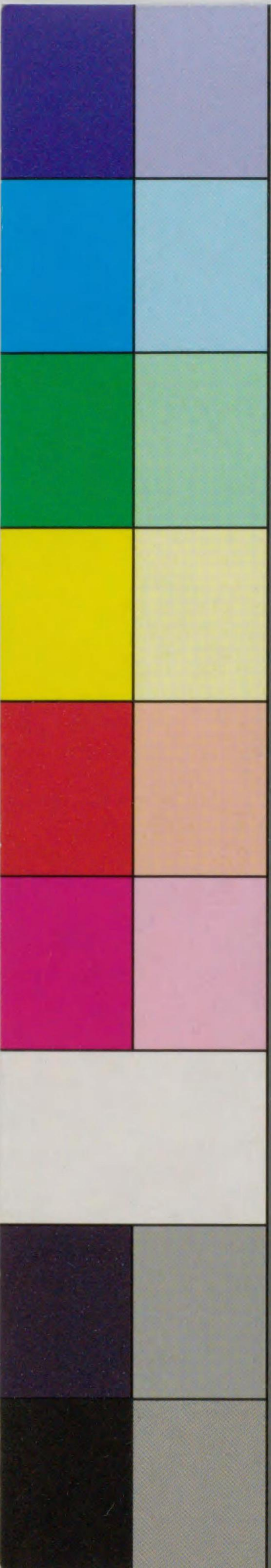
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19





Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



別書誌
合4冊





シセ C 14

524-403




1200501493426

支那時報叢書第六輯

日支交通の資料的考察

(日韓交通篇)

水野梅曉著



叢A
75
6

水野梅曉著

日支交通の資料的考察

(日韓交通篇)



支那時報社出版

日支交通の資料的考察

目次

| | |
|--------------------|---|
| 第壹 日韓交通篇 | 一 |
| 第一章 朝鮮を通じての日支交通概説 | 一 |
| イ、緒言 | 一 |
| ロ、朝鮮を通じての日支の間接的交通 | 二 |
| ハ、神話時代より崇神朝に至る日鮮交通 | 三 |
| ニ、崇神天皇の詔勅と其内面 | 四 |
| ホ、任那國使の來朝 | 五 |
| ヘ、使者の歸國と大員派遣 | 六 |
| ト、新羅王子天日槍の歸化 | 七 |
| チ、朝鮮史上に現はれたる邦人の歸化 | 八 |



873047

- リ、垂仁天皇の敬神崇祖……………10
- 又、殉送禁止と其由來……………11
- ル、我國の文明漸く鐵器時代に入る……………12
- ヲ、大陸との直接交通行はる……………13
- ワ、産業史上の對支交通……………14

第二章 日鮮關係の躍進時代……………15

- イ、景行天皇の治蹟……………15
- ロ、成務天皇の史治整頓……………16
- ハ、熊襲族の反抗と朝鮮……………17
- ニ、神功皇后に託しての神教……………18
- ホ、神功皇后の雄略……………19
- ヘ、新羅征討の軍令と王の降服……………20
- ト、新羅征伐の影響……………23

- チ、朝鮮文化に對する我が國民の讚美……………23
- リ、支那への交通と百濟の入貢……………23
- 又、任那府の建設……………25

第三章 應神朝の儒教輸入と其効果……………26

- イ、應神天皇以前の歸化人……………26
- ロ、應神朝の文化移植……………27
- ハ、儒教及漢字の輸入……………28
- ニ、當時に於ける造船術と技師の來朝……………29
- ホ、大部隊の歸化人と日支直接交通の第一歩……………30
- ヘ、應神朝の文化進展……………33
- ト、應神天皇の太子冊立……………33
- チ、天皇崩御後の天位推讓……………34
- リ、皇太子の自盡……………35

又、奠都せられたる難波……………三六

ル、仁徳天皇の新政……………三七

ヲ、人民の感戴……………三六

第四章 履仲天皇より欽明朝まで……………三九

イ、履仲朝に於ける歸化人の忠誠……………三九

ロ、史官及官藏の設置……………四〇

ハ、允恭朝の醫學輸入と氏姓整理……………四〇

ニ、宋への遣使と樂人の入朝……………四一

ホ、雄略朝に於ける百濟女子の入侍……………四二

ヘ、皇后の親蠶と百工の召來……………四二

ト、樓閣の建築と宋使の饗應……………四三

チ、秦漢の歸化人に姓を賜ふ……………四四

リ、百濟に兵器を賜ふ……………四五

又、清寧朝の貢使饗應……………四六

ル、顯宗朝の曲水宴と銀錢の使用……………四七

ヲ、仁賢天皇の革工召致……………四八

ワ、繼體天皇の重農と奨學……………四九

カ、欽明天皇の百濟援助……………五〇

ヨ、肅慎船の漂着……………五一

第五章 欽明朝に於ける文化の概観……………五三

イ、我文献に顯はれたる佛教……………五四

ロ、百濟王の佛像貢獻……………五五

ハ、民族の構成分子を概観するの必要……………五五

ニ、蘇我物部兩氏の衝突原因……………五七

ホ、蘇我氏の信佛……………五八

ヘ、佛像の彫刻と朝鮮僧の入朝……………五九

| | |
|--------------------|----|
| ト、歴本の輸入と甲子の採用 | 六〇 |
| チ、國內文化の向上と任那府の滅亡 | 六一 |
| リ、朝鮮に於ける四國對峙の地形に就て | 六三 |
| 又、欽明朝に於ける總評 | 六三 |

六

第六章 敏達朝より推古天皇まで

| | |
|-----------------|----|
| イ、敏達天皇の文學興隆 | 六四 |
| ロ、佛教の興隆期來る | 六六 |
| ハ、蘇我氏と物部氏再度の衝突 | 六七 |
| ニ、用明朝に於ける僧侶の參内 | 六九 |
| ホ、四天王寺建立動機 | 七〇 |
| ヘ、百濟僧の來朝と善信尼の留學 | 七〇 |
| ト、馬子の逆惡を幫助せる歸化人 | 七一 |
| チ、推古天皇の即位と立太子 | 七三 |

第七章 推古朝の新經綸

| | |
|----------------|----|
| イ、攝政初期に於ける事蹟 | 七五 |
| ロ、武力の方面より見たる太子 | 七六 |
| ハ、新羅再討の計劃 | 七七 |
| ニ、儀禮上に於ける建設 | 七七 |
| ホ、太子の精神的建設 | 七八 |
| ヘ、太子の信仰と其標徴 | 八二 |
| ト、太子の勝鬘經講讀 | 八三 |
| チ、太子の對內的經綸の完成 | 八四 |

第八章 間接交通より直接交通までの概観

| | |
|---------------|----|
| イ、日韓交通の初期に關して | 八五 |
|---------------|----|

七

| | |
|--------------------|----|
| ロ、崇神帝四方經略の動機…………… | 八 |
| ハ、朝鮮人の説明せる古朝鮮…………… | 八六 |
| ニ、三韓の分立と日韓交通…………… | 八八 |
| ホ、任那の所在地に就て…………… | 九三 |
| ヘ、三韓の形勢と任那の形勢…………… | 九四 |
| ト、結 論…………… | 九五 |
| | 九六 |

日支交通の資料的考察

水野梅曉

第壹、日韓交通篇

第一章 朝鮮を遍じての日支交通概説

イ 緒 言

上下三千年に垂んとする、我國の國史を構成する上に於て、最も重要な交渉を有するものは、云ふまでもなく日支間の交通であつた。故に之を我國の文化史上より云ふも、思想上より云ふも、將た又藝術史及食貨史方面より云ふも、我國の社會と支那との關係は、實に深甚なる交渉を有するものであつたが、近時に至りては、日支の關係は益々緊密の度を加へ來りて、最早支那問題は、單なる支那問題として存立するものに非ずして、我國の内政上に於ても極めて重要な部分を占むることとなり、明治の世を終りて、大正の世となりてより後は、殆んど我歴次の内閣も、支那問題に對する成否が、其起伏を左右せらるゝ重要な要素となり來りたるが如きは、蓋し過去に於ける關係より之を顧みれば、洵に當然の歸結であつて、敢て怪むには足らざる次第なるも、或る一部の人士は、過去に於ける日支交通の資料的考察を怠るの結果、突如として、不可解なる支那問題が涌起したるが如き感を抱きつゝあるは、現在は何

論將來に對する支那問題を考察する上より見て、實に遺憾に堪へない次第である。

故に予は淺劣を顧みず、幾分にも邦人の對支感念を改善せしめんとするの微衷より、日支兩國の文献に現れたる斷片的の資料を點綴して、一千數百年に亘る兩者の關係を考察し、之によりて、吾人は飽くまでも、彼は彼たり我は我たりと云ふが如き冷淡なる關係に非ざる所以を立證すると同時に、殆んどあらゆる方面に於て行詰らんとしつゝある、日支の逆縁的關係を、徐々に順縁化せしむるの資に供せんと欲するものであるが、何分にも左右に藏する資料が極めて不充分なる上に、一意専心之が叙述に没頭すること能はざる境遇にありて、勿卒に筆を呵せんとするものであるから、固より完璧を期すること能はざるは勿論、史學的方面に於ては、全然門外漢たる身を以て、敢てかゝる大膽なる企を爲すは、徒に笑を大方に貽すものなるべきも、時事に感觸するの餘り、終に本篇を起稿せんとしたるが、梅雨は旬日に亘りて書窓を叩き、古書を檢討して古人を尙友するには、寧ろふさはしきものありて、物と我とは混然として融洽し、時間と空間とを超越したる刹那に於ては、太古を眼前に描出し、現在を悠久に引伸したるが如き境致に引込まれるものであつて、本篇を草するが如き事業は、實に人類としての至上の樂みであると云ふ主觀的の満足を贏ち得るものであるが、筆を投じて遙に天の一方を望めば、曰く反日運動、曰く外交團の南京遷都反對、曰く何、曰く何と云ふ、各種各様の問題は雜然として繰返され、矢張支那は支那であり、日本は日本であつたと云ふが如き有様であると云ふことは、寧ろ憐れなる現實を暴露しつゝあるので、予は覺へず資料を收束して、一大嘆聲を發して天下は本と無事なるも、庸人が之を亂るものであるとの感を深ふした。(昭和三年六月三十日起稿の日しるす)

ロ 朝鮮を通じての日支の間接的交通

總ての事象には、必ず其由つて來る所の原由なくして、偶發するものではない。故に吾人は今茲に、日支兩國の交

通關係を考察するに當りても、我國は國初以來、朝鮮半島と云ふ兩者を連結する一の紐帶があつて兩者の交通を促進せしめたるものであつて、朝鮮は實に兩者交通の媒介者であつたと云ふことは、到底之を無視することの出来ない的確なる事實であるが、翻つて之を現在に於ける現實問題より云ふも、朝鮮半島の人心如何は、要するに我國の對支關係に絶大なる影響を與ふることは、今も尙古の如きものがある。故に予は此の見地よりして、先づ日支の直接交通以前に行はれたる、日鮮間の交通關係より概観して、日支交通關係に至るは、記述の順序上當然の事であると信じ、特に日支交通の先驅たる、朝鮮を通じての間接的の交通關係資料より回顧することとしたのである。

ハ 神話時代より崇神朝に至る日鮮交通

日韓兩者の關係は、之を地理的に云ふも、全く一葦帶水の間にあるものなれば、太古草昧の時代より、彼我の兩民族は、相互に往來したるものなるべきは、今より之を推定し得らる所なるが、奈何せん的確なる史實の之を證するものなきは、甚だ遺憾なることではあるが、幸に我民族の寶貴すべき古事記には、既に神話時代に於て、素戔鳴尊が、其御子五十猛尊と共に、根の國の名の下に、朝鮮半島と交通せられたる旨を傳へられつゝあるを見れば、此の交通が人代に入りて、社會事物の發達を示したる以後に至り、突如として斷絶すべきものに非ずして、一層の煩を加へたるは、之を斷言して憚らざる所なるも、是又遺憾なるものには、之を明確に指摘すべき資料を缺いでは居るが、吾人は神武紀元後の五百餘年を経過したる崇神天皇の御宇に至り、國勢俄に改まりて、庶政の整頓を見たる結果、終に天皇を「御肇國」と尊稱を奉つて居るのは國史の示す所であるが、之は頗る注目を要する點であると思はれる。

夫には天皇即位の十年(神武紀元五百七十三年)七月二十四日(己酉)群臣に詔して「民を導くの本は教化にある、今既に神祇を禮したれば、災害は皆耗かれたるも、然かも遠荒の人等が、猶正朔を受けざるは、未だ王化に習はざる

を以てなれば、群卿を選んで四方に遣はして、朕が憲を知らしめよ」と宣せられたるに對し、九月九日(甲午)に至り大彥命以下の四名が、北陸、東海、西道、丹波等の各方面に出發することとなりたれば、天皇は更に「若し教を受けざるものあれば、乃ち兵を擧げて之を伐て」との詔を給ひ、大彥命以下四人に印綬を授けて將軍に任ぜられたれば、四道將軍は、其翌十一年四月二十八日(己卯)凱旋して、平夷の狀を奏したる中に「異俗多く歸して、海内安寧なり」と云ふ記事があるのを見れば、其四道が果して、那邊にありたるやは之を明言し得ざるも、要するに、我國の既定の領土内に非らずして、必ずや我邊境と最も接近せる朝鮮方面を指すものにして、四道將軍が實力を以て、國內を整理せられたる結果が、即ち所謂「異俗が多く歸化した」ものと見ねばならぬ。故に吾人は日鮮の表面的交通を歴史上より觀察すれば、崇神天皇の御宇より始りたるものとするも、其實國初以來頗る密接なる關係が兩者の間に行はれて、兩者は相互に重大なる影響を與へつゝあつたと云ふことは、慥に之を推斷し得らるゝのである。

二 崇神天皇の詔勅と其内面

崇神天皇即位の十二年三月十一日(丁亥)に煥發せられたる詔勅は、吾人が前項述べたる「異俗多く歸した」と云ふ事情を明白に裏書せられたる唯一無二の資料なれば、左に其全文を抄録することとした。

朕初て天位を承けて、宗廟を保つことを獲たるも、明は蔽はるゝ所となり、徳は綏んずること能はざるを以て、陰陽は謬錯して、寒暑は序を失ひ、疫病多く起りて、百姓災を蒙りたるも、然かも今罪を解ひ、過を改めて、敦く神祇を禮し、亦教を垂れて荒俗を綏んじ、兵を擧げて、以て服せざるものを討ちたれば、官に廢事なく、下に逸民無くして、教化流行し、衆庶は業を樂しみ、異俗は譯を重ねて來り、海外既に歸化したれば、宜しく此時に當りて、更に人民を校し、長幼の次第及課役の先後を知らしむべきものである。

かくて右の詔勅に基づき、同年九月より人民を校すると云ふ、國初以來始めての戸口調査に着手し、男女の調役を科して庶政を整頓せられたる結果、天神地祇は共に和享して、風雨は時に順ひ、百穀は用て成り、家は給し人は足りて、天下太平となりしに依り、御國肇天皇と稱し奉つたと云ふ記事が、日本書紀に現はれて居るが、其詔勅の思想的内面には、所謂徳を修めて民を教ゆると云ふ儒教的の痕蹟が充分に含蓄せられて居るのみならず「異俗譯を重ねて來り海外既に歸化した」と云ふ天語は、是は單なる形容詞として之を看過すること能はずして、必ずや異俗が來り歸したるものと見るの外ないのである。然らば吾人の所謂表面的の交通以前に於て、兩國が相往來しつゝありたればこそ異族が譯を重ねて歸化したものであつて、前掲の詔勅は、實に神話時代の交通關係を、人皇時代に及びて具體的に史實化したる、極めて寶貴すべき資料的の價値を有するものであつて、國史回轉の上より云へば、實に重大なる意義を有する唯一無二の文献である。

ホ 任那國使の來朝

有史以來始めての事業たる戸口の調査を初として、之に次で税制の整理を行ひたる結果、家は給し、人は足ると云ふ黄金時代を現出せられたること五十年後の、六十五年七月に至りて、朝鮮の西南部(今の慶尙道)に國を建てつゝありし任那國は、使者蘇那曷叱知を遣はして、入貢せしめたのであるが、是は即ち我國の歴史上に現はれたる、始めての出來事であつた。故に日本書紀には「任那は筑紫の國を去ること二千餘里の、北の方海を阻てたる鷄林の西南にあり」との地理的説明を付して之を特筆し、言外に國際的使節の正式に來朝したことを喜んで居る。

しかし右の如く崇神天皇六十五年(神武紀元六二八年、西洋紀元前一五年)に、任那國が使者を遣はしたる動機の如何は、之を知るに由なきも、朝鮮は元來半島以外の、今の奉天以北までに亘りて、國を建てつゝありしに、漢の武

帝が之を亡して郡と爲し、之を眞蕃、臨屯、樂浪、元菟に分ちたるは、即ち我神武紀元五百七十九年にして、漢の始元五年であつたから、恰も崇神天皇の十六年に當つて居ると共に、朝鮮自體としては、爾後二十六年にして、新羅の赫居世が邦を建て、越へて二十一年後には、高句麗の東明王が勃興したと云ふ有様なるを以て、其西南に國を建てつゝありし、任那は遠く使を我國に遣はし、此等内外の勢力に對抗する、聲援を求むるが爲であつたと云ふことは、今より之を推斷するに難からざる所であると同時に、任那をして其感念を起さしむるだけの交通は、古來より私的に行はれつゝありし上に、天皇即位の十年より十二年に至る間に、我國は内政を整理して、多數の歸化人をも其堵に安んぜしめられたる結果であると云ふことは、云はずして明かなる所である。然らば其使者が來朝後に於て如何なる結果を齎らしたかと云ふことは、下に記す所に由りて之を知ることが出来る。

へ 使者の歸國と大員の派遣

右の如く六十五年に入貢せる使者は、其儘我國に滞在して、六十八年十月天皇の崩御に遭ひ奉り、其翌年正月二十日(戊寅)の垂仁天皇の即位式も過ぎ、十月十一日(癸丑)の大葬も済み、其二年都を纏向に遷されたる後に於て、蘇那曷叱知はめて歸國を願出たれば、天皇は先皇の世より來朝して、未だ還へらざりしかとて敦く之を賞し、任那王に赤絹、一百匹を給ひたるに、新羅人が道に要して之を奪ひたれば、任那新羅の二國は終に怨を構ふることとなり、且つ二百年後の神功皇后の新羅征伐の素因となつて居るとの説もあるが、一説には又垂仁天皇は蘇那曷叱知が歸國するに當り、先朝より入貢せるを嘉して、先皇の御名が御間城なりしに因み、汝が國の名を改めて「彌摩那」と號すべしとの宣ひしと云ふ、記事さへある位なれば、要するに任那の來朝は、大なる成效を收めて歸國せることは明かである。故に任那は、其後使を遣はして、(其歲月不詳)臣が國の東北に富饒の地あり、之を三巴汶と云ひ、方三百里なる

が、新羅之を奪はんとするを以て兵戈相尋いで止まず、請ふ一將を遣はして、其地を定め給へと奏したれば、天皇は乃ち群卿に詔して、其將帥を選ばしめられたるに、彦國葦の孫鹽垂津彦なるものが、其人と爲り勇敢にして、將帥の器があると云ふて之を薦められたれば、命じて巴汶に往ひて鎮守せしめられたることである。而して之は即ち後世任那に、日本府を置くに至りたる濫觴である。故に明治十七年我外務省記録局にて出版せる外交志稿には、此事件を以て版圖沿革篇に収録して居る位であるから、垂仁天皇の三年は、即ち我國が公然と朝鮮半島に、一指を染めたる我國史上には、極めて紀念すべき年であつた。

以上の記事中に於て、垂仁天皇が赤絹百疋を任那に給ふたと云ふことは、吾人の首肯し兼ねる所であつて、何かの間違ではないかと云ふ疑が起るのは、我國の紡織史上より來る當然の疑問であるが、或は既に民間交通に因りて、宮中に秘藏せられたものを、割愛して下賜せられたとも思はれるので、茲には敢て問題とせず、稿を進めることとする。

ト 新羅王子天日槍の歸化

垂仁天皇の御宇は前記の如く、有史以來始めての隆治を擧げられたる、先皇六十餘年の太平の後を受けさせられたることとて、任那の請に應じて、將帥を朝鮮の三巴汶に遣はされたのみならず、三年三月には(新羅の始祖赫居世の三十一年)新羅の王子天日槍が一艇に乗じて、播磨の宍粟邑に到着したるを以て、天皇は大友主長尾市を遣はして之に問はしめ給へるに對し、我は新羅の王子なるが遙に聖德を慕ひ、國を弟知古に譲りて來歸せるものであるとて、羽太玉、足高玉、鴉鹿々赤石玉、出石小刀一口、出石棒一枝、日鏡一面、熊神籬膽一具の外に、各種の寶物を奉りたれば、天皇は天日槍に詔りして、播磨の出淺と淡路の宍粟の二邑は、汝の意に任かして住すべしとの旨を降し給へるに、天日槍は之に對して啓するには、若し天恩を垂れて、臣が住處は、臣が情願するの地に許し給はば、臣は親ら

諸國を歴視して、臣の心に合する所に住せんと欲する旨を奏せしに、天皇は直に此請を聽許し給ひたれば、天日槍は菟道河より浜りて、北の方近江の國吾名邑に至りて暫らく住したる後、更に復た近江より若狹を経て、西の方但馬の國に到りて、定住の處と爲したと云ふことであるが、此時天日槍の從者たる陶人は、近江の鏡谷に居住したと云ふことである。

以上の事迹は、日本書紀に天日槍が歸化せる當時の状況を記述せるものであるが、此は崇神朝の異俗重譯して來り歸すと云へる詔勅を發せられたる、十一年甲午の歲より六十一年を經過したる、垂仁朝の甲午の歲であつたのである。されば以上の記事は、極めて簡單ではあつても、我國史の上に朝鮮の名族が、歸化したる事實を傳ふると共に、我國の工藝史上に、陶工が製陶術を我國に傳へたる事實を示すものであると同時に、更に之を我國の民族を構成せる種族史上より云ふも、天日槍は但馬國に於て、出島の人太耳が女、麻多鳥を娶りて、但馬の諸助を生みたるが、諸助は但馬の日槍杵を生み、日槍杵は清彦を生み、清彦は田道間守を生んで居るが、此田道間守こそは、これより八十七年後の垂仁天皇九十年二月に、命を奉じて、當世國(今の支那閩粵地方)に至り、非時の香果と稱する、今の橘を求めしめて我國の殖産史上に、一大エボツクを造りたる人物を出して居るのを見れば、天日槍が我國に歸化せる當時に、天皇は其住居の自由を許して、隨意に諸國を歴視せしめ給ひ、日槍も亦何等の介意する所なく、自由に諸國を遍歴して、終に其子孫蕃衍して、田道間守の如き名臣を出したるのみならず、この間守こそは、三宅連の始祖と爲り、世々忠良なる日本臣民として、永久に我國の皇運を扶翼し、我國史の上に朝鮮民族同化の記録を、今を距る約二千年前に貽したるものなるは、洵に快心の至りに堪へざるものである。

チ 朝鮮史上に現はれたる邦人の歸化

以上は朝鮮側よりの日本に對する歸化であるが、吾人は更に一步を進めて、朝鮮側の史乘に印したる、邦人の跡を尋ぬるに東國通鑑の三國紀には、新羅の始祖八年(崇神朝の四十八年)倭人邊に來り寇したるも、王に神徳ありと聞いて、乃ち還りたりと云ふが如き、誇張の記事もあるが、我國の史乘に其事なきを見れば、我國としての朝鮮侵入には非ずして、我國の邊民が私に侵入を企てたるものなりと斷すべきものであるが、越へて三十年の後に至り、新羅の始祖三十八年二月には、新羅より瓠公なる人を遣はして、馬韓に聘せしめたるに、馬韓王は之を讓めて曰く、

辰、下の二韓は、我屬國たるにも拘らず比年職貢を輸せざるは、大國に事ふるの禮に非らざるを以てしたれば、瓠公は之に答へて、『我國は二聖肇めて興りしよりこの方、人事修まり、天時和し、倉庫充實したれば、人民敬讓するを以て、辰下の二韓は勿論、樂浪及倭人も徳を畏れずと云ふことなし、然るに吾王謙虛にして、下臣を遣はして修聘せしめらるゝは、禮に過ぎたるものなり、然るに大王は反つて之を怒り、兵を以て劫かすは何ぞや』と述べたれば、馬韓王は愈怒つて之を殺さんとしたるに、左右諫めて之を止めれば乃ち聽し還へしたるが、是より先き、中國の人が秦の亂に苦しみ、東の方馬韓に來るもの頗る多くして、辰韓と雜居したれば、辰韓は之に由りて盛となりたる爲め、馬韓王は之を忌みて、かゝる言を爲したるものなるが、瓠公は本と倭人であつて、其初め來る時、瓠を以て海を渡りたるに因りて、瓠公と號したのであると云ふて居る。

故に吾人は、今其瓠公が如何なる人であるかを知るに由なきも、要するに其形瓠の如き獨木舟に乗じて、飄然海を航して、新羅に赴き、王の知遇を得て之に臣事し、終に其選に預りて鄰國に使用して、其君命を辱めざりし事は、之を想像するに難からず、されば、三國紀にも之の特筆大書して、後世に傳へたるものなるべければ、外交史稿の年表には、之を以て邦人が新羅に移住したる始とせるのみならず、瓠公は仕へて大輔に任ぜられたる旨を記して居るのを見れば、天日槍の歸化と云ひ、瓠公の移住と云ひ、共に日鮮の上古史には、極めて良好なる印象を、吾等後昆に貽した

るものなると同時に、當時の朝鮮は支那動亂の影響を受けて、多數の避難者を見たと言ふとも明かである。

リ 垂仁天皇の敬神崇祖

我國の國史上より見たる崇神朝は、實に開國以來最初の黄金時代とも云ふべきものであつたが、之に繼ひて立たれたる垂仁天皇の御宇も、亦先皇の朝に劣らぬ、各種の宏謨を樹て、後世の範となすべきものが鮮少なからざりし中にも、天皇は二十五年二月八日(甲子)阿倍の臣の遠祖たる、武渟川別以下の五大夫に對して『我先皇は惟だ叔にして、聖にましまし、欽明聰達にして、深く謙損(抑)を執り、志懷沖退にして、機衡を綱繆し、神祇を禮祭して、已を剗め躬を勤め、日一日と慎み給ひたれば、是を以て人民は富足して、天下太平なることを得られたるが、今朕が世に當つて、豈に神祇を祭祀することを怠るべきものならんや』との詔を降されたるが、三月十日(丙申)に至り、天照大神と豊稻姫命とを分離して、倭姫命に託し給ひたれば、命は大神を鎮座し奉る所を求めて、菟田の笹幡に詣られたるが、更に還りて近江の國に入り、又東の方美濃を廻りて、伊勢の國に到りし時、天照大神は、命に誨へて『是れ神風の伊勢の國は、則ち常世の浪の重き浪の歸する國にして、傍の國は可憐國なれば、是國に居らまく欲す』との神勅ありたれば、神教に隨ふて、其祠を伊勢の國に立て、齊宮を五十鈴川の川上に興し、是を磯の宮と謂ひたるものにして、之が則ち天照大神の鎮座まします今の大廟である。

故に天皇は或意味に於ては、一面には日鮮の交通を盛にせらるゝと同時に、皇祖の太廟を神教に依りて、永定せしめられたるの事跡は、我國の國本を鞏固ならしむる上に於て、絶大なる功跡を垂れさせ給ひたるものなるが、更に引繼ひて、天皇は敬神崇祖の大御心より、出雲及其他の神寶を検せしめられたる外に、神地、神戸等の制を定めて、時を以て之を祠らしむることとし、又神幣として弓矢、刀劍等を神社に納むるの例も、此時に創められたるが、之と同

時に屯倉を來目邑に興し、且つ諸國に令して、八百餘所に池溝を作らしめ、以て人民の灌漑に便せしめられたるが如きは、何れも之を特筆すべきものではあるが、しかし天皇には、更に人道的の見地より見て、上記の御事跡に勝ることも決して劣らざる、殉葬禁止と云ふ一大仁政がある。由つて茲に之を追憶して、其宏澤を偲ぶこととした。

ヌ 殉送禁止と其由來

由來我國には、古來より高貴の方々が崩御せらるゝや、其近習のものは、悉く之を生きながらに、陵域に埋むるの風俗があつた。故に天皇の二十八年十一月二日(丁酉)倭彦命を身狹桃花鳥阪に葬りたる時、近習のものは數日間死せずして、晝夜泣吟しつゝ遂に死したるが、天皇は此の泣吟の聲を聞いて、心に悲傷して群卿に詔して『夫れ生者の愛せし所の人を以て、亡者に殉せしむると云ふことは、是れ甚だ傷ましきものなれば、古風と雖も、良風に非らざれば、何ぞ之に従ふの要あらんや、今より以後は、之を議して殉葬を止めしめよ』との勅を降された。

然るに三十二年七月六日(己卯)皇后日葉酢媛命崩御せらるゝに當り、天皇は群卿を召して『死に従ふの道は、前に不可なるを知ると雖も、今此に葬を行はんとするに當り、之を奈何にすべきや』と詔らせければ、野見の宿禰は、進んで曰く『夫れ君王の陵墓に、生人を埋むると云ふことは、是れ不良なることなれば、豈に之を後葉に傳ふべきものならんや、願くは、今將に便事を議して、之を奏せんと稱して、即ち使者を遣はして、出雲の國より、土部壹百人を呼び寄せ、自ら土部等を領じて埴を以て、人馬及種々の物の形を造らしめ、之を天皇に獻じ『今より以後是の土物を以て、生きたる人に易へて、陵墓を立つることとし、以て後葉の法則と爲さむ』と奏したれば、天皇は大に喜びて宿禰に詔して曰く『汝の便なる議は、寔に朕が心に洽り』とて、則ち其土物を以て、日葉酢媛命の墓を立てたれば、是を號して、埴輪亦是立物と名づけられたるが、更に令を下して『今より以後陵墓には、必ず是の土物を樹て、人を傷

づくること勿れ」と云ふ制を立てられたる後、天皇は厚く宿禰の功を賞して、鍛地を賜ひて、土部職に任じ給ひたれば、野見姓を改めて、土部臣と稱し、爾來土部連等が、天皇の喪葬を主とすることとなつたのである。

以上は天皇の仁澤を記すると共に、野見の宿禰の業績をも頌せんと欲して、特筆したる次第であるが、茲に一の考ふべき事は、天皇の三年に天日槍の從者陶人が、近江の鏡谷に於て、始めて我國に陶法を傳へてより、僅か三十餘年にして、早くも出雲にはかゝる陶工が出來居りしものなるかと云ふに、日本陶誌の説に依れば、出雲、大和、筑紫の三方面には、神代よりの製陶ありしも、牛歩的なりしに、日槍の歸化に依りて、陶法一新せる旨を記して居るのを見れば、之も亦陶人の影響を受けたるものと思はれる。

ル 我國の文明漸く鐵器時代に入る

要するに我國の國史も垂仁朝に到りて、餘程現人的の實感を吾人に與へられることとなりたるは、三十九年十月に五十瓊敷命が、茅渟菟砥川上宮に於て、一千口の劍を作られたと云ふ事跡を見ても、漸くして石器時代を脱して、確實に鐵器時代に入りたるが如き心地せらるゝと共に、是より先き、三十一年前に天日槍が新羅より、齋らしたる七種（又は八種と云ふ）の神寶は、實に我國の文明をして、石器時代より、鐵器時代に入らしむる爲の、一の暗示であつた如き感を與へらるゝものにして、彼を思ひ之を思へば、今更の如く日鮮の文化交流を資料的に考察すれば、我國の史を構成する上に、かくも絶大なる影響を與ふるものなるかを驚嘆せしむるものがある。

されば崇神、垂仁の二朝は要するに、吾人の所謂日支の間接的交通の基礎を築きたる時代であつて、我國の歴史が將に一大廻轉を爲さんとするの準備時代であつたと云はねばならぬ。故に之を概言すれば、天日槍が齋らしたる神寶が、即ち石器時代より鐵器時代に移らむとする時代を表徴するものなりしのみならず、其從者に依りて製陶法を傳へ

られたと云ふが如き、新事實に直面したる吾人の祖先は、早くも既に天皇の第二皇子、五十瓊敷命に依りて、劍一千口の製作を見せ付けられたと云ふとは、絶大なる驚異であつて、我國民は徐々に大陸の文化を我物として受け入るゝの素地を造つたのである。故に天皇の末期に於て、邦人が直接支那大陸と交通を開始して居るのを見ても明かである。されど吾人の祖先は尙或期間は、朝鮮を通じて間接交通を行ふ方が、便利であると云ふの實感より、爾後もあらゆる文化を朝鮮より取入れたるが、其實既に直接交通關係の端緒は既に開かれて居る。

オ 大陸との直接交通行はる

垂仁天皇の八十六年には、前述の如く朝鮮を通じて、間接に支那の形勢を知悉したる、我筑紫の豪族は、後漢の光武帝の朝廷に對して方物を獻し、之に對して光武帝より、倭奴國王に封すと云ふ、金印を賜ふたと云ふが如き事跡を貽して居るが、是は即ち光武の中元二年正月のことであつた。されど之は、我朝廷の旨を奉じて使したるものでなくして、思ふに筑前の怡土郡より、先年發掘せられたる、漢の金印の出たる所より推測すれば、當時の伊觀國造が私通したるものなるべしとのことであるが、後漢書の倭國傳に依れば、

倭は韓の東南大海の中にありて、山島に依りて居を爲すもの凡百餘國なるが、武帝が朝鮮を滅してより、使驛して漢に通ずるもの三十許の國あるが、此の國は皆王と稱して、世々に傳へて居るも、其を統ぶるものは、大倭王にして邪馬臺の國に居するが樂浪郡微よりは、其間を去ること萬二千里である。云々。（下略）

と云ふて居るのを見ると、我國各地の國造、其他の豪族は大倭王の名を僭せざるも、曰く何王、曰く何王と稱して、後漢の朝廷に通じたることは之を想像するに難からざるのみならず、後漢の朝廷にても、充分に其間の消息を知悉したる上にて、遠人懷柔の意味を以て之に對したるものであると思はれる。されど予はかゝる事情の詮索よりも、先づ

其云はんと欲する所は、即ち既に神武紀元七百八十一年には、少くとも光武の廷に通じたものがあると云ふことを明かにするを得れば足ると共に、光武皇帝の朝廷にても、既に或程度までは、朝鮮を通じて、我國の情況を知つて居つたと云ふことを、併せて明かにせんと欲して、上述の事跡を略記したのである。

ワ 産業史上の對支交通

此外垂仁天皇の九十年には、田道間守を常世國に遣はして、非時の香果(柑橘)を求めしめられたと云ふ、極めて有名なる事件があるが、此の常世の國とは、今の所謂閩粵地方たる南方支那であると云ふことは、衆説の一致する所である。しかし是は、單に勅を奉じて柑橘を移植したるのみであるから、十年の歳月を費して往復したるも、食貨史上に之を特筆するの外には、何等の國交上に關する資料を貽さざりしは、洵に惜むべきことであるが、田道間守が、折角十年の歳月を費やし之を齎らして歸朝せる時には、天皇は既に登遐し給ひたる後れば、田道は氣の張りも抜け失せて憐にも之を天皇の陵前に供へて、復命すると共に、慟哭したるまゝ、絶へたと云ふ、忠誠無比の臣節を盡して居るのを見れば、思ふに、天皇在位の時に於て、歸朝し得たりしなれば、必ずや十年間の見聞を奏聞して、天皇の聖聰に資し奉る何物かを齎らしたるものなるべく、而して其結果は、片音隻語たりとも後世に傳はることを得て、予の所謂資料的考察の一助ともなるべきものありしなるべきも、之を知るに由なきは、千秋の恨事である。

故に之を表面的の史上より見るも、吾人の祖先は、崇神天皇の六十五年に任那の使者が來朝してより、百年の後は、既に堂々と後漢の朝廷と交通したるものがあつた外に、又南支方面にも十年に亘る、長期の大旅行を爲したるものありとすれば、朝鮮が間接に日支の交通を助長したる事實は、既に此時代より現はれて居ものであつて、輕々に看過することを許さざるものがある。故に吾人は所謂「水を飲んで源を思ふ」の念よりすれば、朝鮮民族が我民族に寄

與したる功勳は、今更ながら感謝に堪へない次第である。

第二章 日鮮關係の躍進時代

イ 景行天皇の治蹟

崇神朝の九十八年間は、之を内にしては、戸口の調査、徭役の整頓等の事業に大なる成功を示させられたるのみならず、之を外にしては、海外との交通に於て一新紀元を劃出せられたるものなりしが、垂仁朝に至りては、大廟は伊勢に建立せられ、諸國の神實は整頓せられ、埴輪を以て生人の殉葬に代へさせられたるのみならず、全國に池溝を開いて灌漑に便せしめ、屯倉を設けて備荒の途を立てしめらるゝと云ふが如き仁政を示させられたるも、奈何せん前後を通じて、百六十餘年間の太平に浴したる結果、人民は自然に其軌を逸して、東北及び九州にては、朝廷の節度に遵はざるものを生じたれば、天皇は即位の十二年に於て、筑紫に熊襲の反亂を親征し給ひ、夫を機會に九州各地を巡狩して、十九年日代ヒレカの宮に還御あらせられたるが、二十七年に至りて、熊襲の餘黨又反したれば、有名なる日本武尊を遣はして討伐せしめられたるに、其翌年之を平定せられたるも、四十年に至りて、東北地方の反亂に伴ひ、蝦夷も亦叛したれば、天皇は再び日本武尊に命じて、之を討伐せしめ給ひたるに、日本武尊は駿河より順次陸奥地方までも征せられて、東夷は全く其威に伏したれば、歸路は常陸より甲斐を経て、信濃地方を經略せられたるが、終に病の爲に伊勢の客館に於て、薨去し給ふたと云ふ有様であつた。

故に天皇は在位六十年間を通じて、只管内政の整頓にのみ従事し給ひたれば、海外との交通に關しては、全く何等見るべき事跡なきは已むを得ざる次第であるが、只天皇の三十七年に、筑紫の豪族が後漢の安帝の朝に交通したとの記録を支那側に留めて居る。

ロ 成務天皇の吏治整頓

之に繼いで即位せられたる成務天皇も亦在位六十年間を通じて、吏治の整頓に従事し給ひたるのみにて、海外との交通少なく、只天皇の二十七年に、新羅人迎鳥と云ふものが漂流し來りて、其儘歸化して居るのみである。故に其吏治整頓の情況如何を知らんと欲せば、即ち天皇即位四年二月朔日(丙寅)の詔勅を、拜讀すれば明かなるを以て、之を左に抄出することとした。

我先皇大足彦天皇は、聰明神武にましまし、籙に膺り圖を受け、天を治め人に順ひ、賊を撥ふて正に反らしめ、徳は覆燾に伴ひ、道は造化に協ひ給へるを以て、普天率土王臣にあらざるはなく、氣を稟け靈を懷くものは、何れも其處を得ざるものはなかつた。今朕は寶祚を嗣踐して、夙夜兢惕するも、然も黎元蠢爾として、野心を倏めざるは、是れ國郡に君長なく、縣邑に首渠なきを以てなれば、今より以後は、國郡に長を立て、縣邑に首を置くこととし、即ち國の幹了に當るものを取つて、其國郡の首長と爲し、是を中區の蕃屏たらしむべきものである。

右の詔勅に基づき、五年九月諸國に命じて、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、之に楯矛を賜ふて表と爲し、山河の形に由りて國縣を分ち、阡陌に隨つて邑里を定めしめ、東西を以て日縦と爲し、南北を日横と爲し、山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ事となしたれば、百姓其居に安んじ、天下は無事であつた。故に此二朝を通觀すれば、前後百二十年間の前半は、主として武力を以て不逞者を討伐し、後半は國郡縣邑の行政區劃を明かにし、之に對して詔勅中の所謂幹了者を撰びて、長と爲すと云ふ、吏治の根元を肅清せられたるものであるが、其間に於て最も注目すべき事項は、天皇即位の三年に、有名なる武内宿禰を擧げて大臣に任ぜられたるが、之は我國に於ける大臣の稱呼の始まりであつた。而して天皇の偉業たる吏治の肅清も、恐らくは武内宿禰の獻贊に依らせ給へるものも、決して鮮少ならざりしものなるべしと察せらる。

ハ 熊襲族の反抗と朝鮮

神武紀元七百三十一年より、八百五十一年に到る百二十年間は主として内政の整頓時代であつたので、表面には何等日鮮交通の進展を示さざりしが如くなるも、一度相互に交通を開始せられたる關係は、決して故なくして斷絶せらるゝものに非ずして、却つて其裏面には大に其關係を躍進せしむるが如きものありしは、史家の大に注目すべき問題である。

何んとなれば、之を朝鮮側の記録(東國通鑑)に徴すれば、景行天皇の三年、即ち新羅の三世脫解王の十七年(高句麗の太祖二十一年、百濟王二十一年)五月に、倭人が新羅の木出島を侵したるを以て、王は角干羽鳥を遣はして之を禦がしめたるも、克たずして之に死したる旨を記して居るが、幾許もなくして筑紫の熊襲が反亂を企て、終に景行天皇の十二年には、天皇の親征を必要とすると云ふが如き事態を現出したるも、之は前述の如く、其翌年には平定したるが、天皇は此を機會に於て、六年間も九州各地を巡狩して居られるのは、果して無意味なる巡幸であつたか、將た又其の必要があつた爲の巡幸であつたかは、今俄に斷定を下すことは出来ない問題ではあるが、予の卑見を以てすれば、少くも熊襲の背後には、朝鮮の勢力が伏在せしものであつたので、天皇は其間の消息を洞鑑あらせられたる上に、かくは六年の歲月を九州各地に巡幸し給ひたるは、或意味に於ける對韓政策の確立とも、拜察することが出来るのである。

然るに天皇還御の八年後(二十七年)には、再び其反亂を見たので、終に日本武尊の代征と爲りて其平定を見たので八十餘年間は、幸に無事なることを得たるが、仲哀天皇即位の二年には、又もや熊襲親征の爲に、天皇は聖駕を穴門

(今の長門)の豊浦宮に進められると云ふ事態を生じ、八年正月四日(壬午)には、更に聖駕を筑紫に進め給ひて、檀日(今の長門)の宮にましましたるが、熊襲の亂は中々平定すべくも非ずして、實を云へば、稍持て餘しの氣味となりたれば、九月五日(巳卯)群臣に詔りして此が方策を議せしめられたのである。

ニ 神功皇后に託しての神教

然るに此時に當りて、神あり皇后に憑りて曰く『天皇何ぞ熊襲の服せざることを憂ひ給ふを要せんや、是は恰も齋(イハヒ)の空しきが如き國なれば、兵を擧げて之を伐つには足りないものであるが、海の西には、此國に勝りて、別に寶貨の國があつて、多くの金銀及綵色を産する國であるが、之は栲(カク)新羅(シラヤ)の國と云ふものであるから、若し能く吾を祭り給はば、双に血ぬらずして、其國は自然に服従し、熊襲も亦隨つて服従するものである』との旨を奏した。

されど天皇は之を信じ給はずして『朕は人をして、高山に上つて、遙に望ましめたるに、水天渺茫只海のみあつて國を見ず』と云ふことであつたとて、神教に従はず、何者の神ぞ、徒に朕を欺かんとするとて、銳意熊襲の討伐に熱中せられたるが、神は此時更に『若し之を信じ給はざれば、今皇后の胎中にまします、皇子こそ之を獲給ふべし』と奏したるに、天皇は飽迄も之を信ぜずして、熊襲の強撃を行はれたるも、勝つこと能はずして、還幸せられたるが、其翌九年二月四日(丁未)天皇は身に痛を覺へて、其翌五日崩御せられた。しかし一説には、天皇は賊矢に中りて崩御せられたとの説も傳へられて居る位である。

以上の記述のみでは、熊襲族と朝鮮との交渉は不明なるが如くなるも、之を常識より考ふるに、只西陲の熊襲族のみが、執拗にも前後百餘年間に亘りて、朝廷に反抗し、最後には天皇數年に亘る親征も、之を征服すること能はずして、痛ましくも行宮に於て崩御せらるゝと云ふが如き頑強なる抵抗力が、果して熊襲一族のみの力であつたか、將た又

所謂神教の示せるが如く『熊襲は齋の空しき國であつて、西の方新羅の國は、金銀綵色の國なれば、之を打てば熊襲は、自然に服従するものである』との教訓は、是れ何物を吾人に示すものであるかは、敢て多言を要せずして、明かなる問題であるから、予は景行天皇の六年に亘る長期の九州巡幸と云ひ、皇后に憑りての神教と云ふも、要するに對韓政策の根本的解決に進む道程に過ぎなかつたものであるとの一語を以て、之を盡し得るものと信ずる次第である。

ホ 神功皇后の雄略

熊襲族の反抗と三韓との關係は、要するに前記の如く各種の觀察點によりて、少くとも或程度までの關係があつたものであるとの推斷を下さんとするものであるが、予は茲に今一つ、右の觀察點を鞏固ならしむることを得る、極めて貴重なる資料を有するものなれば、少しく其間の事情を略述するであらふ。

天の日槍が我國に歸化したるは、即ち垂仁天皇の三年であるから、神功皇后が三韓征伐までには、既に二百餘年を経過しては居るが、皇后の母系は、即ち日槍五世の孫たる、忠臣田道間守の子多遲摩比多訶(タヂマヒトカ)の曾孫氣長宿禰(キナガスミ)の許に嫁して、氣長足姫尊(キナガタラシ)を産みたるが、此の尊こそ、即ち皇后であつたと云ふことを考ふれば、皇后は其系統より云ふも、朝鮮の事情には、自然に通曉し給へる結果、熊襲族の反覆常なきを見ては、既に之に對する政策は、家庭の關係より云ふも、自然に一種の成竹を有し給へるものと推測し得らるゝのである。

故に皇后には上記の如き神教も、直に之を實行し得らるべきものであるとの實感を生じ給へるは、蓋し當然のことと思はれる。されば其間の消息に關しては外交志稿にも『案するに熊襲は本と新羅に通ず、故に其反するや、新羅の後援を恃むものなれば、皇后は天縱の睿智を以て、必勝の策を胸中に熟せらるゝに依り、神語に託して、之を天皇に告げられたるも、天皇は遠征を欲せさせられざりしを以て、海あるも國なしとの言を發せられたるが、既に蘇那曷叱

知が任那よりの來朝及日槍が新羅よりの歸化の後なれば、何ぞ海外に國があると云ふことを、知ろし召さざるの理あらんや」との意を述べて居るが、是は自然に予の所見に合するものである。

故に皇后は、天皇の大行に遭ふても、堅く之を秘して喪を發せず、密に武内宿禰をして、梓宮を豊浦の宮に殯せしめられたる後、吉備鴨熊をして熊襲に當らしめ、自らは橿日宮にありて征韓の方略を定め、群臣に左の如き勅を賜ふて其決意を示された。

夫れ師を興し衆を動かすは國の大事にして、安危成敗は必ず斯に係るものなれば、今征伐するに當り、事を以て群臣に告げんとする所は、事若し成らずんば罪群臣にあるも、是は甚だ傷ましきことである。故に吾婦女の身にして、しかも不肖なるも、暫く男貌を假つて、強ひて雄略を起し、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の助を藉りて、兵甲を振ふて險浪を度り、艦船を整へて以て財の土を求む。事若し就らば、群臣と共に功を有し、事若し就らざれば、吾獨り罪を有せんとす、既に此意あるを以て、其れ共に之を譏れ。

之に對して、群臣は皆「皇后天下の爲めに、宗廟社稷を安んずる所以を計り、且罪臣下に及ばずと宣し給へるも、誰か勉勵して詔を奉ぜざらん」と稱して、悉く踴躍して忠誠を誓ふたのである。

へ 新羅征討の軍令と王の降服

此に於てか皇后は九月十日(己卯)諸國に令して、船舶を集め、兵甲を練り、準備既に調ひたれば、吾瓮の海人鳥摩呂、磯鹿の海人名草等をして、西海を望ましめられたるに、還りて「西北の方に山あり、雲を帯びて横に廻れるを見れば、蓋し國あるなるべし」と奏したれば、爰に吉日を卜して出征せらるることとなり、親ら斧鉞を執りて、三軍に對して左の如く令せられた。

金鼓節なく、旌旗錯亂する時は、士卒整はず、財を貪りて欲多く、私を懷ふて内を顧みれば、必ず敵の爲に勝にせらる。敵は少なりとも、輕んずることなく、強なりと雖も、屈すること無く、姦暴は聽すことなく、自ら服するものは殺すこと勿れ。戦に勝たぬものは、必ず賞せられ、背走するものは、自ら罪あらん。

とて士卒を約束し、十月三日(辛丑)和珥津(今の對馬の豊崎)より發船せられたるに、大魚悉く浮びて船を挟み、楫を勞せずして、直に新羅玉城に到りたれば、新羅王は、戰慄して身を措く所を知らず、諸人を集めて曰く「新羅の建國よりこの方、未だ曾て海水の國に浚たることを聞かず、然るに今天運盡きて、國將に海とならんとするか」との言を爲し、未だ之を終らざるに、船師は海に滿ち、旌旗は日に耀き、鼓吹の聲起りて、山川に振ひたれば、新羅王は遙に之を望んで思へらく、是れ非常の兵にして、我國を滅すものなるべしと爲し、恐れて志を失ひたるが、忽にして醒めて曰く「吾聞く東方に神國あり日本と云ふ、亦聖王あり天皇と云ふ、思ふに必ず其國の神兵なるべければ、豈に兵を擧げて之を拒く可けんや」と稱して、白旗を掲げ素組を以て面縛し、圖藉を封じて、皇后の船前に降伏した。

今其當時の状況を述べれば、王は叩頭して曰く「今より以後、長く乾坤と共に伏従して、餉部となり、船楫を乾かさずして、春秋に馬梳及馬鞭を獻じ、復た海の遠を厭はずして、年毎に男女の調を貢すべし」と稱したるが、更に重ねて左の如き誓詞を述べて居るのを見れば、流石は支那の影響を受けて居るだけに、辭令は中々巧妙である。

東に出づる日が、更に西より出て、且阿利那禮(鴨綠江との説あり)の河は、返つて逆に流れ、河の石は昇つて、星辰と爲ること非らざるに、春秋の朝を開き、梳鞭の貢を廢したる時は、天神地祇にも罰せらるるものである。

此の時氣の早きものの中には、新羅王を誅せんと請ひたるものもあつたが、皇后は「初めて神教を承けて將に金銀の國を授づけられたるものなれば、三軍に命じて降服せるもの殺すこと勿れと令したるに、今既に財の國を獲て、人も亦自ら降服せるものなるに、之を殺すは不祥である」とて許し給はず、旨を降して、乃ち其面縛を解かしめ、餉部

と爲して、直に其國中に入りて、重寶府庫を封じ、文書圖籍を收めたる後、皇后の携へられたる矛を以て、新羅王の門に樹て、後世の印と爲し、王は微叱ミシコナ已知、波珍ハチン于岐等ノキに命じて、質として入朝せしめ、金銀、綾羅、練絹其他を八十艘の船に載せて、筑紫に凱旋せられたるを以て、新羅王は爾後年々八十艘の調貢を上ることとした。

ト 新羅征伐の影響

右の如く、殆んど神授的に一兵に血ぬらずして、新羅王は皇師の威容を見たるのみにて降服したるは、蓋し王は勿論國人にも、既に日本なるものゝ實力が充分に理解せられて居つた結果であると云ふことは、王の降伏状況を見ても明かなる所であつて、予の所謂國史の表面には、何等兩國の關係に躍進の跡を示さざるが如くなるも、實際には皇后の征伐を必要とするまでに、裏面に於ける兩者の關係は、緊迫しつゝあつたと云ふことを示すものである。故に右の如き新羅王の降服は直に當時鼎立の状態にありし、他の高麗百濟の二國にも大なる影響を與へ、聲に應ずる響の如く新羅王が圖籍を收めて降服したと云ふ事を、密偵の報告に依りて知悉し、人を遣して、我軍の營外に來りて叩頭し、今より以後永く西藩と稱して、朝貢を絶たざる旨を誓ふたと云ふことであるから、新羅征討は一舉にして、所謂三韓を、我王化に服せしめたるものなれば、皇后は内宮家と稱するものを置いて、之を管理せしむることとし、同年十二月十四日(辛亥)筑紫に凱旋せられたのである。

故に是役を概観すれば、仲哀天皇の崩御の日より之を起算するとしても、二月六日より十二月十四日筑紫に凱旋の日までに費されたる日數は、僅に二百八十餘日に過ぎなかつたのであるが、其實十月三日に和珥津より船出して、十二月十四日凱旋までの日數を計算すれば、僅に七十餘日なりしを見れば、其奏效の速なること、古今東西に其比を見ざるものであつた。されば、之を國史の進展上より云へば、皇后は之に依りて、前後百餘年に亘る熊襲族の反亂を後援する新羅を征して其禍根を斷絶し、之に依りて我邊疆の治安を維持せられたるものであるが、其結果は自然に朝鮮に於ける我國の立脚地を鞏固にして、將來に亘る日支の文化的交通の基礎を築かれたるものなれば、其偉業は到底忘るゝことの出来ない事件であつた。

チ 朝鮮文化に對する我が國民の讚美

皇后は征韓の偉業を完成せられたる凱旋の翌年、即ち神武紀元八百六十一年より、攝政の位にありて、萬機を統御あらせられたるが、其期間は實に六十九年の長期に亘りたるを以て、我國の社會は其間に於て著るしく、朝鮮文化の影響を受くることとなりたるは、云ふまでもなき所であるが、今其概要を略述することとした。

仲哀天皇の八年、即ち皇后の新羅征伐の前年には、百濟の人功コウ滿王マン(秦の始皇の後裔)が我國に歸化して珍寶及蠶種を獻じたので、我國に於て蠶糸を用ゆるの途を知りたるは乃ち其貢獻であつたが、其翌九年には、皇后の征伐となりたるを以て、金銀、綵色、綾羅等の物品を八十艘の船に滿載して、歸つて來たのであるから、未だ原始的生活の域を脱せざりし、我國の民族は、始めて此機會に於て朝鮮の文化は勿論、漢の文化に接觸するを得たるものなれば、之を形容するに「眼メ炎カク金銀コウ彩色シロが多くある國」と云ひ、又は「美女メウの隊テイ國コク」であるなどの言葉を用ひて、其美を讚へたるを見ても、如何に驚異の眼を睜りたるかは、之を想設するに難くない。故に爾後若干の曲折はあつても、大體に於て貢使の入朝に對しては、必ず送使を遣はして之を送り、其他の方面に對しても終始關係を保たれたと云ふとは、絶對の必要からであつたと云はねばならぬ。

リ 支那への交通と百濟の入貢

されど其間に於て、或は貢品を粗略にし、又は入貢を缺くが如き場合には、斷乎として之を詰責すると云ふ有様であつて、三韓に對する我國の恩威は充分に行はれて居つたのである。故に皇后三十八年より四十年に至る間に於て、皇后の名を以て魏に使し、後漢の故智に倣ふて、親魏倭王の印綬其他貴重なる贈品を受けたる事跡等も、魏志に現はれて居るが、予の卑見を以てすれば、朝鮮或は九州の豪族が、聲威隆々たる皇后の名を利用して、魏と私通したるものであつて、決して皇后の宸斷より出でたる遣使ではないと云ふことは、之を斷言して憚らざる所であるが、是は別に項を改めて論述することとし、更に進んで皇后の事略を按ずれば、四十六年三月斯摩宿禰を卓淳國(任那の別種)に遣はされしに、卓淳王は斯摩の宿禰に對して、

四十四年(甲子)七月以來、百濟人の久氏、彌州流、莫古の三人我國に來りて曰く、我王は東方に日本の貴國あることを聞き、臣等を遣はして朝せしめんと欲して、道を斯土に求めしめたるものなれば、道路を通ぜしめらるれば、我王は必ず深く君王を徳とせんとのことであつた。故に寡人(卓淳王)は、久氏等に對して、東に貴國あるを聞きしも、未だ通じたることなきを以て、其道を知らざるが、唯海路浪險なるを以て、大船に乗せざれば、通ずるを得ざる旨を答へたれば、久氏等は、然らば更に船を造りて通ずる旨を述べ、且若し貴國の使者が來らるゝことあれば、必ず吾國の意思を傳へられたしと稱して歸國したる旨

を告げたるを以て、斯摩の宿禰は、從者爾波移と卓淳國人過古の二人を百濟に遣はして、王を慰問せしめられたれば、百濟王肖古は深く喜んで之を厚遇し、五色の綵絹各一匹及角の弓箭、並に鐵鎧四十枚を爾波移に與へ、更に寶藏を啓いて、種々の珍寶を示して曰く、吾國よりはかゝる珍寶を獻げんと欲するも、道路を知らざるを以て、志あるも之を致すに由なきを以て、今使者に付托して貢獻の意を、傳ふる旨を述べたれば、爾波移は、還つて之を斯摩に復命し、斯摩は之を朝廷に報告した。

又 任那府の建設

右の如くにして、其翌四十七年には、百濟の使入久氏等の三人が、王命を奉じて我國に朝貢した。然るに此時恰も新羅の調貢使も、久氏と共に入京したれば、皇后及太子譽田別尊は、大に之を歡び給ひしも、皇后は先皇(仲哀)の望みましたる國人等が來朝せしに、痛ましいことには、其時に及ばざりしを惜むとの嘆を發せられしにより、群臣は皆流涕したとの事であるが、皇后としては、かくも新羅、百濟二國が珍貴なる貢物も捧げたるに際し、先皇を偲び給ひしは、蓋し人情自然の發露であつて、美はしき事であつた。然るに彌々其貢物を檢校するに及んで、狡猾なる新羅は、潛に百濟の貢物と入替へ、極めて菲薄なるものを奉つたと云ふことが發見せられたので、人を百濟に派して其事實を調査せしめたる後、新羅に對して其罪を科すと云ふが如き事件が持ち上り、千熊長彦が其選に當りたるが、兎に角百濟が確實に朝貢し始めたは、實に今年よりのことであつた。

而して、之は百濟の古肖王十四年であつて、新羅は昔活解王の元年なりしが、我神武紀元の九百七年であつた。爾來新羅に對する問罪、百濟の忠誠、其他の交渉は皇后の攝政期間を通じて、繰返されたる事件なるも、之には之を略して、皇后の攝政期間たる六十九年間は、著るしく日鮮關係を躍進せしめて、終に四十九年には、任那に日本府を設けて、朝鮮を統轄することとなつたのであるから、漢の武帝が(神武紀五百五十二年)樂浪以下の四郡を置きて、朝鮮を統轄したる雄圖は既に消散し盡して、箇々に分裂せる朝鮮の大部分が、或程度までは、日本の節度に服することとなつたのであるから、我國の文化發達には多大の影響を與ふることとなつたのである。

第三章、應神朝の儒教輸入と其效果

イ、應神天皇以前の歸化人

神武紀元九百九年は、即ち蜀漢延熙十二年にして、新羅は昔沾解王の三年、高句麗は、中川王の三年にして、百濟は古爾王の十六年であつて、西洋紀元の二百四十九年であつたが、此の年は、即ち神功皇后の攝政四十九年にして、日本が任那に鎮守府を設けて、朝鮮の大部分を我勢力下に置いたと云ふ、紀念すべき年であつたと云ふことは、既に前項に於て述べた通りであつた。しかし其實新羅、百濟と共に、高句麗までが入貢することゝなつたのは、夫より二十八年を遡る、應神天皇即位の七年であつた。故に我國の威令が完全に朝鮮半島に行はるゝことゝなつたのは、即ち神武紀元九百三十六年であつたと云はねばならぬ。

されど夫れ迄には、幾度か使を遣はして、其反覆常なきを責め、又は將に命じて、其罪を問はしむる等の事件を繰返へされた結果であることは、云ふまでもないことであつて、決して偶然にかゝる好結果を齎らしたるものではないが、予は茲に此等の事跡を敘するの煩を省き、應神天皇の御宇四十一年間を通じて、最も特殊なる現象と云ふべきは、多數の歸化人が朝鮮より移住せしことゝ、儒教の輸入であつたから、茲に此等多數の歸化人に關する狀況より、順次に之を概観することゝした。

我國の史上に、最も著名なる印象を貽したる事件は、前項に於て屢々記述せる如く、新羅の王子天日槍の歸化であつたが、之に繼いで、仲哀天皇の八年には、百濟より秦の始皇の裔孫功滿王が、我國に歸化して、日槍の歸化せる當

時と略同様なる、珍寶各種を獻じたる以外に、日槍が陶工を携へ來りたると同じく、彼は蠶種を齎らし來りて、我國の殖産史上に一新紀元を造つて居るが、爾後暫くは、著名なる歸化人の入國を見ざりしも、神功皇后の攝政五年に至り、武内宿禰の子襲津彦を新羅に遣して、入貢の例に違ひたる不法を責めしめたるに、新羅が命を奉ぜざりし爲、襲津彦は草羅城を攻撃して、其人民を俘囚として、歸朝せる中に、織工數人ありたれば、之を大和の桑原、佐原、忍海、高宮（何れも大和國）の四邑に住せしめ、綾を織らしめたるを以て、時人は之を漢人と稱して居るが、要するに之は會て功滿王が齎らしたる蠶種が、此時に至りて始めて綾羅を織出す資料と爲つたのであるから、我國民の蠶糸織造に關する技術は、此等朝鮮人の手に由りて、發達せるものであることを知らねばならぬ。

ロ、應神朝の文化移殖

先に一言せるが如く、神功皇后の攝政期間たる六十九年を通じて、朝鮮を經略せられたる結果は、應神天皇即位の七年に至りて、始めて完全なる効果を奏し、高句麗、新羅、百濟、任那の四國が、同時に入貢すると云ふが如き、有史以來未曾有の盛況を呈したるを以て、天皇は此等の入貢せるものゝ技術を利用して、用水池を造らしめらるゝことゝなり、之を奉行せしむる爲には、國家の宿老たる武内宿禰を命ぜられたのを見ても、如何に之を鄭重にせられたかと云ふことが明かであるが、更に此池を韓人池と命名して、其功を永久に紀念せられたのを見ると、此の事件は、我國の土木史上に特筆すべきものであると云はねばならぬ。

越えて七年後の十四年二月には、百濟王より縫衣の工女眞毛津と云ふものを貢ぎたれば、之を大和の高市郡に居住せしめられて、後世に於ける裁縫の始祖となつて居る。故に仲哀八年に功滿王が蠶種を齎らしたる以來、茲に始めて蠶

糸の製造法を知りたる我國は、此時に至りて漸く縫衣の術までも發達することゝなつたのであるが、其間實に八十五年を費やして居るのを見れば、一事一物を創作すると云ふ事は、決して容易の業ではないと云ふ事を知るに足ると同時に、神代以來木綿又は麻を用ひ來れる被服問題の上に、絹布の織造及裁縫業が、歸化人に由りて完成せられたるを見れば、歸化人が我が國民の日常生活に及ぼしたる貢獻は、蓋し大なりと云はねばならぬ。

ハ、儒教及漢字の輸入

上記の如き日常生活に必要な物質文明の輸入も、固より之を輕々に看過すべきものではないが、更に一步を進めて觀察する時は、吾人の精神生活に必要な精神文化の方面に、一段の進展を示す時代に逢著するは、人文史上に於ける最大快心事であつて、我國も開國以來純朴にして質實なる無爲的生活より脱却して、極めて複雑なる内容を有する漢文字を取入れ、且之に付隨せる倫理綱常を以て政治的意識とする儒教を輸入して、國家社會を經綸するの繩墨となすの時代が來たのである。

而して夫は、應神天皇即位の十五年八月であつた。故に少しく之を述べれば、百濟の古爾王は其王子阿直伎を遣はして、良馬を獻せしめたるが、此阿直伎は經典に通じて居ると云ふので、皇子菟道稚郎子をして直に之に従學せしめられたるが、阿直伎は諸經に通曉して居たので、天皇は叡感の餘り、汝が國には、汝に勝る學者があるかと問はせられたので、阿直伎は臣が國には博士王仁と云ふものがあつて、諸種の典籍に通じて居ると奏したれば、天皇は荒田別を遣はして、之を徵されたるに、王仁は冶工卓素、吳服西素、釀酒仁蕃等を率ひて來朝し、論語十卷と、千字文一卷を獻じたのは、其翌十六年であつた。故に皇子は改めて王仁に師事して、經典を學習せられたるが、王仁は果して總て

の經典に通じて居ると云ふので、大に崇敬せられたと云ふことである。

以上は、書紀に現はれたる儒教及漢字輸入當時の状況であるが、天皇が皇子に命じて從學せしめられたと云ふことは、斯道の普及には此上もなき奨励方法であつたが、越へて十二年後の二十八年には、高麗王が使を遣はして入貢せらるに、其上表文には「高麗國王日本國王に教ゆ」と云ふ無禮の文字があつたので、温厚な菟道稚郎子皇子も、之を讀んで、大に詰責せられた程であるから、始めて學問の効果の大なる事が顯れたので、天皇は群臣に詔して、經史を博士王仁に從學せしめらるゝことゝなつたのである。故に王仁は我國に儒教を傳へたる始祖であると同時に、彼の子孫は我國の書首フミノオトと爲つて居る。

ニ、當時に於ける造船術と技師の來朝

右の如く天皇の十六年には、支那の文學が博士王仁によりて傳へられたるのみならず、王仁の來朝と共に、冶金工及釀酒家織造家と云ふ如き諸技術も輸入せられたのであるが、是より先き、天皇は即位の五年八月十三日（壬寅）諸國に令して海人及山守部ヤマモリベを定められ、更に又同年十月には、伊豆の國に命じて、長さ十丈の船を造らしめ、之を海に浮べしめられたるに、其速きこと飛ぶが如くなりと云ふので、其船を枯野と名づけられた。

然るに、三十一年秋、内地諸國の貢船五百艘が、武庫の水門に會たる時に際し、偶新羅の貢使も亦茲に來り舶したるが、誤つて火を失し、悉く其五百の貢船を焼きたれば、朝廷は之を責められたので、新羅王は大に之を懼れ、造船の良匠を選んで之を獻じたるが、之は攝津の河邊郡の猪名部イナベに居住せしめられ、後世に新羅の造船法を傳へたる始祖と爲つたのであるから、人呼んで猪名部の工人と稱した。

しかし四面環海の我國では、新羅人の技術を待つまでもなく、既に造船は或程度までは、自然に發達して居つたものであつて、天皇の五年には枯野と云ふ船を造つたのを見ても、明かに之を立證し得らるゝが、造船に對する天皇の優渥なる聖慮も、誠に至れり盡せりと云はねばならぬ史實があつて、之を逸するに忍びないから、餘談ではあるが、之を特筆することゝした。

三十一年八月、天皇は群卿に詔して、官船枯野は伊豆の國より貢したるものであるが、最早朽ちて用には堪へなくとも、久しく官用を勤めたるものであるから、其功は之を忘れてはならないのみならず、其名も亦之を絶つことなくして、後世に傳ふべきものである。

との旨を降されたので、群臣は其枯野の船材を薪として、楯を燒きて五百箇を得たので、之を諸國に賜ふて、船を造らしめたるにより、諸國は一時に船を造りて、之を奉りたるものが、即ち前記の如く五百艘の貢船であつた。然るに其枯野の船材の一部が燒け残つたので、之を其餘燼の中より取り出して天皇に献上したるに、天皇は之を以て琴を造らしめ給ひたるに、其音鏗鏘として遠く聽へたれば、天皇は之を愛して

詞羅遠島、之褒珥榔枳之餽阿摩離、虛等珥苑句離、詞枳譬句榔、由羅能斗能、斗那詞能、異句離珥、敷例多苑、那豆能紀能佐榔佐榔、

と云ふ御製を遊ばしたるが、其意味は「枯野を燒きて鹽を造り、其残りを琴に製して弾けば、由良の海峡の、瀬戸の中の海石に、搖られ立つ、なつの木（海松とも云ふ）が、さや／＼と清亮なる音を發するが如し」と云ふて、之を愛し給ひたるが、要するに之は、天皇の船に對する御趣味より來れる、枯野に對する愛着の程をも伺ふに足るものであつて、我國の造船術が發達して五百の貢船が出來た所以が判る次第である。

ホ、大部隊の歸化人と日支直接交通の第一歩

應神朝以前の歸化人に關しては、既に前項に於て一言したる通りであるが、應神天皇の十四年に至りて、弓月君が百濟より百二十縣の人夫を率ひて歸化せんとしたるに、新羅が之を拒みたるを以て、弓月の君のみ逃れ來りて之れを訴へたので朝廷は、襲津彦を遣はして、之を迎へしめんとせられたるも、襲津彦は三年を経ても歸らざりしにより、十六年八月には、平群木鬼宿禰と、的戸田宿禰とを遣はし、之に精兵を授けて機宜の措置を取らしめんとせられたので、新羅王は之を恐れて襲津彦をかへし、並に弓月の人夫を來朝せしめた旨を記してあるが、朝鮮の記録には、新羅では美女をして襲津彦を欺かしめたるが如き記事もあるが、免に角右の二人が兵を率ひて之に臨みたる爲め、襲津彦は歸化人と共に歸國するを得たるが、不幸にして其人員が幾許なりしやは之を知るに由なきも、要するに一大部隊の集團的の移民であつて、彼等は我國の文化建設に大なる貢獻を爲したるものなる事は之を察するに餘りある。

之に次で、大部隊の歸化人が來朝したのは、同二十年九月五日（原田家系譜）漢人阿知主なるものが、其子都加の使主と共に、其黨類十七縣の民を率ひて歸化して居るが、阿知八代後裔たる、福岡市原田芳則氏の系譜に依れば、阿知は女弟延德興以下の七姓と共に、二千四十人の大部隊を率ひて歸化したので、朝廷では之を大和高市郡の檜前に居住せしめられたるが、之の阿知の使主は、漢の靈帝の後裔であると云ふことであるから、漢人が我國に歸化したる、第二の記録であるが、この歸化人の子孫は、諸國に蕃衍して我國に貢獻して居ると云ふことは、他項に於て之を述べることゝし、彼等父子が三十七年天皇の旨を奉じて、先づ高麗に赴き、其先導に依りて、吳に於て縫工を求めんとしたれば、高麗王は久禮志、久禮波の二人をして、之を送つて吳に到らしめ、兄媛、弟媛、吳織、穴織の四女を伴ふて、四十一年に歸朝したのである。

然るに是も亦、田道間守が垂仁天皇の命を奉じて、常世の國に使し、十年後に歸朝せるに、天皇崩御の後であつたと同じく、天皇崩御の後であつたのは遺憾千萬なる事であつた。因みに吳と云へるは東晋の都建業を指したるものであつ

て、其地が南方にあるから吳と稱したるまでの事で、其實は東晋に使したるものなるも、茲には舊記のまゝ吳と記して置くが、之は歸化漢人の國外遣使の最古の記録であると同時に、朝廷より支那へ遣使せられた始ての事に屬し、又支那の工女が、我國に入りたる最初の出来事であつた。

へ、應神朝の文化進展

上記の如く、應神天皇の一代を通じて、文化移殖の跡を考ふれば、土木、織造、裁縫、冶金、造酒、造船、音楽等の各般に亘りて大いに、我國民の生活を向上せしめられたるものであるが、十九年十月天皇が、吉野の宮に幸し給へる時に、國樸人と稱する山間の民が、醴酒を獻じて讀める歌には

伽辭能輔耳。豫區周塢苑區利。豫區周珥。伽辭能游朋瀾枳。宇摩羅珥。枳虛之茂知塢勢。磨呂俄智。

とあるのを見れば、王仁と同行せる釀造家が傳へたる釀造法に依りたるものに非ずして、酒を造るには、皆其米を嚼みて、造りたるものを獻じたるものであつて、其意味は「樞の林に、横臼を造り、釀せる大御酒を、うまさふに飲み給へ、吾々の父」と云ふものであつて、其純情は掬すべきものもあるも、舊來の方法にて釀造せるものを奉つた事が明かである。故に其後新式の釀造法が一般に傳播せらるゝと同時に、冶工其他の技術が傳へられたる上に、儒教並に文學も輸入せられ、しかも、夫を自ら皇太子に學習せしめられ、二十八年よりは、終に在朝の百僚も、勅命に依りて、文學に親むことゝなつたのを見ると、我國は茲に始めて、今日の所謂精神文化の基礎が築かれたのである。故に吾人は天皇の勲慮と、博士王仁の功績は、國史と共に、永久に之を紀念せねばならぬものである。

次に織造、裁縫に關しては、天皇が特に意を用ひ給へるものなりしことは、阿知使主父子を吳に遣はされたる一事にても之を知ることが出来るが、百濟王も亦天意のある所を察して、其妹新齊都を使はして奉仕せしむることゝなり

たれば、媛は七人の婦女を率ひて來歸して居る。されば天皇の御宇に當りて最も發達せしものは、國民の服飾と、思想の向上であつたと云ふことが出来るが、其外には、十五年に百濟王より、阿直岐を入貢せしむるに當り、良馬二匹を献上したれば、之を輕阪の厩に於て飼養せしめられたといふことであるから、之も見方に依りては、我國畜産史上の一エボツクであるとも云ひ得らるゝものである。故に之を約言すれば、天皇の御宇は、我國に支那大陸の文化の種子を播かれたるものであるから、吾人は文化の發芽せる時代として、特に之を追憶せねばならぬ次第である。

ト、應神天皇の太子冊立

吾人は現代の邦人が、あらゆる方面に於て、歐米の文化を吸収することの速かなるに對して自らも誇り、又世界の驚異であると云ふ言を聽くものであるが、吾人の見る所を以てすれば、吾人の祖先は、有史以來あらゆる事物に對して、之を吸収すること速かなりし事は、現代人が歐米の文化を吸収する事の速かなりしと何等擇ぶ所がないと云ふ事實を示して居るのを見て、之を快とするものである。現に之を應神朝の十六年に於て、始めて輸入せられたる儒教の感化は、早くも二十餘年を経過したる四十一年天皇崩御に際して、皇太子菟道稚郎子は、兄君たる大鸕鷀尊に讓るに天下を以てせられたるは古今に其例稀なる美德であるが、結局推讓三年の後に至り、稚郎子太子は、大鸕鷀尊の志を奪ふ可らざるを知り、自裁して之を讓られたれば、尊も亦天位の虚ふすべからざるに由り、終に立つて天業を繼がせられたるが、此尊こそ實に世にも名高き、仁徳天皇にましく、列聖中に於ても、特に仁政を布かせられたるが、しかし是は勿論天皇の天資仁恵にましく、たるに依ることゝは雖、其半面には、儒教の感化が、預つて力ありしものたることは明かである。故に予は茲に少しく立太子當時の状況を述べることゝした。

應神天皇は、兼て甚だしく稚郎子皇子を愛し給ひしが、崩御の前年二月八日(戊申)天皇は、大山守命(第二王子)及大

鸕鷀尊(第四王子)を召して、之に問はせらるゝに「汝等も亦吾子を愛するや」との言を以てせられたれば、兩皇子は甚だ愛する旨を答へられたるに、天皇は「然らば其長子と、少子とは、孰れが尤も甚しきや」と問はせられたるに由り、大山守命は、之に對して「最長子を愛する旨を」答へられたれば、天皇に悦ばれざるの色ありたるを以て、大鸕鷀尊は、預め天皇の色を察して「長子は多く寒暑を経て人と爲り居るものなれば、更に憂ふべきものなきも、唯少子は未だ人とならざるを以て、甚だ憐むべきものである」と答へられたので、天皇は大に悦び給ひて「汝が言は寔に朕が心に洽へり」と仰せられたるが、是は天皇が常に其幼子稚郎子を愛して、之を立て太子たらしめんとする思召ありしに由り、二皇子の意を和らげんが爲に、故さらには是の間を發せられたのであるから、大山守命の奏對を悦ばれざりしも、終に同月二十四日(甲子)菟道稚郎子を立て太子と爲し、即日大山守命に命じて、山川林野を掌らしめ、大鸕鷀尊を以て、太子の輔と爲し、國事を掌らしめられる事となつたのが、即ち立太子當時の事情であつた。

チ、天皇崩御後の天位推讓

然るに其翌四十一年二月十五日(戊申)天皇は、豊明宮に崩御し給ひければ、太子は當然天位を繼承せらるべきものなるに、太子菟道稚郎子は、位を兄大鸕鷀尊に讓りて、即位し給はずして、大鸕鷀尊に告げらるゝには

夫れ天下に君として、萬民を治むるには、之を蓋ふこと天の如く、之を容るゝこと地の如くにして、上に驕ぶ心ありて百姓を使へば、百姓も亦欣然として、天下は安かなるを得るものである。然るに、今我は弟の身にして、文獻足らざれば、何ぞ敢て嗣位を繼いで、天業に登るに堪へんや。況や大王は風姿岐嶷にして、仁孝遠く聆へ、年齒長ぜらるゝを以て、天下の君と爲るに足るものである。其れ先帝が我を立て太子と爲し給へるは、才能あるを以てには非ずして、唯我を愛せらるゝが爲である。然るに宗廟社稷を奉ずるは重事なれば、僕の不佞を以てしては、之に稱はざるものである。夫れ昆は上と爲り、季は下となり、聖は君となり、愚は臣となるは、古今の常典なれば願くば、王吾を疑ふことなくして、帝位に即き給へ、我は則ち臣と爲つて助け奉らむ。

との意を述べられたるに對し、大鸕鷀尊は、之に答へて、

先皇は一日も皇位の空ふすべからざるを以て、預め明德を選び、王を立て貳と爲し、之を作して嗣と爲し、之に授くるに民を以てし、其寵章を崇めて國人に之を聞かしめ給へるものなれば、我は賢ならずと雖、豈に先帝の命を棄て、輒ち弟王の願に従ふべきものならんや。

との意味を述べて、即位を肯んぜられず、互に相讓られたれば、其間に種々の問題が発生したるを以て、之を太子に問ひ奉れば、難波にまします大鸕鷀尊に問へとの旨を宣せられ、大鸕鷀尊に問ひ奉れば、之を菟道にまします太子に問へと稱せらるゝと云ふ有様であつたが、其甚しきに至りては、海人が鮮魚を奉らんとして、之を菟道の宮に奉りけるに、太子は之を讓りて前述の如く、之を難波の宮に奉れとの旨を宣せられ、難波の宮に奉れば、之を菟道の宮に奉れと宣し給ひしを以て、海人は往復に三日を要して腐敗したる鮮魚を、更に新鮮なるものに取替へて、難波の宮に奉りたるに、亦之を讓りて、菟道の宮に奉れとのことなりしを以て、海人等は、即ち之を路傍に棄て、哭して曰く「海人なんや己が物から」と云ふ嘆を發したと云ふことである。

リ、皇太子の自盡

右の如き状態が繼續せらるゝこと三年に及びて、各其志を枉げられなかつた爲、其間には野心ある皇子が天位を覬覦せらると云ふが如き事件までも起つたので、かくては累を祖宗の社稷に及ぼすこととなるので、皇太子は終に自盡し給ひたれば、大鸕鷀尊は馳せて菟道の宮に到り、胸を折つて慟哭し、爲す所を知らず、自ら髪を解いて、太子の屍に跨り、三度び太子の名を呼び給ひけるに、自盡後三日を経たる太子は、聲に應じて蘇生し給ひければ、大鸕鷀尊は太子に對して「悲しかな、惜いかな、何が故にか逝き給ひしぞ、若し死者にして靈ありとすれば、先帝は我を以て何

と謂ひ給はんや」との嘆聲を發し給ひければ、太子は尊に對して、「是れは天命であつて、誰も能く我を留むものはないのである。故に若し地下に於て、先皇に遭ひ奉れば、兄王たる聖者に對して、國を譲りし旨を具奏するであらう」と云ふ意味を述べられたる後、更に「聖王は我死を聞いて、遠路を急馳せられたれば、疲勞し給はずや」などの慰勞の語さへ發し給ひ、且種々後事を囑し終りて薨去し給ふたのである。されば大鶴鶴尊も、痛を忍んで素服して喪を發し、之を菟道山上に葬られたるが、其翌年(即ち神武紀元九百七十三年)正月三日(巳卯)難波の宮に於て即位し給ひ、之を高津の宮と稱せられた。

ヌ、奠都せられたる難波

想ふに、古へより大和、山城、近江等の如き、山間にのみ都せられたる皇居が、此時始めて、海濱の難波(今の大阪)に遷されたこと云ふことは、内地は勿論、三韓との交通頻繁を加へ、我國の造船術も發達したる結果、難波に奠都せらるゝ方が便利なりし爲めであつたと云ふは、改めて云ふまでもない事であるが、我國の文化も此に到りて、一大進展を示したるものと云はねばならぬ。

故に予は更に進んで、新帝の施政如何を略述して、難波に遷都せられたる以後の、新猷を考察せんと欲するものであるが、既に前項に於て歴述したるが如く、天位の推譲に對する、兩皇子の間答を見ても、其の内面的の思想が全く儒教の感化に依るものであると云ふことは、明かである上に、大鶴鶴尊が即位せられたる後の新政は、一層之を明かにせられて居るのを見れば、吾國の先人は既に千數年の昔に於て、物質文明の外に、完全なる精神文明を咀嚼し吸收して、我國家社會の經綸に應用せられたる跡が示されて居るものなれば、文化史上より見て快心に堪へない次第である。

ル、仁德天皇の新政

右の如く天皇は難波に奠都し給ひたるも、其宮室は茅茨剪らずと云ふ古意に基づき、彩色を以て之を聖せられざるは勿論、桷梁柱楹にも、更に藻飾を施されず、私事を以て民の耕績する時を奪ひ給はずと云ふ、全く儒教の所謂理想的君主たる典型を示されたるが、即位の四年二月六日(甲子)左の如き詔を群臣に降された。

朕高臺に登りて遠望するに、煙氣域中に起らざるは、百姓貧にして、家に炊ぐものがない爲だと思はれる。朕聞く古の聖王の世には、人々詠徳の音を誦し、家に康哉を歌ふものである。然るに今朕は、億兆に臨むこと茲に三年なるに、頌音を聆かず、炊煙轉た疎なるは、即ち五穀登らずして、百姓が窮乏せることを示すものではなからふか、封畿の内すら、既にかくの如くなりすれば、畿外の諸國は、如何なるものがあるやも知れない。

との難有聖旨であつたが、彌三月二十一日(巳酉)至り、天下に詔して、免租の恩命を降だされたのである。

今より後三年の間は、悉く課役を除いて、百姓の苦を息める事とする。故に是の日より始めて、繡衣鞋履も、弊れざれば、更めて爲くらず、温飯暖羹も、酸餼ざれば易へざることとし、心を削り、志を約して、以て無爲に従事こととする。

と云ふ租税調役全免の聖旨を降された以來、宮垣が崩れても造らず、茅茨ぶ壊るれども、葺かさせられざるを以て風雨は隙間より入りて御衣を濕し星辰の光は壞れたる所より漏れて、床蓐を照らすと云ふ有様となりたるも、是より風雨は時に順ふて、五穀豊穰したれば、三年の間に、百姓は大に富みて、頌徳の聲街に滿ち、炊煙は繁く立ち登ると云ふ有様となつた。故に天皇は、三年を経たる七年の四月朔日(辛未)、再び臺上に上りて、遠望し給ひたるに、炊煙盛に起るのを觀はし、皇后に對して「朕は既に富めり、豈に愁ふべきものにあらんや」と宣せられたれば、皇后は何を以て然るかと問はれたるを以て、天皇は「煙氣國に滿ちたるは、百姓が富みたる爲である」と答へさせられければ、皇后は重ねて「皇垣は壞るゝも修むることを得ず、殿屋は破れ、衣被は露に濕ふも、尙富めりと云ふ事を得るも

のなりや』との間に答へて、天皇は『夫れ天の君を立つるは、百姓の爲である。然らば、君は則ち百姓を以て、本と爲すものなれば、古の聖王は、一人にても飢寒するものある時は、之を顧みて、我躬を責められたるものである。故に百姓が貧なる時は、則ち朕も亦貧なるものであるが、百姓が富む時は、則ち朕の富であつて、未だ百姓が富んで君が貧なりしと云ふことを聞かないのである』との旨を告げられたと云ふことである。

ヲ、人民の感戴

以上は天皇の側よりの仁政であるが、人民方面でも、かゝる厚澤に浴して、規然其恵に浴すべきものに非ずと爲し、七年九月には、諸國の人民は悉く奏して曰く、

課税を免じ給ひてより、既に三年を経たるが、此に因りて、宮殿は朽壞し、府庫は空虚となり給へるも、鬚首は富饒となりて、路には遺たるを拾はず、里には餓寒なく、家には餘備あるに至りたれば、此時に當りて、若し税調を貢ひて、宮室を修理し奉らずんば、恐らくは、罪を天に獲るものなるべし。

とて租税の上納を請ひたるも、天皇は猶ほ之を聽し給はざりしが、十年十月に至りて、甫めて課税を科して宮室を構造せられたれば、四民は子の如くに集り、幼を携へ老を扶けて、晝夜を問はず、力を竭し、争ふて勞作に従事したれば、幾許もなくして、宮室は築かれたと云ふことは、今更に述べるまでもなく、衆人周知の事柄ではあるが、しかし之を儒教的の見地より考察する時は、實に之は理想的の君主としての典型を示し給ひたるに對し、臣民側よりも、亦美はしき感戴の誠意を捧げたるものであるから、特に之を略述して、儒教の感化の如何に鴻大なるものがあつたかと云ふ事跡を考察するの資料としたのである。

されど之は一面より見たる儒教の感化であつて、決して之が其全部でないのである。何となれば我國は國初以來列

聖は仁慈にましましたる爲、君臣の情誼は極めて密なるものがあつたと云ふことは、其例に乏しからずして、恰も一家の如きものがあつて、人民の方よりは、天皇を稱し奉りて、諸政を總べ給へる『スメラミコト』として之を仰ぎ奉り、天皇の方からは亦人民に對して、之を愛撫して『オオミタカラ』の名を以て呼ばせらるゝと云ふが如き有様であつて、兩者の間には、綿々たる情味が通ふて居つたのであるから、儒教的の政治を行ふには、此上もなき、國土と君臣があつたのであると云ふことは、決して看過することは出来ないものである。

故に前項に述べたるが如く、三韓の民族は、勿論秦漢の名門も、幾度となく歸化したるものが、悉く忠良なる我國の臣民となつて、或は國外に使用して文化を將來し、或は牧民官となりて、吏治に盡くして功績を擧げ、或は文學、藝術の始祖となつて、其業を後世に傳へたるが如き事跡を貽したるは、要するに我國風の然らしめたるものではあるが、しかし之を傳へたるものゝ方より云へば、洵に好適なる移植地を得て、其種族と共に、其文化藝術を傳へたるは、相互に幸福であつたと云はねばならぬ。

第四章、履仲天皇より欽明朝まで

イ、履仲朝に於ける歸化人の忠誠

日韓の關係も應神天皇の御宇に至りて、一層の緊密を加へ來り、儒教及漢文字の輸入、並に使を吳（實際は東晉）に遣はされた外、朝鮮に對しては其國郡の疆域を分ち、且其郷土に産する物産目錄を造らしめられたるが如き事跡を擧げられたるを見れば、日鮮關係は、從來に比して數歩を進められたと云ふことが判るが、天皇崩御の八十七年には、皇太子大兄去來穗別尊に對して、住吉仲皇子が反を謀られたるに對し、平群木菟宿禰、物部大前宿禰と共に歸化人

たる阿知使主の三人は、太子を扶けて難を避け参らし、幾許もなくして亂平らぎたれば、其翌年二月朔日(壬午)皇太子は磐余稚櫻宮イハレノカサクラに於て即位せられた。之が即ち履仲天皇である。

ロ、史官及官藏の設置

即位後の天皇は、二年十月を以て磐余イハレ(大和國)に遷都せられ、前記の功臣をして、政を執らしめられたるが、四年八月八日(戊戌)始めて、史官を諸國に置いて、事を記さしめ、且各地の出来事を朝廷に報告せしむることとなつたのは、我國の文献上より見て、實に劃期的の出来事である。然るに又六年には、始めて内藏と稱する官物を納むる倉庫を、齊藏と稱する神物を納むる倉庫の傍に設けて、神物と官物を分收することとし、藏職を置いて、之を藏部と稱したるが、其選に當りて、之が出納を掌りたるものは、即ち漢人たる阿知使主と、百濟人たる王仁の兩歸化人であつたと云ふことを見ると、我國の文化史より云ふも、財政史上より云ふも、履仲天皇の御宇は、六年の短期間ではあつたが、非常なる進歩の跡を示されたものと云はねばならぬ。而して六年間を通じて、歸化人たる阿知使主の盡したる忠誠は、特筆大書して之を表頌し、其功績を紀念せぬばならぬ。

ハ、允恭朝の醫學輸入と氏姓整理

履仲天皇の在位は六年に過ぎざりしも、前紀の如き特筆すべき事跡を貽されたるが、天皇に繼いで即位し給へる、皇太弟たる反正天皇も、亦在位僅に六年にして崩御あらせられたので、對外的には何等特筆すべき事跡はないが、只風雨時に順ひ、五穀豊穰にして、人民富饒、天下太平であつたと云ふ記事が貽されて居るのを見れば、要するに前記の如く、史官設置及官藏の制度を發達せしむるには、洵に好都合であつたと思はれるのである。

之に繼いで即位し給へる、允恭天皇は、兼てより病體にましましたるを以て、即位の三年正月使を新羅に遣はして、醫を求めしめられ、八月に至りて金波鎮、漢紀武等の醫師が來朝して、天皇の疾を治療し奉りて、癒ゆることを得られたので厚く之を賞し歸國せしめられた。之が即ち我國の神代以來傳習せる處方の外に、支那式の醫術が入り來りたる最古の記録である。

次に十四年九月九日(己丑)人民が、名門姓氏を假冒するの弊害甚しきを以て、特に詔して之を糾正せしめられたるが之は後世より我國の民族構成の實體を知らんとするものには、極めて重大なる事項であるから、將來別に一篇を挿して、之を詳説することとし、茲には之を省略する事としたるが、天皇の氏姓整理は、崇神朝に行はれたる伊勢の太廟奠定に繼いで、履仲朝の史官設置と共に、我國の上古に於ける三大要政であつたと云はねばならぬ。

ニ、宋への遣使と樂人の入朝

次に十九年以來、宋との直接交通が數回に亘つて行はれて居るが、之も亦日支交通の部に於て別に記述することとし、茲には只天皇の四十二年に、新羅王が八十艘の貢船に、種々の品を積みて献上したる中に、種々の樂器と、八十人の樂人を添へて居つたが、正月十四日(戊子)對馬に於て、天皇崩御の事を聞き、大に驚きて、先づ對馬にありて大に哭し、更に筑紫に至つて大に哭し、亦難波津に至つて大に哭し、孰れも皆素服して調貢品を捧げ、且種々の樂器を奏しつゝ難波より京に至るまで、或は哭泣し、或は歌舞して、殯宮に謁したと云ふが如き前例のない禮を盡し、十一月の大喪を終つて、貢使は退京せんとしたるが、此時極めて小なる誤解から、貢使を拘禁すると云ふが如き事件が持ち上つたので、新羅人は大に之を恨み、此より貢物の種目及船數を減じたこと云ふことである。

以上は、允恭天皇在位四十二年間に於ける、極めて顯著なる日鮮關係であるが、要するに醫藥及樂器は、此時代に

於て我國に渡來したるものであつて、爾後雅樂寮に新羅の樂師四人、樂生二十人を置かるゝことゝなつたのも、茲に濫觴して居るものである。

ホ、雄略朝に於ける百濟女子の入侍

允恭天皇に繼いで、即位せられたる安康天皇は、在位三年に過ぎざりしを以て、内外共に記すべき事件もなかつたが、安康天皇に繼いで即位せられたる雄略天皇の在位二十三年間は、三韓及宋との交通が頗る頻繁であつて、特記すべき事件が頗る豊富であつたが、其最も顯著なりしものは、百工の召來であるから茲に之を略記することゝした。

併し此處に一の例外なる特殊事件は、雄略天皇の元年に、百濟より池津媛を遣はして入侍せしめて居るが、之は即ち三韓より女子が入朝したる最古の記録である。而して之に關する朝鮮側の記事は、三國史記に『三年春正月倭國王使を遣はし子の爲に婚を求めたれば、阿急利女を以て之を送る』と云ふ事を記してあるのを見ると、總ての文物を輸入すると同時に、現代の言葉で云へば、當時我國の朝野には、所謂朝鮮モダンの風貌にあこがれて、其入朝を促したるものであらふと云ふことは、今より之を想像するに難からざる所であるが、勿論其結果は良好ではなかつた。

ヘ、皇后の親蠶と百工の召來

次に特筆すべき事件は、即位の四年我より使を吳(實は宋)に遣はし、六年には宋朝より使節を來聘したるを始として前後數回の往復があつたが、之は直接交通の項に於て記述する事とし、茲には皇后の親蠶及百工召來の状況を述べることゝする。同年三月七日(丁亥)天皇は、皇后をして親から桑蠶に従事せしめらるゝ爲に、國內の蠶種を集めしめられたるに、其命を奉じたる蠶蠶が、之を聞き誤まりて全國より嬰兒を集めて之を奉りたれば、天皇は咲つて、之を蠶

蠶に賜ひ、宮垣の畔にて養はしめられ、之に姓を賜ふて、少子部連と稱せしめられたと云ふことである。

併し此の時代より、我國の記録は頗みに賑やかとなつて來て、天皇の七年には、新羅討伐の機會に、西漢の歸化人たる才伎歡因知利を百濟に遣はして、各種の技工を求めしめられたので、百濟よりは、陶部の高貴、鞍部の堅貴、畫部の因斯羅我、錦部の安定那、譯語の卯安那等を入朝せしめられたれば、天皇は之を東漢の直掬に命じて、河内の桃原、大和の眞神原に置かしめられたと云ふことである。

因に西漢、東漢の意義に關しては、令義解集解に依ると、『漢人には二種ありて、長安、洛陽の人が是であるが、大和に置くものは、之を東漢と云ひ、河内に置くものは之を西漢と云ふ』とあるのを見れば、此時には、既に多數の支那の技術家が來朝して居たのみならず、朝鮮には、日本語に通ずる譯語者さへも出來て居つたと云ふことが判る。最も上古より曰佐と稱するものがあつたと云ふことは、姓氏錄其他に顯はれて居るが、朝鮮より専門の譯語者が來たのは此時からである。故に我國の技術は、此時に至りて頗る其面目を改めたものであるが、一面には、我國より任那の日本府に派遣せられたる田狹兄弟が、反旗を翻へするが如き事件もあつた。されど何と云ふても、我國の社會狀態が進展したと云ふことは、次の如き事件を見ても明かである。

ト、樓閣の建築と宋使の饗應

右の如く、天皇は百工を召來して、我國の文化を向上せしめられたるが、八年二月身狹の村主青、檜隈の民使博徳を吳(宋)に遣はされたるに、十年九月四日(戊子)に至りて、身狹の村主等は宋より歸朝したるが、宋より獻上せる鸞鳥二羽が筑紫に於て、水間君の犬に噛み殺されたと云ふが如き事件があつたので、水間君は恐懼して自ら嘿すること能はず、鴻十羽と養鳥人とを奉じて罪を贖はんことを請ひたれば、天皇は之を輕村と、磐余村の二所に安置せられた

と云ふ事である。

十二年四月四日身狭青及檜隈民使博徳は、再び命を奉じて吳(宋)に出使したるが、同年十月十日(壬午)天皇は、木工園雞御田(一説には新羅より歸化せる猪名部といふ説がある)に命じて、始めて樓閣を建築せしめられた。此が即ち我國に於ける、樓閣建築の最初の記録であるが、之を建築したる御田が樓上を疾行するのを仰視したる、伊勢の采女は驚いて庭上に仆れたと云ふが如き、今日にては想像だにも出来ない挿話が貼されて居る。

故に天皇の御宇に至りて、各方面の事物が其面目を一新したと云ふことが判るが、天皇の十四年正月十三日(戊寅)に吳(宋)に使ひしたる、身狭村主の一行が、宋使と共に住吉津に着したれば、宋使の爲に道を造つて之を歓迎し、其通路に當る磯齒津路をば吳阪と名づけ、宋使を迎へたる檜隈野は、吳原と名づくると云ふ有様であつた。而して此時宋より、衣縫の兄媛、弟媛、漢織、吳織等の才伎が來朝したるが、此は後世各漢衣縫部、飛鳥衣縫部、伊勢の衣縫部等の祖と爲つて居る。とあるが、應神朝の來朝者と類似の點があるは、如何なるものなるか不明である。

天皇は四月朔日(甲午)群臣に命じて、根使主を撰んで宋使の接待の任に當らしめ、石上高拔原に於て之を饗せしめられたるが、其饗場の粧飭及根使主の服装は善美を盡したるものであつたので、天皇は窃に舍人をして、之を見せしめたるが、其服装が華麗なりし爲、終に天皇も亦宋使を饗應する根使主が盛装したる有様を、皇后と共に御覽あらせられたと云ふ程の騒ぎであつた。

チ、秦漢の歸化人に姓を賜ふ

右の如く、支那大陸よりも、直接使節が來朝すると云ふ有様となつた位であるから、天皇は秦の歸化人が、我國の名族たる臣、連等に分屬して、驅使せられつゝあるの状態を改め、兼て天皇の寵遇を忝ふせる秦の歸化人の首領たる、酒

公に委して、之を管領せしめらるゝこととなり、十五年詔して、秦より歸化せる百八十種の部落は、全部酒公に賜ひ。酒公より庸調、御調等を献せしめらるゝこととなつた。然るに其庸調、御調の絹織が朝廷に充積せらるゝの状を呈したので、天皇は之を嘉みして、姓を禹豆麻佐と賜ふた。而して其意味は、物が盈積せらるゝことを形容したものであると云はれて居るが、しかし之に關しては、種々の説があると同時に、酒公は秦の遺民に非ずして、猶太民族の一部であるとの説も、景教碑文研究に於て、佐伯好郎氏等の唱ふる所ではあるが、予は強いて之に反對の態度を取らんとするものにあらざるも、矢張り傳説の儘、秦人として置くこととした。

次に其十六年七月には、諸國に詔りして、桑を植へしめらるゝと共に、秦の歸化人を四方に分散せしめて、絹織の庸調を献せしめられたるが、更に同年十月漢部全體を聚めて、其伴造と稱する管領者を定め、之に姓を賜ふて直と稱せしめられた。以上は極めて簡單なる記事ではあるが、秦漢の歸化族も茲に至りて、始めて自己の有せる優秀なる技術を有効に活用するの機會を得ると共に、朝廷の優遇の下に、安居樂業の生活を營むことを得、我國も亦茲に至りて始めて蠶糸織造の隆盛を見ることとなつたのである。

リ、百濟に兵器を賜ふ

故に府庫は日に充實したるを以て、屢々兵を出して新羅を援け、高句麗の横暴を挫じき、又百濟を援助して其滅亡を免れしむと云ふが如き事件を繰返へされて居るが、天皇の二十三年には、百濟の文斤王の計を聞いて、我國に入質しつゝありし、王子末多を護送して王位に即かしめらるゝに當り、之に兵器を賜ひ、且兵士五百人を授け、更に築紫の安致臣、馬飼臣等に命じて、船師を率ひて高句麗を討たしめられたのであるが、要するに、此等は皆三韓の各地より、歴代の天皇が百工を召來して、各種の技術を奨勵せしめられたる結果、終に我より進んで彼に武器を與へ得る程度

までに、我國の工藝が進歩したる事實を物語るものである。

故に之を一言にして悉せば、天皇の在位二十三年間は、歸化人に對して、姓を賜ひたるを始め、各種専門の技術に由る、職業別を定められたる以外に、伊勢の内宮の外に、又山田に外宮を祀られたるが、一面には前朝に於て齊藏の外に、更に官藏を設けられたるが、其長さ八丈の大藏であつたと云ふまでに進展を示されたのであるから、天皇の御宇には、朝鮮より輸入せられた冶工に依つて出來た武器が、再び我國より朝鮮に下附されるまでになつたのであるから、此時代に於ける我國の社會は、優に一進展を示した時代であつた。

又、清寧朝の貢使饗宴

清寧天皇の即位元年は、即ち神武紀元の千四百十年にして、支那では後漢より東晋を経て宋の世も滅び、齊の高帝建光二年となり、新羅は金昭智王の二年、高句麗は長壽王の六十八年、百濟は東城王の二年、西洋は紀元四百八十年となつて來たから、我國の歴史も、餘程人間近くなつては來たが、しかし之を今日の文化的見地より見れば、猶未だ幼稚未成の域を脱せなかつたのは勿論である。

されど我文化も前述の如く日一日と進み來りて、天皇即位の三年九月初日(癸丑)各臣、連を遣はして、諸國の風俗を巡視せしめらるゝと同時に、犬馬器翫等の献上を停止せしめられ、又十一月十八日(戊辰)には、臣連等を大廷に饗宴して、之に綿帛を賜ふて各其取るに任かせられたと云ふ記事があるのを見ると、如何に府庫が充實して、君臣共に太平を樂んだかと云ふことが判る。産業的の黄金時代が現出されたのである。

然るに是月には、又三韓が共に入朝して調貢を獻じたから、天皇は其翌四年正月七日(丙辰)三韓より朝貢せる諸貢使を、朝堂に延ひて宴を賜ひたる外に、賜物各其差があつた。しかし之は全く前例のない事であつて、我朝廷の儀制

が日に調ふて來る有様を示すものであるが、閏五月には、復た五日間の大鋪を仰せ出され、八月七日(癸丑)には、天皇親ら囚徒を録し給ふが如き仁政が行はれたので、諸政の擧つたことは之を想像するに餘りあるが、九月初日(丙子)天皇親ら射殿に御し、百僚及諸貢使に詔りして、射禮を行はしめられ、賜物各差があつたと云ふことである。

右は全く我朝廷に於て始めての典禮とも云ふべき、海外の貢使に饗宴を賜ひ、且射禮を行はしめられたものであるから、天皇の在位が今少しく長かりしなれば、更に各方面に發展を示されたものあらんに、惜いかなかゝる聖帝も、寶算僅に四十五歳にして、即位の五年正月五日(申戌)崩御あらせられたる爲、前述の外には、特筆すべき事件を貽されなかつたのであるが、しかし貢使の饗宴及射禮を行はしめらるゝまでに、朝廷の儀制が備はつたと云ふことは、國家體統の上より見て、洵に慶賀に堪へない事柄であつた。

ル、顯宗朝の曲水宴と銀錢の使用

天皇は即位の前に於て、久しく民間に潜みて、民の疾苦を充分知悉し給ひ、恒に人民の枉屈を見ては、之を正さんとの念を抱かせられたるに依り、即位の後、徳を布き、惠を施し、政令の行はるゝこと流るゝが如くなりし上、更に貧を卹み、鰥寡孤獨を扶育し給ふたので、天下の民が悉く親服したるは勿論であるが、天皇は又其一面に於ては頗る風流韻事をも解せさせ給へる結果、即位の元年三月上巳の日には、後苑に幸して曲水の宴を催され、六月には、避暑殿に幸して、樂を奏して群臣に宴を賜ふたと云ふ記事があるのを見れば、雄略天皇の十二年に、始めて樓閣を造り、丁五年に長さ八丈の大藏を造つたと云ふ時代よりすれば、僅に十數年を過ぎざるに、天皇の御宇に至りては、春は後苑に幸して、曲水の宴を催させられ、夏は避暑殿に幸して、樂を奏して群臣に宴を賜ふと云ふまでに、進歩したと云ふことは快心の極みである。

而して曲水の宴は、天皇在位の三年間を通じて、三月の上巳には、必ず後苑に於て催されたと云ふ事は、如何に海内が靜寧であつたかと云ふことを立證せらるゝものである。故に天皇即位の二年には、天下安平にして、民に徭役なく、歳は豊穰であつたので、百姓は殷富となり、稻一斛は銀一文であつたと云ふ記事があるが、此は我國の歴史上に於て、始めて物と貨幣との交換を行ひたる最古の記事であるが、しかし其貨幣は、我國で鑄造したるものには非ずして、朝鮮より輸入せられたるものであると云ふことである。されど、此の『稻解銀錢一文』と云ふ書紀の文字は、我國の幣政史上より云ふも、經濟史上より云ふも、極めて價値ある文字であると云はねばならぬ。

ヲ、仁賢天皇の革工召致

我國の内政は、列聖の仁政に由りて、年と共に修明し來り、百姓の殷富となりし事は、前述の通りであるから、先皇の末年、紀生磐宿禰が、任那に據りて反したるも、百濟の忠誠に依りて、幸に大事に至らず、在位の十一年間は、國內は清寧にして、戸口の繁殖したる事は其例がなかつたとは、史家の記述せる所であるが、六年九月四日(壬子)日鷹の吉士を高麗に遣はして、革工の技手を求めしめられたので、高麗王は工匠順流積、奴流積等を撰んで入朝せしめたので、天皇は之を大和の額田邑に住せしめられたるが、之が後世の所謂執皮高麗の祖と爲つたのであるから、我國の製革業は、之を以て紀元とするものである。

然るに歴年の因習より、或る一部の社會では、皮革業に對して恰も一種の賤業であるかの如き感を抱きて、之を蔑視するものもあるが、焉くんぞ知らん、此の皮革業者は、長くも仁賢天皇の聖旨に依りて、使を高麗に遣はし、國王の推薦に由りて、我國に特殊の技術を齎らして來朝したるものなれば、我朝廷よりは、之に住居を賜ひ、我國に斯業を傳へしめられたる、極めて名譽ある種族であるのみならず、其業を以て我國に貢獻したる、極めて紀念すべき名族

であることを忘れ、其職業が清潔ならざりし關係より、後世に至りて之を賤視せるは、要するに史實に暗き愚昧の結果である。

ワ、繼體天皇の重農と獎學

仁賢天皇に繼いで、即位せられたる武烈天皇の治世は、八年間であつたが、其間に百濟より、麻那なる人を朝貢せしめたるも、王族に非らざりし爲、之を止めて質とせられたので、更に王族斯我を遣はして、麻那に代らしめたるが、是より先き雄略天皇の朝に、四衆を率ひて歸化したる魏の文帝の後裔と稱する辰貴なるものが、繪を善く描くと云ふので、武烈天皇は其能を美みして、之に首と云ふ姓を賜ふた外には、更に記すべきことなかりしが、武烈天皇に繼いで、即位せられたる繼體天皇の御宇には、特筆すべき事件多々ある中にも、先づ即位の元年二月八日(戊辰)の詔勅には、

朕聞く、士年に當りて、耕さざるものあれば、則ち天下或は其飢を受け、女年に當りて、績がざるものあれば、天下或は其寒を受くとのことである。故に帝王は、躬から耕して、農業を勸め、后妃は親から蠶して、桑序を勉るものなれば、厥れ百僚及萬族は、豈に農績を廢棄して、殷富に至る事を得ざるものなれば、有司は、普く之を天下に告げて、朕が意を識らしめよ。

云々の意味を宣せられたのを見ても、聖旨のある所を知ることを得るものであるが、三年二月には、使を百濟に遣はして、百濟より任那に亡命せるものを檢出して、之を百濟に還へらしむべきことを命ぜられ、六年四月には、穂積臣押山を百濟に遣はして、筑紫の馬四十四を賜ひたるのみならず、十二月には、貢使の上表に依りて、任那の四縣を割いて、百濟に與へられた。蓋し此は穂積押山が、任那放棄論を唱へた爲であつて、後來の物議の種となつて居るが、かゝる事實を詳記するは、本篇の目的でないから、直に五經博士段楊爾の入朝せる事實を記することとした。

五經博士段楊爾が入貢したのは、七年六月であつたが、夫は百濟の武寧王が、姐彌文貴將軍、洲利即爾將軍等と共に、入貢せしめたものであるが、其使命は伴跋と稱せる鄰國と、巳汶の地を争ふた結果、段楊爾をして之を別奏せしめ、段の説明に依りて、其解決を有利ならしめんが爲であつた。然るに果して、同年十一月に至りて巳汶の地は之を百濟に與へらるゝ事となりたるも、段楊爾は、其儘我國に滞在せしめられたので、十年九月百濟王は、別に洲利即次將軍を遣はして、巳汶の地を賜ひたる恩を謝すると共に、五經博士漢高茂を貢して、段楊爾に代らしめんことを請ひたれば、段は允許を得て歸濟したと云ふことを見ると、天皇は重農と共に獎學の思召厚かりし爲、特に之を留めさせ給ふたればこそ、百濟よりは、其交代に漢高茂を入貢せしめた事が、想像し得らるゝのである。されど、天皇在位の二十五年間は、百濟と伴跋の繫争問題、並に任那の統治問題等に關して、朝鮮に對する事件は、比較的多事なりしも、内政の整備と國富の増進とは、前朝に勝るものがあつた。

カ、欽明天皇の百濟援助

繼體天皇に繼いで即位せられたる、安閑天皇の治世二年間には、百濟の朝貢が、例に依りて例の如くなりしのみで、別に記述すべきことなきも、五穀豊穰にして、國家殷富なりし爲、五日間の大饗を行ふて、天下の爲に歡ぶとの詔を拜し、又諸國に屯倉を設けて、荒年飢饉に備へさせられたのみであるが、安閑天皇に繼いで、即位せられたる宣化天皇の御宇四年間には、新羅が任那を侵したる爲、將に命じて、之を救はれたる以外には、先帝の遺業たる屯倉を擴充せられたるのみであつた。

然るに欽明天皇の御宇に至るや、珍らしくも、高句麗、新羅、百濟、任那の四國が、全部即位の元年八月を以て入貢したので、二年四月百濟に命じて、任那の復興を謀らしめんとせられたるに、百濟は新羅を憚つて、之を果し得な

かつたので、四年十一月八日(甲午)津守連を遣はして、百濟を援助せられたるも、終に之を果さなかつたが、其間に於て百濟は貨財及奴二口を獻じて、其忠誠を怠れなかつた。

故に七年正月には、百濟に良馬及船隻を賜ふたと云ふ状況であつたが、八九の兩年には、百濟の任那恢復、並に高麗の百濟侵入を助くる爲に出兵せられ、十一年二月には使を遣はして、詔書並に矢三十具を賜ふて、百濟王を獎勵せられたので、其結果四月には、百濟は高句麗に勝ち、得たる所の俘を獻じ、十二年には、百濟は新羅、任那の兵を合して、高句麗を伐ちて其六郡の地を恢復した。因つて天皇は、百濟に麥種一千斛を賜ふたのであるが、しかし是は、主として任那恢復の爲にせられた援助であつて、要するに、我國の在鮮地位を鞏固にするに外ならざりしも、惜しいことには、天皇の御宇を通じて、是の目的を達することを能はざりしかば、天皇は遺詔して、是が解決を後嗣に囑せられたるも、一度失はれたる威信は、終に恢復せられずして、神功皇后以來の朝鮮に對する統制力は、繼體天皇の御宇に、任那の領土四縣を百濟に賜ひたるに其端を發したるものなれば、天皇が如何に心血を注がれても、時と共に益非となつて來たが、此は例に依りて省略することゝした。

ヨ、肅慎船の漂着

欽明天皇の元年は、實に神武開國紀元一千二百年に相當するを以て、之を我國の歴史より云ふも、文化の上より云ふも、既に上古草昧の域を脱し、堂々たる國家社會としての體統を備へ來りたるは、恰も九冬寒寂の季節を経て、陽春三月花爛漫の候を迎へたるが如き概があつた。就中極めて愉快なる一事は、從來は三韓及吳と云ふ名の下に、東晉及宋との交通があつたに過ぎなかつた我國も、天皇即位の五年十二月「佐渡の北御名部の碕に、肅慎人が一船に乗り來りて淹留し、春夏は魚を捕へて食に充てつゝあるが、島人は之は人に非らずと云ふて、敢て近づかず云々」の報告を

齋らして、前記三韓及吳以外に、肅慎と云ふ一の地名を我國史に印したるが、是は將來渤海國が、永年に亘りて我國と交通するの素因となつたのであるから、此漂流者の來着は、少くとも國民の耳目を地理的に擴大するの効果があつたものと云はねばならぬ。然らば其肅慎國とは、如何なる地方にあつて、又如何なる國であつたかと云ふに、後漢書外國傳に依れば

挹婁は古肅慎國であつて、夫餘の東北千餘里にあり、東は大海に濱し、北は沃沮と接するも、其北は極まる所を知らず、地は山多くして險なるが、人は其形夫餘に似たるも、言語は各異つて居る。産物は五穀、麻布、赤玉、好貂を出す。君長なくして、邑落には各大人あるのみであるが、山林の間に處して氣候極寒なれば、常に穴居するを以て、其深きを貴とし、大家は九梯を接するものもあり、好んで豕を養ひ、肉を食ひ皮を衣とし、冬は其背を身に塗りて寒氣を禦ぎ、夏は裸袒し、只布を以て前後を蔽ふのみにて、其人は不潔である。

漢以後は、夫餘に臣屬したるが、種衆は少なりと雖、しかも勇力多く、又善く射て、弓は長さ四尺、矢は楛を用ひて、其長さ一尺八寸であるが、青石を以て鏃と爲し、之に皆毒を施すを以て、人に中れば即ち死すると云ふ。又船に乗り、寇盜を好むを以て、鄰國は之を怖れて卒に服すること能はず。

と云ふ意味を述べて居るが、其地は今の吉林省の東部、寧古多方面にあつて、其風俗は如何にも異様であるから、千三百年前に、始めて之を見たる佐渡人は、「人に非らずと云ふて敢て之に近かなかつた」のも無理からぬ事であるから、餘談ではあるが、特に之を引用した次第であるが、要するに我國史は、欽明天皇の御宇より極めて大なる變化に直面したるを以て、稿を改めて記述する事とした。

第五章 欽明朝に於ける文化の概観

イ、我文献に顯はれたる佛教

支那に於ける佛教の渡來は、即ち後漢の明帝永平十年であつたが、しかし其以前に於て既に諸子百家等の記事には或は西方の聖人、又は神人、金人等の名を以て、之を録せられて居ると等しく、我國の文献中にも元亨釋書には繼體天皇の十六年、南梁の人馬司達等が、佛像を齎らし來り、大和の高市郡阪田原に草堂を造りて、其佛像を崇奉したれば世人は之を「異域の神」と稱したと云ふ記事があるが、達等は蘇我の宿禰馬子に佛法の功德を贊美して、之が禮拜を勧めたと云ふ記事もあるし、又三浦周行博士は「傳教大師傳」中に於て、晋の司馬達等の來朝に關して、「本州の西部九州地方には、早くも既に佛教の傳播せられんとしたことを想像するに難からずして、欽明十三年に始めて朝廷に入るに先き立ち、民間に傳播して居つた」と云ふことを肯定して居られるのを見れば、私的交通の頻繁となるに連れて、佛教も自然に民間に傳へられて居つたと云ふことは、之を想像するに難からざる次第である。

然るに日本書紀には、欽明六年九月百濟王は、中部護德菩提等を任那に遣はし、吳財(支那の貨物)を日本府の臣及早岐等に分贈すること等があつたと云ふ事を記してあるが、同年同月百濟にて丈六の佛像を造つて、日本の天皇及天皇が治め給へる任那國の福祐を祈つた旨が記してある。故に其願文を左に抄譯する事とした。

蓋し聞く丈六の佛を造る功德は甚大であると云ふことである。故に、今敬造する所の功德を以て、天皇は勝善の功德を獲給ひ、天皇の所用ざる彌移居國も、俱に福祐を蒙らしめんことを願ふ。又普天の下の一切の衆生は、皆解脱を蒙らしめんことを願ふが爲の故に、之を造るものである。

と云ふ意味を述べて居る、之が即ち我國史に顯はれたる、佛教に關する最古の記録であるから、之は極めて有力なる資料ではあるが、しかし之を思想的に觀察する時は、此記事は勿論、今後に顯はれ來れる佛教に對する感念も、眞理の

研鑽又は眞實の解脱の道を求むるが爲の佛教と云ふよりは、寧ろ福祐を獲、又目前の解脱を求むるものであつた。されど之は日本の佛教のみが、かゝる現世利益を唱道したるものには非ずして、支那の佛教史上に顯はれたる記事も矢張り佛舍利の神變不可思議なる利益を説いて、一般人の注意を喚起せしめたる後に於て眞實なる眞理の討究に入らしめたと異曲同巧であつたと云ふ事は、佛教の發達史上より見て洵に面白き傾向を示したものと云はねばならぬ。

ロ、百濟王の佛像貢獻

欽明十三年は即ち皇紀千二百十二年であるが、同年十月百濟の聖明王は、西部姫氏達率、怒喇斯致契等を遣はして釋迦佛の銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻じ、別表に於て佛教流通の功德を禮讃して居るが、其大要は下の如きものであつた。

是の法は諸法中に於ても最も殊勝にして、難信難入のものなれば、周公孔子も尙知ること能はず、此法は能く無量無邊福徳の果報を生じ、乃至無上菩提を成ずること、譬へば人が隨意の寶を懐にすれば、須用する所のものは盡く情に依つて遂げらるゝが如く、此妙法も亦然るものであるから、祈願する所のものは情に依つて乏しき所なく、且つ夫れ遠くは天竺より、爰に三韓に泊び教に依つて奉持して尊敬せずと云ふことなきものである、是に由りて百濟王臣明(王の名)は謹んで陪臣怒喇斯致を遣はし、帝國に奉傳して、畿内に流通するは佛の「我法は東流す」と云へる懸記(預言)を果す所以である。

と云ふ意味を以てしたれば、天皇は歡喜踴躍して、使者に詔せらるゝに、朕は昔よりこのかた、未だ曾て、かくの如き、微妙の法を聞くことを得なかつた。

と宣せられたるも、しかも朕は自ら之を決せずとて即ち群臣に對して「西蕃の獻せる所の佛の相貌は端嚴にして、未だ曾て見ざる所なるが、之は禮すべきものなりや否や」を歴問し給へるに、大臣蘇我の稻目は、奏して曰く「西蕃

の諸國は一に皆之を禮するものなれば、獨り日本のみ之に背くべきものではない」と、物部の大連、尾與中臣連鎌子は同じく奏して「我國家の天下に王たるものは、恒に天地社稷の百八十神に對して春夏秋冬に祭拜するを以てなるに、今改めて蕃神を拜すれば、恐らくは國神の怒を致さん」との意を奉答した。

茲に於てか、天皇は「宜しく之を祭拜せんとする人に付すべきものである」とて、稻目に對して、汝試みに之を禮拜せよとの旨を降されたれば、稻目は之を跪受し、忻悅して小墾田の家に安置し、慇懃に出世の業を修したるが、終に向原の家を捨て、寺と爲して之を崇拜した。

以上は我國に佛教が正式に渡來したる、最古の記録であるが、之が爲に端なくも守舊黨たる物部一族と、開化黨たる蘇我の一族とは、佛像崇拜を中心として極めて激烈なる衝突を惹起することとなりたるが、之は我國の政體が上は皇室より、下は庶人に至るまで、神祇崇拜を以て、唯一の行事とせる、祭政一致の國柄である關係より發生したる衝突であつて、決して怪むべき事象には非らざるも、要するに佛教の渡來は、我國の文化史及政治史上に一大波紋を生ぜしめむる動機となつたのであつた。

ハ、民族の構成分子を概観するの必要

茲に於てか、著者は我國の民族を構成せる、分子を概観するの必要を生じた。由來我國の民族は之を大別すれば、第一を皇別と稱して、歴代の天皇より分派し來れる名門を中心とせる氏族と、神別と稱する神武天皇即位以前の、神代より天孫の降臨に隨從せる諸神及地祇族と稱する土着の氏族、例せば出雲大國主の尊の後裔と稱するものを神別と名づくる外、更に蕃別と稱する外來民族の歸化せるものを加へて、今日の所謂日本民族を構成して居るものであるから我國の古代史の研究を爲さんとするものは、充分に此等の分布状態を考求するに非らずんば、總ての事象に對して

明確なる觀察を遂げることは不可能である。故に予は極めて簡単に其間の事象を説明することとした。

嵯峨天皇の弘仁六年七月二十日、中務卿四品萬多親王が、勅を奉じて撰集せられたる「新撰姓氏錄」に依れば、其姓氏の出自が明なる皇別、神別、蕃別の三者を合せて、一千一百八十二氏を録入してあるが、之を分類すれば、

(一)皇別三百三十五氏 (二)神別四百〇四氏 (三)蕃別三百二十六氏

となつて居るから、之を數字の上より見ても、皇別の三百三十五氏に對して、天孫族と地祇族を合したる四百〇四氏がある外に、蕃別は三百二十六氏を占めつゝあるを以て、今を距る一千百年前に、我邦の民族中の約三分の一弱は外來種族であるから、我國民の血管中には、此三者が相互に循環して、確實に三分の一宛の血液が混入せるものと斷ずるも、敢て突飛なる議論と云ふことは出來ぬものである。

しかし更に一步を進めて、之を検討するに於ては、前記の如き皇別、神別の二者及各地方に恩惠を施し、又は一藝一能を授けたる人々を神として之を崇拜し、更に歳時を以て其祭祀を行ふものなれば、其風俗に仿ふて歸化人たる蕃別も亦神社を建て、之を崇拜したる結果、我國民が崇拜しつゝある現今の神社の中には、驚くべき多數の歸化人が神社の祭神として祭祀せられつゝあるを以て、如何なる點より觀察しても、我國民は日韓支の三大種に據りて構成せられたものであるから、支那の文化を吸収し咀嚼するには、多大なる便宜と共通點を有した次第である。

故に、予は他日此等蕃別の各氏族が分布せられたる情況、並に其子孫が國史の上に顯はしたる功業、例せば阿知使主の子孫たる坂上田村麿將軍が「蝦夷を討伐したる事跡とか、三代實錄を編纂したる大藏朝臣等の事跡等」をも編纂して之を江湖に發表すると共に、更に歸化人が殆んど全國的に、神社の祭神として崇拜せられつゝある状態をも列擧して世に問はんと欲するものであるが、茲には只開國千二百餘年を重ねたる我國も、彌々絢爛たる隋唐文化に直面し、之を我國政並に社會組織の上に取り入る機運に近づき來りしを喜ぶものである。しかして之と最も密接なる關係を有する

ものは即ち佛教の渡來であるが、其佛教の傳播に對して、我朝野が賛否の兩方面に分れたる事情は、前述の如き三大氏族の交錯を見て、之を説明することが極めて便利であるから、特に本項に於て之を概観したるのである。

二、蘇我物部兩氏の衝突原因

日本民族の構成が、前項の如き形勢の下に置かれたるものなりとすれば、其間に自ら民族的の競争が起ると云ふ事は當然であるが、其競争が端なくも佛教渡來と云ふ新たな事實に直面して、大なる衝突を惹起したのである。故に其衝突を惹起したる裏面を觀察すれば蘇我、物部の兩氏族が、其種別を異にして居つたと云ふ事を知れば、其間の事情が自ら明瞭となるものである。

時の大臣蘇我稻目宿禰は、孝元天皇の皇子彦太忍信命の長男たる、武内宿禰より分派したる皇別にして、其同族中には平群、木菟、葛城襲津彦、蘇我石川宿禰等の七人の兄弟がありて、共に我國史上に種々の功蹟を顯はして居るが、就中武内宿禰は景行天皇以來、國家の重臣として、朝廷に出仕したる以來、成務、仲哀、神功、應神、仁徳の六朝に歴任して二百數十年間國務を執りたる、世にも稀なる長壽者である以外に、履仲朝より其子平群、木菟、其孫蘇滿智等が代つて執政となつた以來、其一族の勢力は、政治上に頗る優勢となつたのは自然の勢であるが、之に反して物部族及中臣族の二氏は、天孫の降臨に隨從して、高天原より降下せる天兒屋根命以來、連綿として繼續し主として祭祀方面の神事を司る外、更に國政にも參與し、垂仁朝には物部の十千根、中臣の大鹿嶋等は輔弼の大任にも當つては居るが、前記の如く皇別の出身たる蘇我氏が歷朝の朝政を握つた程の勢力は得られなかつた。故に蘇我氏と物部及中臣氏とは感情上より一種の疎隔が出來て居つたのである。

此時に當りて偶佛教が渡來したるものなれば、蕃別と稱する歸化人と接觸多き、皇別の代表者とも云ふべき開化黨

の頭目たる蘇我氏は、之を崇拝せんとする方の説に傾き、神別の代表者とも云ふべき守舊黨の首領たる物部・中臣の兩氏は、斷乎として之を排斥せんとするの態度に出でたるものであるが、しかし之は平素に於て、兩者の疎隔せる感情が、此問題を借りて爆發したるものであるから、此の衝突は決して一時的の衝突に止らずして、將來に於ける政治上の争因と爲り、極めて重大なる波瀾を描きたるが、之は要するに皇室と神別の兩代表が、蕃別と稱する外來氏族の齎らしたる新文化に對して、一は進歩主義を取つて之を吸収せんとし、一は保守主義を取つて之を排斥せんとしたと云ふに過ぎずして、結局物部氏も最後には、又佛教を信する事となつて居るのを見れば、全く外來文化及思想に對する、過渡期に於ける新舊の衝突が政治上に於ける平素の感情問題より發生したるものと云はねばならぬ。

ホ、蘇我氏の信佛と物部氏の排佛

右の如き事情なれば、蘇我、物部兩氏族の感情は、天皇の佛教に對する信否の態度決定に關する勅問を動機とし、蘇我氏は信佛に傾き、物部氏は排佛に歸着したるが、天皇は之に對して「卿等が言は爾かりと雖も、然かも聖明（百濟王の名）の貢せるものは之を舍つべからず、然らば誰か能く斯の神を奉ずるものぞ」との意を宣し給ひければ、稻目は稽首して之を請ひたるに依り、天皇は像を以て稻目に賜ひたれば、蘇我氏は之を跪受して小墾田家に安置したる後、終に出世の業を修する爲め向原の家を捨て、寺と爲した。之が即ち我國に於ける寺院創立の權輿である。

然るに偶々疫病流行して、多くの死者を出したるに依り、物部の大連尾與及中臣の連録子等は共同して「昔日臣の計を用ひずしてかくの如き病死者を出した。然れども今遠らずして復れば、必ず當に慶あるべきを以て、宜しく速に之を投棄して後福を勸求すべきものである」との意味を上奏したるを以て、天皇は「奏に依れ」との旨を降されたれば、有司は即ち佛像を以て難波の堀江に投じ、火を縱つて伽藍を燒きて餘燼なからしめた。此時故なくして、大殿に

火災が起つたので、之は佛像燒棄の祟りであるとの説も行はれたと云ふことである。

以上は佛教渡來當時の政情が、我國の國政上に於ける皇別、神別兩者の對立的勢力に加ふるに、保守と、進歩の劃然たる潮流上に立つて競争せし關係より、自然に佛教は其渦中に投ぜられたる情況であるが、一度輸入せられたる佛教は、我國の社會進化に對して驚くべき刺戟を與へたるは勿論なるも、之は別に稿を改めて記述することとし、茲には只渡來當時の情況を述べるに止めて置く。

ヘ、佛像の彫刻と朝鮮僧の入朝

右の如くにして、一時佛教に對する信仰問題は停頓の状態を示したるが、十四年五月朔月（戊辰）河内國より「泉郡の茅渚の海中に梵音あり、其震響は雷聲の如くにして、光彩晃曜して日色の如きものありとの上奏があつたので、天皇は心に之を異とせられ、溝邊直を遣はし、海に入りて之を訪求せしめられたるに、果して樟木が海に浮んで玲瓏たるものを見たので、之を取つて天皇に獻したれば天皇は命じて佛像二軀を造らしめられた。之が本邦に於ける佛像彫刻の嚆矢であるが、此は今の吉野寺にある放光樟の像である」と云ふことは日本書紀に特筆せる所であるから、物部氏の上奏に依りて蘇我氏の建立せる向原寺を燒棄せられてから、幾許もなくして天皇は親から佛像彫刻を命じ給ひたるを見れば、物部氏の排斥は全く一時の政争であつたと云ふことが判る。

然るに同年六月天皇は、内臣を百濟に遣はして良馬二匹、船二隻、弓五十張、箭五十具を賜ひ、勅して援軍は王の所須に従ふべしとて、對高麗戰の援助を諾し給へると同時に、醫博士、易博士、曆博士等は宜しく番に依りて上下すべく、又右の人々は相當の年月を以て交代せしむると共に、卜書、曆本及び種々の藥物等をも送付すべしとの旨を降せられたる外、各種の交渉があつて我邦の文化は日に進展を示したのである。

之に對して、其翌十五年二月には百濟より下部杆率、將軍三貴、上部奈率、物部烏等を遣はして援兵を請ふと同時に、德率東城子莫古を貢せしめて前番の奈率東城子言に代らしめ、五經博士柳貴をして固德馬丁安に代らしめ、僧曇惠九人をして僧道深等七人に代らしめたる以外に、勅を奉じて易博士施德王道良、曆博士固德王保孫、醫博士奈率王有稜陀、採藥師施德潘量豐、固德丁有陀、樂人德三斤、季德己麻次、季德進奴、對德進陀等を遣はして之に代らして居るのを見ると、僧道深等七人の來朝は未だ之を前史に見ざるも、十三年十月聖明王が西部姬氏等を遣はして釋迦佛の像其他を獻上せし時には、既に道深等を遣はしたるものではないかとも思はる、何となれば其時道深等を遣はしたればこそ、三年後に曇惠等九人を遣はしたるものと見るを至當とするものなるも、如何せん之を正史の上に顯はさざりしを以て、茲には暫らく之を以て僧侶入朝の始として置く事とした。

故に之を約言すれば、佛教渡來は政争の上よりすれば、種々の曲折を経たるも、十三年の寺院燒却の翌十四年には我國に於ける佛像彫刻の最初の歴史を貽し、其翌十五年には九人の僧侶が入朝するの記録を留め、外來の佛教が確實に我國に渡來して、佛法僧の三寶が止住する事となつたのである。故に其結果が、我國の社會に與へたる絶大なる影響は、順次之を後節に於て述べる事とした。

ト、歷本の輸入と甲子の採用

欽明天皇の十四年は、前記の如く我國に於ける佛像彫刻の記録を作つた年であるが、夫と同時に我國に於ては最も記念すべき一事件が起つた。故に少しく其間の状況を回顧すれば、十四年正月には前記の如く各種の學術が同時に渡來した中に於て、曆學が完全に輸入せられたるを以て、同年以後は、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十干と、子丑寅卯辰巳午未申戌亥の十二支とを使用して、年月日を記憶し且之を記録する事となつたが、之と同時に卜筮、易學等も輸入せ

られたるを以て、漢の京房等が唱へたる織緯説及五行説等の支那式方法に依り、吉凶禍福を占ふの風尚も自然に起つて來た。

故に過去に於ける歴史に溯りて、全部此の干支を掲ぐるごとし、神武天皇の聖誕の年月を庚午の年とし、皇太子に冊立せられたるは御年十五の甲申の歲であり、東征を開始し給ひたるは御年四十五の甲寅の歲であり、橿原の宮に於て即位せられたのは即ち辛酉の歲であるから、御年は五十二にましまし、在位七十六年の後の崩御は丙子の歲であり、其翌庚辰の歲九月十二日丙寅を以て、畝傍山の東北陵に葬つたと云ふが如き方法を以て、國史全部に追記したのであるから、之は決して容易なる業には非ずして明治の初年に太陰曆を、太陽曆に換算したるが如き比ではなかつたと思はれる。

チ、國內文化の向上と任那府の滅亡

右の如く欽明朝は、天皇の在位三十二年間を通じて、國內の文化は蒸蒸日上として日に昇りたるも三韓に於ける我邦の地位は著るしく失墜した。夫は我國と最も縁故の深き百濟が、其勢力を失墜したる結果であつて、或は將を遣はして之を援け、或は船隻武器を賜ふて之を助けたるも、結局大勢は如何ともする事能はずして、天皇の二十三年には崇神天皇の六十五年に其源を發して、仲哀天皇の九年に神功皇后の新羅征伐に據りて設置せられたる任那の日本府も、終に新羅の爲に滅ぼさるゝ事となり、史を讀むものをして洪嘆せしむる事となつた。

併し、此は朝鮮に於ける我邦の勢力失墜には相違なきも、一面より之を觀察すれば新羅、高麗、百濟の三國に分裂せる朝鮮の一角に、設立せられたる任那の日本府は當然此等三國の内政上に於ける争闘には、超然たる態度を執るべきものなるに、何時とはなしに我國は超然たる地位を離れて、内政上よりする朝鮮の政争中に投じたる結果、百濟の

力のみにては到底新羅の勢力に抗する事能はずして、紀元一千二百二十二年正月には、思出深き任那の日本府は消滅した。而して此年は新羅は眞興王の二十三年にして、高麗は平原王の四年、百濟は威德王の九年であつた。

されど此一事は、痛く天皇の宸襟を惱まし奉りたる問題であつて、三十二年の崩御に際しては特に遺詔して之が恢復を命じ給ひたる程なれば、天皇は在位中屢師を遣はして新羅、高麗等を征伐せしめられたるも、要するに第一歩を誤りて自ら朝鮮の内争渦中に投じたる結果、必然に來りたる運命なれば之を奈何ともすること能はずして、積年の威力も茲に失墜することとなつたが、しかし朝鮮側よりは、爾後も絶へず百濟は勿論新羅、高麗よりも貢使を派して入朝せしめたるのみならず、新羅、高麗よりの歸化人も其跡を絶たずして、依然たる我國の外藩たるの實を示し且新羅の如きは、天皇の崩御に際して、特に吊使を派して殯宮に謁して哀を擧げた程であるから、朝鮮の内争に超越さへして居ればかゝる結果は起らざりしも、惜いことには繼體天皇の二年に穗積臣の押山が、任那の地四縣を割いて百濟に與へて三國の均勢を變化せしめるに其端を發し、形勢を見るの明なき我が當局が自ら好んで百濟に對する偏愛政策を繼續すること、五十年に亘る破綻であつたと云ふことを知らねばならぬ。

リ、朝鮮に於ける四國對峙の地形に就て

本篇としては問題外ではあるが、朝鮮に於ける三國鼎立の地形を一言して、前記の論旨を明かにするは、最近に於ける支那の一派に偏して、拭ふ可からざる失敗を重ねたる歴次の内閣の政策に對する考鏡ともなるものであるから、先づ其地形より之を概説することとした。

故に先づ其地形を一瞥すれば北部には今の咸鏡道、平安道、黃海道の全部と、江原道の一部を有するものが即ち當時の高句麗であつて、京畿道、忠清道、全羅道の大部又は一部を占むるものが百濟であり、江原道の一部と慶尙道の強半を占めて居たのが新羅であるから、高麗は朝鮮の約大半を占有せる以外に、今の滿洲までも奄有して居つたから其勢力は殆んど獨歩的の立場であつたが、百濟は之に比すれば其版圖は高麗の半ばにも達せざるものであり、新羅は又其百濟の半ばにも及ばざるものである上に、任那は百濟と新羅との中間にある忠清、全羅二道の少部分と慶尙道約半部を占めたものであつたから、任那の日本府は恰も百濟新羅の中間を切斷するの姿勢を取つて居つた。

されば新羅の勢力は高麗に比すれば到底之が競争者たることを得ざるものであつたが、幸に強國日本が其傍に任那府を開いて之を捍衛せるを以て、高麗に犯かさるる虞なきに由り、彼は永年日本に入貢して其關係を絶たなかつたのであるが、新羅と百濟との關係は如何と云ふに、其地形より云ふも、自己の領土の中腹に、百濟の領土(今の忠清道)の尖端が突出せるを以て、動もすれば其脅威を感じるものであつたが、之も又幸に任那の日本府が公平なる監視の地位に立つを以て、何等の事端も發生しなかつたのである。

然るに前記の如く、日本は百濟に對して五十年前より領土を割讓し、又之が爲に發生せる新羅と百濟との戦には、將を派し武器を送りて百濟を援助したるに由り、新羅は自己の存立に對する脅威となつたから、存亡を堵して執拗にも百濟に對する進撃的態度を執りたるものにして、新羅としては全く國を擧げて存立の爲に戦ふたのであるから、如何に我國が百濟を援助しても、任那の地位を保つことが不可能であつたのみならず、爾後屢々詔を降して任那の恢復を命せられても、新羅は其命を奉ぜざりしものである。されば吾人は此の悲痛なる教訓は、永久に之を牢記せねばならぬ問題である。

ヌ、欽明朝に於ける總評

以上の説明に依りて、我邦の百濟偏愛政策が五十年後に至りて、如實に任那府撤退の結果を顯はしたることを知れ

ば、天皇が三十二年四月十五日(壬辰)皇太子を召して其手を執り「朕の疾甚しければ、後事を以て汝に屬す。汝は須らく新羅を打ち、任那を建つること舊日の如くなるを得ば、死すと雖も恨むことなし」との極めて沈痛なる遺詔を賜ひて、任那の日本府恢復を念とし給ひたる勸諭は、之を想察するに餘りある次第であるが、前述の如く五十年來の弊政の結果であるから、輔弼の道を誤りたる當局の責任は、今尙昭々たるものありと云はねばならぬ。されど天皇の御宇三十二年間を通觀すれば、文化史上に於ける功蹟は頗る見るべきものが多かつた事を感謝せねばならぬ。

試みに之を列擧すれば、即位の元年には支那及朝鮮より歸化せるものを諸國に分居せしめられたが、之は或意味に於ては中央集中の文化を、地方に分散せしめられたるものであるし、又十三年には佛教の渡來と云ふ事件によりて、我國の思想界に極めて大なる變化を生ぜしむるの因を造り、更に又百濟に命じて各種の學術を輸入せしめられ、干支を國史に追記せしむると云ふが如き、大業を完成せられたる以外に、二十三年には吳人(南北朝時代)智德なる僧の來朝に依りて、儒、釋、藥等の書籍及明堂圖等百六十四卷と佛像、樂器等を齎らされて居る外、更に天皇の五年には、肅慎船が佐渡に漂着して、北日本が海外と交通するの漸を開きたるのみならず、三十一年には高麗の貢船が北陸に漂着したるを以て、山背に館を造りて之を迎へしめられたるが如き事蹟は、之を回顧するに愉快であるのみならず、政治上には前述の任那府の滅亡を見たるも、文化的には三韓の民が續々歸化して、我國の文化に貢獻して居る。故に之を約言すれば、欽明朝の御宇は全く讀で字の如く、天皇の欽明なる聖徳を我國民に光被せしめたる聖世であつたと云はねばならぬ。

第六章 敏達朝より推古天皇まで

イ、敏達天皇の文學興隆

欽明天皇の御宇三十二年間は、前述の如く洵に變化の多き時代にして、燦然たる文化の花は開かざりしも、其の種は十二分に植へ付けられたる次第であつたが、天皇に繼いで即位し給へる敏達天皇は即位元年五月を以て、歸化人たる船の史を召して殿中に近侍せしめられたるが、之は全く文學興隆の思召より出でたるものであつた。故に少くし其間の事情を略述する事とすれば、其動機は元年五月初日(壬寅) 天皇は皇子及諸大臣に對して、高麗の使節は今何處に居るかと問はせ給ふたので、大臣は相樂館にある旨を答へたるに、天皇は之を聞いて愀然として嘆ぜらるゝには、此等使人の名は既に先皇に奏聞したものであるとて、直に群臣に命じて相樂館に赴き、所献の調物を檢録して之を京都に送らしめられ、同月十五日(丙辰)を以て天皇は其表疏を大臣に授けて、諸の史を召して之を讀解せしめられたるに、諸の史は三日を費やしても讀む事が出来なかつた。

此時船の史の祖たる王辰爾は、能く之を釋讀する事を得たので、天皇及諸大臣は俱に讚美して「懿哉辰爾、汝が譽を愛するに非ずんば、焉ぞ能く之を讀解する事を得んや、今より宜しく殿中に近侍すべし」との旨を降せらるゝと同時、東西の諸臣に詔して「汝等が習ふ所の業は、何が故に就らざるか、汝等は衆しと雖、辰爾に及ばず」との旨を降して、之を讀責せらるゝと云ふが如き、今日にては想像でも出来ざる事件があつた。然るに高麗は又烏の羽に書したる表文を上りたるが、元來黑色の羽に墨を以て書したるものであるから、何人も之を解釋する事が出来なかつたのであるが、此時辰爾は其羽を飯上に於て蒸したる後、帛を以て之を印したれば表文の文字が現はれたと云ふので、朝廷は大に之を異として、辰爾に對する信任は益々厚くなつたと云ふ事である。

然らば高麗は、何が故にかゝる謎に等しき方法を以て、上表したかと云ふ事に關しては、千古の疑問として何等の解釋を下したるものなきも、吾人の愚案を以てすれば其の地形が北方に僻在せるを以て、我國に使用するには新羅又は百濟の國境を通過せざるを得ざる關係より、表文の秘密を保つ上よりして、かゝる窮策を行ひたるものには非らざる

かと思はれる、何となれば奇を好みたるものとしては、少しく念が入り過ぎたものと云はざるを得ないからである。开はともあれ王辰爾は之に依りて、其名を顯はしたるのみならず、朝廷が文學を奨励せらるゝの動機となり、三年七月十一日(戊辰)王辰爾の弟牛^{ウツ}に姓を津と賜ふて、津史と稱せしめられたるが、其子孫には津宿禰、又は津の連と稱するものが多數に輩出して、文學を以て朝廷に奉仕したる外、菅野朝臣等の名臣も顯はれて居るが、之は要するに天皇が文學を奨励せられたる賜である。

ロ、佛教の興隆期來る

前述の如く天皇は即位の元年を以て、文學奨励の宣旨を降し、且船史を召て宮中に近侍せしめ給へるが如き態度を以て、文學振興に對する範を示されたるが、五年十一月には百濟王より我國の使節大別王が歸國するに際して、佛教の經論の若干卷、並に律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造佛工、造寺工、等の六人を献じたるを以て、天皇は勅して之を難波の大別王寺に安置せしめられたる旨が書紀に記されてある。併し佛教側の歴史たる元亨釋書には、大別王寺に關する何等の記事なきを見れば、大別王寺は王の私邸に之を安置せしめられたるものを稱して、大別王寺に安置せしめられたと云ひしものなるべしと思はれるのである。

されど之を朝鮮を通じて佛教文化が我國に渡來したる徑路より云へば、既に佛像、經論の外に律師、禪師と稱すの男性の修道者を初め、比丘尼と稱する女性の修道者までが我國に渡來したるのみならず、造佛造寺の工匠までが貢がれたと云ふ事は、我國の佛教史上にも新紀元を開かれたるものであるし、更に八年十月には新羅も亦枳叱政奈未を遣はして調貢を進むると共に、佛像を献じ來ると云ふ有様であるから、一度其芽を摘まれたる佛教も、再び茲に興隆の機運に際會したるも、物部、蘇我の兩大氏族は、更に之を題目として苛烈極まる政争を惹起する事となつた。

ハ、蘇我氏と物部氏再度の衝突

右の如き状況にて百濟高麗方面より、屢佛像を献上し來れるのみならず、十三年九月には鹿深臣が百濟より彌勒の石像一軀を持ち來り、又佐伯連も佛像一軀を所有したるを以て蘇我馬子は之を請ひ受け、鞍部の村主、司馬達等及池邊直氷田等を四方に遣はして修行者を訪求せしめたるに、播磨國に於て僧の還俗せるものは惠便と稱する高麗人を得たれば即ち之を以て師と爲し、司馬達等の女嶋を度して善信尼と名づけ、更に善信尼の弟子二人を度して尼と爲したるが、其一是漢人夜菩の女豊女なりしが之を禪藏尼と名づけ、其二是錦織壺の女石女と稱するものであつたが、之は惠善尼と名づけられたのである。

以上は本邦に於ける度僧尼に關する最初の記録であつて、書紀の明記する所であるが、此等の三尼に對して馬子は氷田直及司馬達等に命じて其衣食を供給せしめて崇敬せしめ、更に宅の東方に佛殿を設けて彌勒の石像を安置し三尼を屈請して大齊會を設けたるに、此時達等は齊食の上に於て得たる佛舍利を以て馬子に献じたれば、馬子は試みに其舍利を以て鐵質の臺上に置かしめ、鐵槌を以て之を打たしめたるに鐵質の臺と鐵槌は共に摧破したるも、舍利は原形の儘にて之を毀存する事能はりざしに由り、更に之を試に水中に投ぜしめたるに、舍利は心の所願に従ふて水上に浮沈したるを以て馬子及池邊直、司馬達等は、舍利の神變不思議によりて佛法を信する事益深く修行を懈らざるものとなり、馬子は終に石川の邸宅内に佛殿を修治する事となつたのである。右は我國に於ける伽藍建築の濫觴であるが、馬子は更に其翌十四年二月朔日(壬寅)塔を大野の丘に建て、前記の舍利を其柱に藏せしめたるに、同月十日(辛亥)馬子は病に罹りたるを以て、之を卜者に問ひたるに卜者は父の時に祭りたる佛と稱する神の祟りであると云ふたので、馬子は子弟を遣はして其旨を上奏せしめられたれば、天皇は詔りして父子の祭りたる神(即ち佛)を拜する事を許し給ふた

ので、馬子は其石像を拜して壽命の延長を乞ふたと云ふ事である。然るに幾許もなくして又疫疾の流行に依り民の死するものが多くなつたので、三月朔日(丁巳)物部の弓削、守屋の大連は、中臣の勝海大夫と共に奏して「何が故に肯て臣が言を用ひ給はざるや、先皇より陛下の御宇に及びて、疫疾流行して國民將に絶へんとするは即ち蘇我大臣が佛法を興行するからである」との意を述べたるを以て、天皇は之に對して「灼然たれば宜しく佛法を斷すべし」との旨を降し給ひたれば、物部氏等は同月三十日自ら寺に詣ふで、胡床に踞座して之を督しつゝ其塔を斫り倒さしめ、火を縦なつて之を焼かしめたる上、更に佛像及佛殿を焼かしめ、其餘の佛像は難波の堀江に投せしめた。

然るに是日雲なくして風雨起りて、物部氏等は雨を被りたるも屈せず、馬子の祟敬せる行法の侶善信尼等を譴責して、之を佐伯造御室に引渡すべき旨を傳へたので馬子も敢て命に違はずして啼泣しつゝ之を引渡したれば、御室は之を有司に付して、尼等の纏へる三衣(佛制に依る三種の袈裟を云ふ)を奪はしめたる後、之を海石榴の市亭に禁錮せしめたるに、幾許もなく大連と天皇は瘡を發し、先皇の遺詔たる任那恢復の業を果たし給はずして大漸に至りたれば、天皇は皇太子に對して、先皇以來未了の遺業たる任那恢復の大事を遺詔せられた。此時瘡を患ふるもの國內に充ちて死者頗る多かりしが、其患者は恰も焼かるゝが如き苦痛を訴へ啼泣の聲甚だしかりし爲め、世人は窃に佛像燒毀の罪であると云ふに至つた。

故に馬子は六月に至りて天皇に奏するには「臣が疾今に至るも尙未だ癒へず、三寶(佛法僧)の力を蒙るに非ずんば救治し難し」との言を以てしたれば、天皇は「汝獨り之を行ふべきも餘人には之を行はしむ可らず」との旨を降して三尼を馬子に還付せしめられたので、馬子は歡悅して未曾有を嘆じ、三尼を頂禮して新に精舎を營み之を迎へて供養せしに、八月十五日(己亥)天皇の崩御に遭ひ奉り、蘇我大臣馬子の宿禰が殯宮に於て誄詞を奏したるに對し、物部守屋等は之を冷笑し、蘇我氏も亦物部、守屋等の奏する誄詞を冷笑すると云ふが如き非常識の態度を繰返した。斯くの

如く兩氏の信佛も排佛も、要するに個人的の感情が佛教渡來と云ふ、新事實に直面して、之を動機に爆發したるに過ぎざれば、疫病の流行さへも直に之が政争の具に供せられ、終に殯宮の大禮にまでも延長せらるゝ有様であつた。故に崇神天皇以來の關係ありし任那も終に滅亡する事となつたのは、畢竟するに、我邦内部の政争の結果であると云はねばならぬ。

ニ、用明朝に於ける僧侶の參内

上記の如く苛烈極まる政争の中にありて、先皇の崩御に遭ひ給へる皇太子は同月五日大統を繼いで即位せられた。之が即ち用明天皇であつたが、蘇我、物部兩氏の政争は相變らず佛教を中心として繰返へされ、天皇御自身は佛教を信じ給ひたるも、自由に其信仰を發露し給ふ事さへ叶はぬと云ふ状態であつた。故に即位の元年には穴穗部皇子の亂に引續き各種の暗闘が繼續せられたるが、二年四月天皇不豫の爲、群臣が入侍したる機會に、天皇は群臣に詔して「朕は三寶に歸せんと欲するを以て、卿等は之を議せよ」との旨を降し賜ひたれば、群臣は朝に入りて之を議したるに物部守屋の大連と、中臣勝海連とは、詔に違ふて議して曰く「何ぞ國神に背ひて他神を敬すべきものならんや、由來かくの如き事あるを識らず」と述べたるに對し、蘇我大臣馬子は「詔に隨ふて助け奉るべきものなるに、誰か異計を生ずべきものならんや」と述べ、其議未だ決せざる中に皇弟穴穗皇子は、豊國法師を入宮せしめられたる爲、茲に又物部、蘇我兩氏の衝突起りて、中臣の勝海は殺さるゝと云ふ始末であつたが、天皇の御惱は益劇しくして將に大漸の期も迫りたれば、司馬達等の子鞍部の多須奈は進んで「臣天皇の爲に出家修道し奉り、又丈六の佛像及寺を造り奉らん」と奏したれば、天皇は之が爲に悲慟し給ふたと云ふ事であるが、多須奈は天皇崩御の後、阪田寺を建て百濟の佛工に命じて丈六の佛像を刻せしめたる旨が書紀及元亨釋書等に顯はれて居る。故に多須奈の造寺刻佛は、天皇が御在世中に

果し給はざりし信佛の念を、崩御後に實現し奉りたるものである。

ホ、四天王寺建立動機

用明天皇の御宇は僅に三年に過ぎざりしが、而も其間に於て兩氏の争鬪悪化して、天皇の後を承けて即位し給へる崇峻天皇の即位の前年には、物部、蘇我兩氏の感情は終に爆發し、兩氏ともに各皇族を擁して戰鬪を開始したるが、其終局に於て厩戸皇子(後の聖德太子)の興し給へる蘇我氏の勝利に歸したので、厩戸皇子は從軍の始に當りて、自ら四天王の像を刻し、之を其誓中に頂き「今若し我をして敵に勝たしめ給へば、必ず當さに護世四王の爲に寺塔を起立すべし」との誓言を發し給ひ、蘇我馬子も亦「凡そ諸の天王、大神王等我を助衛して勝利を獲せしめ給はば、願くは諸天と大神王の爲に寺塔を造立し三寶を流通し上るべし」との誓言を發したるに依り、此戰が前に述べたる如き結果で蘇我氏の勝利に歸したるを以て、亂平ぎたる後攝津國に四天王寺を造立し、物部守屋大連の奴及宅の半ばを寺領と爲したる外、蘇我氏は其本願に依つて飛鳥の地に法興寺を起した。

之は我國に於ける新舊思想の極めて激烈なる衝突の記録であると同時に、新思想家が擡頭せんとするの前驅とも云ふべきものである、而して其新思想なるものは、任那が滅亡しても百濟が衰微しても、夫等の問題には頓著なく滔々として、我國に浸入し來りて、極めて顯著なる事蹟を貽したものである。

へ、百濟僧の來朝と善信尼の留學

右の如く用明天皇は、即位の二年四月を以て崩御し給ひたるが、前述の如き動亂の爲め三箇月餘に亘る空位を見るに云ふ有様であつたにも拘らず、善信尼は同年五月蘇我大臣に請ふて戒法修學の爲め百濟留學を申出でたるも、百濟の

使臣は一先之を我國王に上申したる後出發せしむるも遅からずとて、歸國に際して同行を肯んぜざりしが、其翌年百濟より遣使と共に僧惠總、令斤、惠寔等を遣はして佛舍利を獻せしめ、更に同年は佛教興隆の機運に向ひたる傾向を看取したる爲か、或は右の如き、四大王寺及法興寺造營の爲に、特に招致せられたるものなるや否やは不明ではあるが、百濟よりは恩率首信、德率蓋文、那率福富味身等を遣はして調貢せしめたる外に、又佛舍利及僧聆照、律師令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等の外に寺工大良未太文賈古子、鱧盤博士將德白味停、瓦博士麻奈父奴、陽貴文、陵貴文、昔麻帝彌、畫工白加等を獻じ來りたるを以て、蘇我の馬子は百濟の僧に請ふて受戒の法を問ふと同時に、善信尼を以て百濟國使恩率首信等に付して留學の爲に出發せしめた。

然るに三年三月に至り、先に留學せる善信尼が百濟より歸朝し櫻井寺に住したるを以て、大伴狹手彥連の女善德、狛夫人、新羅媛善妙、百濟媛妙光、漢人側にては善聰、善通、妙德、法定、照善、智聰、善智惠、善光等の諸尼を度したる外、司馬達等の子鞍部多須奈も、先皇に上奏せる言を蹈み出家し德齊法師と名づけられた。此が即ち百濟の律師に依りて本邦人の僧尼を度したる最古の記録であると同時に、一面には右の如く多數人の齋せる各種の技術は先づ法興寺を建築して、我國の建築史上は勿論、美術史上にも飛鳥朝時代と稱する一大劃期的の作品を貽したる功跡は、永久に忘るゝ事が出来ない事柄である。吾人は今を距る事一千三百餘年前に於て、善信尼は女性の身を以て男子すら、未だ曾て百濟留學を試みざる以前に於て、自ら進んで「出家の途は戒を以て本と爲すものなれば、願くは百濟に向つて戒法を受學せん」との申出を爲し終に三年の留學を経て無事に歸朝し、上記の如く多數の尼を度したと云ふ事は、獨佛敎史上に於ける千古の美談たるのみならず、我國古代の女性中に放ちたる一大光彩と云はねばならぬ。

ト、馬子の逆惡を幫助せる歸化人

吾人は日支交通の先驅者として、極めて重要な意義を有せる、歸化人と日韓交通とを併せて、支那文化移入の跡を回顧し滿腔の感謝と禮讚を怠らざるものであつたが、人事は由來意の如くならざるものがあつて、善の半面には必ず惡を藏し、美の半面には必ず醜を含むものであるから、吾人の資料的考察の道程にありても、既に佛教渡來以後に於ける、物部、蘇我兩氏の政争に逢著しては、興味索然たるものがあつても、前後の關係よりして己むを得ず屢之を筆端に上ほし來りたるは、讀者の既に了知せらるゝ通りである。

然るに茲に又我國の史上に於ては、全く空前絶後とも云ふべき極めて悲むべき、事件に遭遇したのである。夫は改めて云ふまでもなく物部、蘇我の兩大族が欽明天皇の十三年(紀元一千二百一十二年)より、用明天皇の二年(紀元一千二百四十七年)に至る三十五年間に亘る政争の餘毒は、崇峻天皇即位の五月に至りて、端なくも國家棟梁の大臣たる馬子に依りて、無道にも、天皇を弑し奉ると云ふが如き事件が持ち上がったのである。而して其動機は、右の如く政敵物部を倒したる馬子が、其父稻目が宣化天皇(紀元一千九十六年)以來の大臣として國家の重責に膺り、欽明朝に及びたる後を承けて、敏達、用明の二朝に仕へたるのみならず、崇峻天皇の天位繼承に對しては、主として馬子が其策謀を定めたる關係より、其の凶傲日に長じたるを以て、天皇は深く之を疾み給ひて、機を得て之を誅せんとする思召があつたが、馬子は機に先立つて偵知し、天皇に誅せらるゝよりは、寧ろ進んで弑し奉らんとする逆謀を廻らし、五月十一日(乙巳)群臣を欺くに、東國の調を進むと稱して之を朝に會せしめたる機會に歸化人たる東漢の直駒を使嗾して、終に天皇を弑し奉りたる上、即日之を倉梯岡の陵に葬り奉つたのである。

然るに同月五日(丁未)に至り、驛使を筑紫將軍の所に遣はし「内亂に依りて外事を怠ること勿れ」と曰はしめたと云ふ記事が書紀に顯はれたるのみであつて、かゝる不臣の行爲に對して朝野に何等の變動を來して居らぬと云ふ事は、要するに我邦の朝野は、過去數十年に亘る苛烈なる政争に没頭して君臣の大義をも顧みず、國體の尊嚴を忘却し、只

管自己の權勢維持にのみ腐心して居つたと云ふことが證明せらるゝものであつて、我國の思想界の混濁は此時を以て絶頂と爲すべきものであるが、しかしかゝる政治論や思想論を記述するは本篇の主題でないから、茲には只皇紀六百二十八年即ち崇神天皇の六十五年以來、本篇を通じて歴述せるが如く、朝鮮及秦漢の種族は極めて多數に我國に歸化して、其優秀なる文化を以て我國の進運に貢献したる中に於て、其最も光輝を放ちたるは、即ち應神朝に歸化したる漢の高祖の苗裔と稱する阿知使王の一族であつた。然るに東漢の直駒に及んで、馬子の手足と爲つて滔天の罪惡を犯したる事は、多數の歸化族の名譽爲に惜む次第である。

チ、推古天皇の即位と立太子

皇紀一千二百五十二年は、即ち前述の如く我國の國史上より見れば實に一髮千鈞の危局であつて、凶暴なる馬子を制するに實力を以てせんか、之は即ち根柢より我皇室と國體を破壊するものであると云ふ事は、少しく眼を開いて之を見れば明かなる所である。何となれば時の大臣たる馬子が群臣を會し、朝堂に於て天皇を弑し奉りたるに、物部一族の亡ぼされた後の事として、舉朝一人の起つて之に抗するものなく、又全國に一族を翻して天皇の爲に、馬子を倒さんとするものもなくして、不臣なる馬子は即日之を葬りて識らざるものゝ如き態度を取り、只前に述べたるが如く、筑紫に駐屯せる將軍に對してのみ、此の凶報が朝鮮に傳はりたる後の變化を慮りて、内亂を以て外事を怠る勿れとの命を傳へたるを見れば、馬子の眼中には既に國內の勢力を認めざりし事は明かである。

然らば此時起つて、之に抗せんか盤石に投ずるに雞子を以てすると一般にして殆んど何等の効果なきのみならず、其犠牲となるべきものは、恐らく國家と皇室なりしならんと察せらるゝが、さりとて我國の生命たる皇祚と國體とは、飽迄も之を擁護せざる可らざる危局であつた。故に若し皇族中の男系を以て寶祚を踐み給はんか、想ふに馬子との

兩立は絶対に不可能であつたらふが、幸に欽明天皇の皇女にして、敏達天皇の皇后にましたる皇太后（御諱は豊御飯炊屋姫と稱したる御方）に踐祚を請ひ、以て馬子との衝突を未然に防止したるに依り、皇太后は三十九歳にして即位せられ、七十九歳までの實算を重ねさせられたる事は實祚大典に示する通りであるが、之が即ち我國に於ける最初の女帝にまします推古天皇であつた。

而して此の女皇を輔弼し奉るには、用明天皇の皇子厩戸を冊立して皇太子と爲し、太子をして萬機を攝政せしめ給ひたるは、世人周知の事ではあるが、太子は幼より聰明にして夙に豊聰耳皇子と唱へ奉りたる程であるが、敏達天皇の二年（用明天皇の潜第の時代）正月元旦に降誕せられたるを以て、立皇太子及攝政就任の推古天皇元年には、未だ二十一歳の青年に渡らせられたるも、父皇用明天皇崩御後の歴次の亂に對しては、既に其因果關係を明かにせられたるのみならず、六年前には蘇我氏と共に四天王寺造立の願を發して、物部氏と戦ふて之に勝ち、佛寺造立、三寶弘通を念とせられたと云ふが如き性格にましましたるを以て、上記の如き危局に處しては恐らく太子以上の適者はなかりしものなるべしと思はれるのであるが、果して此女皇の下に我國最初の攝政たる太子の施設は内外各般に亘りて其成跡の見るべきものありしのみならず、累卵の危きに瀕したる我皇室の安泰も、國體の尊嚴も共に之を維持して微動だも生ぜしめられざりし、豊功偉烈は炳乎として國史に耀きつゝあるのみならず、其深甚なる精神的感化と、文化的方面の建設は、到底日本國民としては之を忘るゝ事が出来ないものがあると同時に、三韓との交通は一層頻繁を加へたるは勿論、彌支那大陸と直接交通の徑路は我太子に依つて開かれた。故に太子は何れの方面より觀察しても我國に於ける神界の教主であらせらるゝと同時に、物的方面に於ては所謂制作の聖人と云ふも、決して溢美の言でないのである。故に予は、太子の經綸より出でたる三韓及大陸文化吸収の跡は、項を改めて別に之を述べる事とした。

第七章、推古朝の新經綸

イ、攝政初期に於ける事蹟

前述の如く蘇我氏の横暴は、既に極端に達したるも、歷年に亘りて築成せられたる積威を憚りて、何人も立つて之に抗するものなきの秋に當り、老成なる謀臣は欽明天皇の皇女たる、敏達天皇の皇后豊御飯炊屋姫を奉じて、踐祚を請ふ事三度に及び、十二月八日（壬申）豊浦の宮にて即位せられたるが、其元年四月十日（巳卯）厩戸豊聰耳の皇子を立て、皇太子と爲し、萬機を攝政せしめられた。太子は生れて聖智ある上に、内典は高麗の僧惠慈に、外典は博士覺哥に就て學ばれたるを以て、其聖聰は彌やが上にも啓發せられたる事と推測する事が出来る。故に太子が攝政の後に於て、如何なる經綸を行はせられたるかと云ふことを概観するは、今日の時局に當て嵌むるも、頗る興味ある問題なるを以て、本項に於ては、主として太子攝政後の新經綸を概観することとした。

太子は先づ攝政元年の九月には、父皇たる用明天皇が、三寶に歸せんとの聖旨ありしも、之を實現すること能はずして、僅に歸化人司馬達等の子鞍部の多須奈が、天皇の爲に出家修道し奉らんとの奏を聽こし召されて、悲慟しつゝ登遐せられたる事蹟に鑑み、追孝の意味を以てしてか否かは、之を拜察する限りに非らざるも、元年九月之を河内の磯長の陵に改葬し參らせられるゝと共に、難波の四天王寺を造立せられたるが、其翌二年二月朔日（丙寅）には、皇太子及群臣に詔りして三寶を興隆せしめられしに依り、諸臣競ふて君親の爲に佛舎を造りて、寺と稱するの風尙を生ずる事となつた。然るに三年五月十日（丁卯）には、高麗の僧惠慈が歸化したるを以て、太子は之を師とせられた。故に同年百濟より來朝せる慧聰と、此の惠慈とは三寶の棟梁として佛教を弘宣したるのみならず、其翌四年に完成したる法興寺に住する事となつた。

以上の事蹟は頗る簡單なるものゝ如くなるも、其實欽明朝以來政争の因となりつゝありし、佛教に對する態度を決定して、歷年に亘る争因を除去せられたるのみならず、太子の新羅論には今日の言葉で云へば、所謂精神文化を提唱して極度に行詰れる國難を打開せんとせられたるものであると云ふ事は、今更之を叙述するまでもなく、太子の攝政期間たる二十九年間を通じて、終始一貫せられたる經綸であつたと云ふ事を看取せねばならぬ。

ロ、武力の方面より見たる太子

然らば太子は、徹頭徹尾今日の所謂平和主義のみに依る、精神文化のみの力を以て、天下を經綸せんとせられたかと云ふに、必ずしも然らざるものがある。故に武の方面より見たる太子は、如何なる事蹟を貽させられしかと云へば、天皇の五年十一月には、吉士磐金を新羅に遣はして、我邦に對する新羅の態度を視察せしめられたので、新羅は吉士の歸朝せる後を追ふて、六年八月には入貢して居るが、八年二月に至り、新羅は復又任那を攻めたるに依り、太子は天皇の命を奉じて、境部臣を大將軍と爲し、穗積臣を以て副將軍と爲し、萬餘衆を率ひて、任那の爲に新羅を征伐せしめられたれば、此等の將卒は直に海に泛かんで新羅に赴き、五箇の城を拔きたる爲、新羅國は白旗を掲げて將軍の軍門に降り、多々羅、素奈羅、弗知鬼、委陀、南迦羅、阿羅々の六城を割ひて、和を請ひたれば、將軍は「新羅罪を知つて服したるに、強ひて之を撃つは不可なり」として其旨を奏したれば、天皇は更に難波の吉士木蓮子を遣はして、事狀を檢核せしめられし爲め、新羅、任那の二國は使を遣はして調貢し、且二國は互に相攻めざる旨を誓ひしに依り將軍を召還せられたるに、新羅は亦任那を侵したのである。

茲に於てか、其翌年三月五日(戊子)大伴連醫を高麗に遣はし、坂本臣藤手を百濟に遣はして、急に任那を救ふべきの詔旨を降だされたるが、九月には新羅の間諜迦葉多なるものが對馬に到りたるを以て、直に之を捕へて上野に流すと云ふが如き有様であつて、對韓政策は頗る緊張し、十一月五日(甲申)には新羅再征の議を凝らされたのであるから

太子は攝政の初期に當りて、先づ精神文化を提唱して、國本を鞏固にしたる後、歷年に亘る對韓政策を確立せんとせられたる事は、上記の記述でも之を明かにする事を得るものであるから、太子の經綸が不幸にして挫折する事なくんば、恐らくは五十餘年に亘る政争の爲に失墜せられたる我國の威信は充分に恢復せられしものなるべきに、主帥來目皇子の薨去に依りて、其計畫が頓挫せられたるは、遺憾此上もない事柄であつた。

ハ、新羅再討の計畫

前述の如く、九年十一月に計畫せられたる新羅再征の議は、頗る大仕掛のものであつて、先づ軍の編成は、諸の神部及國造、伴造等の軍を聯合し、之が主帥としては、來目皇子が將軍に任せられ、其全軍は二萬五千と云ふ大軍であつたが、此編成が發表せられたるは、十年二月朔日(己酉)であつて、其四月朔日(戊申)には、來目皇子は既に筑紫に到着せられ、進んで嶋郡に屯して、船舶を聚めて軍糧を運ぶ準備に着手せられたるに、六月に至りて、不幸にも皇子は病の爲に征討を果す事能はず、終に其翌十一年二月四日(丙子)筑紫に於て薨去せられた。

因つて朝廷は大に驚き、土師連速猪手を遣はして、殯事を掌らしめ、四月朔日(壬申)には、更に來目皇子の兄たる當麻皇子を以て、新羅征討將軍に任せられ、七月三日(癸卯)水路難波より出發せられたるが、同月六日(丙午)船が播磨に到着したる際に、皇子の妻舍人姫が赤石(今の明石)に於て薨去せられたる爲、當麻皇子の再征は終に沙汰已みとなつた。故に欽明天皇か遺詔して、任那に於ける日本府の恢復を謀られたる以來の、太子の雄圖も行はれずして已みたるは、洵に遺憾此上もない所であつたが朝鮮に對する威望は幾分か恢復せられたのである。

ニ、儀禮上に於ける建設

前述の如く、太子は欽明朝以來の國威失墜に對し、前後二回に亘りて、皇子親征の大計劃を立てられたるも、時非

にして、二回とも中途にして挫折するの已むを得ざる事となりたるが、其間にありても、文化の吸収は決して之を怠らず、十年十月には、百濟の僧觀勒に依りて、曆本及天文、地理、並に遁甲、方術の書を輸入せらるゝや、書生を選んで觀勒に就ひて之を學ばしめられたる中には、陽胡史の祖玉陳、大友の村主高聰、山背臣目並立等があつて、何れも皆其業を成したるが、同年十月十五日(己丑)には高麗の僧、僧隆、雲聰等が歸化して文運が開けたのである。

故に我國の文化は、日と共に隆盛に向ひつゝありし事は、改めて説くまでもなく明かであるが、十一年十二月五日(壬申)には大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智の十二階の冠位を設けて、之に對する式服を定め、朝廷に於ける儀禮を森嚴ならしめられた。しかして、大智、小智は初位、大義、小義は八位、大信、小信は七位、大禮、小禮は六位、大仁、小仁は五位、大德、小德は四位に當て簪めらるゝと云ふ事であるが、夫は兎も角として、右の如く十二階の衣冠を定め、各其式服に依りて出仕する事となつたと云ふ事は、我國の儀禮上より云へば、實に破天荒の創舉であつた。想ふにかくして行はれたる、十二年の元旦は、實に有史以來の美觀を呈して、朝廷の尊嚴を加へられたる有様は、今日にても尙想像に餘りある次第である。

ホ、太子の精神的建設

右の如くにして、有形上の儀禮を整へて朝廷の尊嚴を加へられたる太子は、十二年四月三日(戊辰)親から憲沙十七條を制定せられたるが、是は太子が、思想的に絶大なる信念を國民に示されたのみならず、我國の文學上より云ふても、儒佛二教の思想的精華を攝取したる漢文字を以て、天下國家を経綸するの大法を記述せられたる最初の出來事であるから、政治史を別としたる文學史上より見ても、太子の十七憲法の制定は、極めて有意義のものであつた。故に其全文を左に抄譯する事とした。

一に曰く。和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲する。人皆な黨有り、亦達者少し。是を以て或は君父に順はずんば、乍ち隣里に違ふ。然るに上和らぎ下睦くして、事を論ずるに諧へば、則ち事理自ら通して、何事か成らざらん。

二に曰く。篤く三寶を敬へ。三寶とは佛法僧である。則ち四生の終歸にして、萬國の極宗である。何れの世、何れの人か、是の法を貴ばざる者があらう。人尤も悪なるは鮮し、能く教れば之に従ふ。それ三寶に歸せずんば、何を以て枉れるを直うせん。

三に曰く。詔を承ては必ず謹め、君をば則ち之を天とし、臣をば則ち之を地とす。天覆ひ、地載せ、四時順行して、萬機通ずることを得。地、天を覆はんと欲せば、則ち壞を致さんのみ。是を以て、君は言ひ、臣は承け、上は行ひ、下は靡く。故に詔を承けては、必ず慎め、慎まざれば自ら敗れん。

四に曰く。群卿百寮は、禮を以て本と爲よ、其れ治民の本は、要は禮に在り。上禮ならざれば、下齊はず、下禮なければ、必ず罪あり、是を以て、君臣禮あるときは、位次亂れず、百姓禮あるときは、國家自ら治まる。

五に曰く。鬻を絶ち欲を棄て明に訴訟を辨せよ、其れ百姓の訟へ、一日に千事あり、一日だも尙爾り、况や累歳をや。頃訟を治むるもの、利を得るを常となし、贈を見て讞を聽く、便ち財あるものの訟は、石を水に投ずるが如く、乏しき者の訴は、水を石に投ずるに似て居る。是を以て貧しき民は、即ち由るべき所を知らず、臣たる道も亦茲に於て闕けるのである。

六に曰く。惡を懲し善を勸むるは、古の良典である。是を以て人の善を匿すなく、惡を見れば必ず匡せ、其れ諂ひ詐る者は、則ち國家を覆すの利器となり、人民を絶つの鋒劍となる。亦佞媚なる者は、上に對すれば則ち好んで下の過を説き、下に逢へば則ち上の失を諱諱す、それ此の如きの人は、皆君に忠なくして、民に仁なし、是れ大亂の本である。

七に曰く。人には各々任じ、掌ることあり、宜しく濫がましきせざるべし。其れ賢哲官に任ずる時は、頌音則ち起り、姦者官に有るときは、禍亂則ち繁し、世に生れながら知るものは少なし、克く念ふて聖と作る。事に大小なく、人を得て必ず治まる。時に急緩なく賢に遇へば自ら寛なり。此に因つて國家は永久にして、社稷の危きことはない。故に古の聖王は、官の爲に以て人を求め、人の爲に官を求めない。

八に曰く。群郷百寮、早く朝して晏く退けよ。公事はヒキ監きことなくして、終日も盡し難いのである。是を以て、遅く朝すれば、急に速はず、早く退けは必ず事を盡さない。

九に曰く。信は是れ義の本なれば、事毎に信あるべし。其れ善惡の成敗は、要は信に在り、君臣共に信あらば、何事が成らざらん。君臣信なきときは、萬事悉く敗る。

十に曰く。忿を絶ち、瞋を棄て、人の違へるを怒らざれ。人皆心あり、心各執るところあり、彼れ是なるときは、則ち我れ非なり。我れ是なるときは、即ち彼れ非なり。我れ必ずしも聖に非ず、彼れ必ずしも愚に非ず。共に是れ凡夫のみ。是非の理距ぞ能く定むべけんや、相共に賢愚なること、環の端なきが如し、是を以て彼人は瞋ると雖も、還て我は失アタちを恐れよ。我れ獨を得たりと雖も、衆に従ひて同く擧げよ。

十一に曰く。功過を明察し、賞罰は必ず當てよ。日者賞は功に在らず、罰は罪に在らず、事を執る群郷、宜く賞罰を明にすべし。十二に曰く。國の司、國の造、百姓を斂すること勿れ、國に二君なく、民に兩主なし。率土の兆民は王を以て主と爲す。任ずる所の官司は、皆な是れ主の臣なり、何ぞ敢て公のために百姓を賦斂せんや。

十三に曰く。諸の官に任ずる者は、同じく職掌を知るべし。或は病み或は使して、事に關くことあらん。然れども之を知り得るの日は、和すること曾て識れるが如くせよ。その與り開けるに非ざるを以て公務を妨ぐること勿れ。

十四に曰く。群臣百僚は、嫉妬あること無かれ、我既に人を嫉めば、人も亦我を嫉む。嫉妬の患ひ、其の極りを知らず、所以に智己れに勝るときは則ち悦ばず。才己れに優るときは、則ち嫉妬む。是を以て五百歳の後にして乃ち今賢に遇はしむるも、千載にして、以て一聖を待ち難し。其れ聖賢を得ざれば、何を以てか國を治めん。

十五に曰く。私に背きて公に向ふは、是れ臣の道なり、凡そ人私あれば、必ず恨あり、憾みあれば必ず同せず、同せざれば、則私を以て公を妨ぐ、憾み起れば、則ち制に違ひ法を害す。故に初章に云く、上下和睦と。其れ亦た此の情コ、ロである。

十六に曰く。民を使ふに時を以てするは、古の良典なり、故に冬の月は間あり、以て民を使ふ可し。春より秋に至るまでは、農

桑の節なり、民を使ふ可からず。其れ農せずんば何をか食し、桑せずんば何をか服せん。

十七に曰く。大事をば獨り斷ず可らず、必ず衆と與に論ずべし。小事は是れ輕し、必ずしも衆とす可らず。唯だ大事を論ずるに速んでは、若くは失あらんことを疑ふ。故に衆と相辨ずれば、辭則ち理を得ん。

以上の十七條は、太子の胸奥より迸り出てたる、精神的の教化の根源であると同時に、極めて痛切に時弊に適中せる教訓であると云ふ事は、既に屢述べたるが如く、先帝不慮の崩御の後を承けて、女帝が即位しましたと云ふが如き、開國以來の國難に際し、形而上より、徐々に精神的の教化方面に其の歩を進められたる太子の經綸は、到底尋常一様の政治家の企て及ぶ所に非らずして、我國の國體を泰山の安きに置かれたるは、全くこの十七憲法に現はれたる、精神建設の賜であると云はねばならぬ。

へ、太子の信仰と其標徴

神武紀元一千二百五十二年に發生したる、空前絶後の國難の後を承けて、其翌五十三年推古天皇即位の元年に政を攝せられたる太子は、前記各項に歴述せるが如く、率先して高麗の僧惠慈等を師として、親から外來文化を吸收せられたるのみならず、内外の施設を秩序的に整頓せられたる後、先づ朝廷の儀禮を正し、而して後十七憲法を制定して、國家經綸の根本と、國民の率由する規準を示させたるが、更に一步を進めて、同年九月には朝禮を改訂して、宮廷に出入するものの禮儀を定められ、茲に我國民の大宗家たる、皇室の尊嚴と安全とを確保せられたるは、神武紀元一千二百六十三年であつた。

茲に於てか、太子は其翌十三年四月朔日(辛酉)勅を奉じて、諸王大臣と共に誓願を發して、銅繡丈六の佛像各一軀を造らしめられたるが、其撰に當りて其工に従事したるものは、鞍作鳥であつた。然るに、高麗の大興王は之を聞ひて、

黄金三百兩を貢して此事業を奉賛した。かくて右の銅鑄丈六の佛像は、其翌十四年四月八日(壬辰)を以て、元興寺の金堂に安置せられ、齋會を設けられたるが、之に會するもの其數を知らず、爾來毎年四月八日と七月十五日を以て、各寺に於て齋會を設けしむる事となつた。依つて天皇は、五月五日(戊午)鞍作鳥に左の如き勅を賜ふて、其祖父司馬達等以來子孫三世が、相繼いで佛乘宣揚に盡したる功蹟を賞せられた。其詔勅は左の如きものである。

朕、内典を興隆せんと欲して、方に佛刹を建てんとするに當り、肇めて舍利を求めたるに、汝が祖父司馬達等は、便ち舍利を獻じた。其時國に僧尼無かりしを以て、汝が父多須那は、橘豊日天皇(用明)の爲に出家して、佛法を恭敬し、又汝の姨^{オバ}鳥女は、初めて出家して、諸尼の尊者と爲つて釋教を修行した。

今朕が丈六の佛像を造らんとして、好き佛像を求めたるに、汝が獻げる所の佛は、則ち本より朕が心に合したるが、既に造りたる佛像を堂に入るゝを得ずして、諸工人も計を爲す能はず、將に堂戸を破らんとしたるに、汝は戸を破らずして入るゝをこ

とを得たるは、此れ皆汝の功である。

との優渥なる表旌を賜ふと同時に、大仁(五位)に叙せられ、近江國阪田郡に水田二十町を賜ふた。因つて鳥は此田を以て天皇の爲に、金剛寺を作りたるが、之が後世の南淵阪田の尼寺である。

以上は、勅願に依りて佛像を造りたる最古の記録であるが、之に依りても歸化人たる鞍作鳥一族が、父祖三世に亘りて如何に忠勤を抽んできたか明かであるが、之にも勝りて太子は何故に、かくも造佛の爲に努力し賜ひたるかと云ふに、端嚴微妙なる佛像の造立に依りて、空間的に彌滿せる金剛不壞の佛身を、一切衆生の肉眼に彷彿たらしむると同時に、三十二相と八十種の相好を有する、しかも丈六の身を造りて、人格的の釋尊を偲びつゝ、「篤く三寶を敬せよ、三寶とは佛、法、僧の三なり」と詔らせられたる、憲法上の條項を實現して、親らかなの信仰を標徴せられたると同時に、之に依りて、國民にも信仰の標徴を示されたるものと拜察すべきものである。

ト、太子の勝鬘經講讚

右の如くにして、太子は憲法を制定し、佛像を造り、佛刹を建立せられたるが、更に進んで大乘佛教の妙理を講讚し、之を弘通し給ふの時運に際會せられた。故に予は此機會に於て、太子の佛教に關する造詣を一言する事とした。而して之が引用書としては、其類頗る多きも、茲には亡平子鐸嶺氏が補校せる「上宮聖德法王帝說證註」に依りて之を略述すれば、

上宮王の師は、高麗の慧慈法師である。王の命は能く涅槃常住、五種佛性の理を悟り、法花の三車、權實二智の趣を明開し、維摩の不思議解脱の宗に通達し、且經部、薩婆多兩家の辨を知り、亦三玄、五經の旨を知り、並に天文地理の道を昭かにして、即ち法花等の經疏七卷を造り給ふ、號して上宮御製の疏と曰ふ。

とあるのを見ると、太子は儒佛の二教は勿論、天文其他の方面に通曉せられたるものであるが、就中佛教中では、維摩、勝鬘、法華の三經を弘通し給ひたるものにして、右の三經には、各親から義疏を製し給ふて、後世に行はれて居るが、右の中にて勝鬘經は釋尊が勝鬘夫人の爲に、一乘を宣說せられたるものなれば、太子は女性にまします天皇の爲に、勝鬘經を講讚し給ひたるは、十四年七月であつて、之を講ずるに三日間を費やされたる旨を記して居るの、日本書紀であるが、上宮聖德法王帝說註には「戊午(六年)の年、四月十五日少作田天皇(推古)聖德王に請ふて、勝鬘經を講ぜしめられたるに、其儀は僧の如くであつた。諸王、公主及臣、連、公民は信受して嘉みせざるものなく、三箇日の内に講説し終られた」とありて、十四年説と六年説とは、何れが是なるやを知らざるも、安永版の勝鬘經義疏の附言に依れば、推古十七年四月八日勝鬘の義疏を起稿し、十九年正月二十五日稿了の旨を記してあるから、六年にも、十四年にも、講讚せられたるものと見るべきではないかと思はれる。

要するに、太子が勝鬘を講讀せらるゝに當りて、身に法衣を着し、手に香爐を持して高座に登り給ひたるは、法隆寺流記其他の諸書にも散見せる所であるが、予は其講讀よりも、太子が親から筆を取つて舛し給へる、前記三經の義疏が、漢文にて製せられたるを以て、教理以外の方面より見ても、右の三經の疏は、我國に於ける最古の漢文として、文學史に絶大なる光輝を放つ事を驚嘆するものであるが、其師慧慈法師は、後年其疏を高麗に持歸りて、之を弘通したる以外に、太子の崩御より百五十年後の寶龜年間に至り、入唐の僧誠明和上、得清居士等が、法華の疏と共に本疏を揚州龍興寺の闍黎靈祐大德に贈りたれば、祐師は之に『大倭國上宮王奉詔撰』と題したる旨が安永戊戌(七年)版の天慶の附言に記るされて居るのを見ると、右三經の疏は、少くも或る時代に於ては、日韓支の三國人の目に入りたるものであると云ふ事が出来るのである。

チ、太子の對内的經綸の完成

太子は攝政十有餘年にして、前述の如く朝鮮經由の在來文化は、既に十二分に之を咀嚼し、且應用し盡くされたるを以て、十五年二月九日(戊子)には、特に左の如き敬神の詔勅を奏請して、外來文化を發揚すると同時に、國本を鞏固にするの必要を示された。

朕之を聞く、曩に我皇祖天皇等の世を幸し給へふや、天に踏り、地に踏して、敦く神祇を禮し、周く山川を祠り、幽に乾坤に通ず。是を以て陰陽開和し、造化共に調ふ。今朕の世に當り、豈に神祇を祭祀するを、怠る事あるべけむや。故に群臣は爲に心を竭くして、宜しく神祇を拜すべし。

是に於てか、同月十五日(甲午)には、太子は大臣百僚を率ひて、神祇を祭祀せられたのである。

以上は太子が空前の國難に際して、攝政の大任に膺り、夙夜に匪躬の節を盡くして、皇室の尊嚴を維持すると同時

に「和を以て貴と爲す」と云ふ精神を一貫して、時代の風潮たる争鬭心理を緩和し外來文化を吸収して國民生活を向上せしめらるゝと共に、我民族の特長たる敬神思想を高潮するが爲には、特に優詔を奏請して祭祀の忽にすべからざる旨を明かし、躬を以て文武百僚を率ひさせ給へるは、想ふに太子の攝政期間たる二十九年を通じての、前半期の經綸は、大體に於て完成せられたるものと云ふべきものであるが、其後半期は如何なる經綸を展開し給へるかは、編を改めて説述する事としたるも、之を約言すれば、其前半の十四年間は、主として在來文化の整理と、朝鮮文化の吸収を主眼とせられたるに、後半は夫のみにては満足し給はずして、直接支那大陸との文化的交通を開始せられたる所に、太子の非凡なる經綸が窺はれる次第である。故に予は、推古天皇の十五年に開始せられたる、支那大陸との直接交通を叙するに先き立ち、項を改めて、上來歴述せる所に基づき、日支の直接交通を誘致したる、日韓交通の概括的結論を加へて、本篇を收束せんと欲するものである。

第八章 間接交通より直接交通までの概観

イ、日韓交通の初期に關して

由來日韓兩者の關係は、極めて密接にして、到底我國の歴史と、之を分解することは不可能である。しかし之を上古草昧時代より叙しては際限なき所なるを以て、暫らく崇神天皇の十一年(皇紀五百七十四年)より筆を起したるが、其實日本書紀及古事記等には、素盞鳴尊が韓國に往き、天忍穗耳尊が韓國より還り、少名彥古那神は海外より歸來後、又常世の國に航せられたと云ふが如き神話を貽すのみならず、其後神武天皇の皇兄、三毛入野命は常世の國に、稻飯命は妣國(母玉依媛は海神の子と云ふ)に航せられ、天日槍は既に神代に於て、韓國より歸化したとの説もある位であるが、要するに此等は、皆青海原を渡りて、朝鮮方面に赴かれしことを物語るものである。

何となれば古事記には「御毛沼命は、波穗を跳ねて常世の國に渡りまし、稻水命は妣國の爲に、海原に入ります」とある上に、新撰姓氏錄の右京皇別の部には、新良貴(姓)は、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊(神武天皇の祖父)の男、稻飯命の後にして、是姓は新良貴國主より出で、稻飯命は新羅國主を出したるものなるに、日本書紀には、見へて居らぬ旨を記してある以外に、神武天皇の皇母玉依媛は、新羅系より出たと云ふが如き關係をも記るされて居る外、之に類似する記事を抄出すれば、上古に於ける日韓關係は、實に思ひ半ばに過ぐるものがある。

されど予は歴史は勿論、古典には全くの門外漢であるから、諸書を涉獵して考證を事とすること能はず、只大體の骨子を、日本書紀に依りたるを以て、古事記に現れたる、日槍の歸化が神代にあるとの説は勿論、播磨風土記に現れたる説を否定するものではないが、極めて單純に日本書紀を中心として日支の直接交通の機運に導きたる、日韓交通關係を叙したるに過ぎざれば、此點は特に大方の讀者に對し、改めて之を慚謝すると同時に、他日稿を終りて再訂の時機を得れば、今少しく其邊に對する考證、並に卑見を開陳する考へなるも、塵事匆忙裏に閑を偷みての記述なれば、或は事志と違ふやも知れざるを以て、此機會に於て特に、此點を明亮に告白して置く次第である。

ロ、崇神帝四方經略の動機

崇神天皇は、即位の五年及六年以來、或は疾疫の流行を見、或は百姓の流離背叛せるを見て、痛く宸襟を惱まさせ給ひ、七年二月十五日(辛卯)には、悲痛なる詔を發して神祇を祭り災を禳ふ爲め、神淺茅原に幸して神明に、卜問せらるゝと云ふ有様であつたが、是夜帝は夢に貴人と對立せられたるに「自ら我は大物主神であるが、天皇は國の治まらざるを愁ひ給ふ事勿れ、若し吾兒大田田根子を以て、吾を祭らしめ給はば、即ち立所に平かなるべく、亦海外の國も自ら當に歸伏すべし」との語を聽き給ふたのである。

然るに八月七日(己酉)に至り倭迹速神淺茅原の目妙姫、穗積臣の遠祖大水口宿禰、伊勢麻績君の三人が、共に同じく「昨夜夢一貴人ありて誨へてらるゝには、太田田根子を以て、大物主神を祭る主となし、亦市磯長尾市を以て倭國魂神を祭るの主と爲し給へば、必ず天下太平ならん」と曰はれた」と奏したれば、天皇は大に喜び天下に布告して、大田田根子を求められたるに、茅渟の陶邑より之を遣したれば、天皇は神淺茅原に親臨して、諸王郷及八十の諸部を會して、田根子の來由を問はられたるに、其父は大物主の大神にして、母は活玉依姫であつたので、天皇は十一月に種々の祭物を調べて、田根子をして大物主神を祭る主と爲し、又長尾市を以て倭國魂神を祭るの主と爲し、別に八十萬神を祭らしめ給ひたれば、疫病は息み、國內は靜謐に歸したる旨の神話が、日本書紀に記るされて居る。

故に予は上記の記事に依りて考へさせらるゝ事は、國內のみならず海外の國も歸伏すべしと云へる、大物主の言葉が、明かに、其の當時に於ける日韓交通を物語るものであると同時に、天皇も敢て之を異とせずして、却つて太田田根子の來由を親問し給へるを見れば、天皇も亦既に海外の國ある事を充分に諒知し給へるもののみならず、既に海外との交通があつた事を立證し得らるゝのである。果して然らば、吾人が首章に於て引用したる、崇神天皇(皇紀五百七十二年)七月の詔勅に、儒教的思想が多量に含まれて居ると云ふ事は、強ち不思議でもなく、又同年九月に天皇が四道將軍を發遣せしめられた動機も、國內の靜肅を宗とせらるゝは勿論なるも、其靜肅を保つ上よりしても、隣接せる國外に對して、注意を怠る事を許されなかつたものと察せられるのである。

最も久米邦武博士は、日本古代史に於て、古事記及日本書紀の大物主が帝に奏したる言葉を國安平ならむまでとし、其下の亦海外の國も當に歸伏すべしと云ふ一節は、恐らくは添付せられたる冗語なるべしとの意味を述べて居らるゝが、夫は各の見る所に依りて、如何様にも見らるゝのであるが、予は寧ろ其反對に大物主の言葉として、之を其儘請け入れて、其翌十一年の「異族多く歸して、海内安寧なり」と云ふ記事を史實とし、之に依りて、其翌十二年詔勅に

「異俗譯を重ねて來り、海外既に歸化す、宜しく此時に當りて人民を校し、老幼の次第及課役の先後を知らしむるべし」との天語をも、之を事實として無條件に請け入れんとするのが、即ち著者の態度である。故に餘談ではあるが博士と其見解に相違ある旨を一言すると共に、天皇が四道將軍を發遣して、四方を綏服せしめられたる動機は、全く祖宗の國を愛し、黎民を安寧ならしめんが爲に、自ら其躬を責めて、七年二月十五日の詔勅に「恐らくは朝政善ならざるか、咎を神祇に取りたるか」との極めて懇摯なる態度を以て、祖宗委托の天業を宏恢し、國初以來始てなる「家給人足る」と云ふ太平を招致しられ、時人より御鞏國^{ヘッケンクワク}天皇と稱せられ給ひたるのみならず、天皇の六十五年には海外の邦たる任那より、蘇那曷叱知が入貢したのを見ても、予はかく見たい氣がするのである。

ハ、朝鮮人の説明せる古朝鮮

崇神天皇の六十五年(皇紀六百二十八年)七月、初めて任那の使者蘇那曷叱知が來朝せしことは、既に首章に於て述べて居るが、しかし未だ任那に對する説明を略して居るから、茲には之を略述するに當りて、予は先づ朝鮮其物より之を概觀せねばならぬ。

しかし朝鮮其物の説明は、朝鮮人自身すら、上古の歴史を逸失して居るから、明の成化二十一年(即ち李朝の惠壯王の十六年、皇紀二千四百四十四年)に徐居正、鄭孝恒以下朝鮮の學者が、王命を奉じて編纂せる朝鮮の正史たる「東國通鑑」に於てすら新羅、高句麗、百濟の三國分立時代より筆を起して上古の時代は之を記するに由なく、其凡例に於て「三國以前は、史書漫滅して傳る無し、諸書を雜へ採りて外記を作れり」と稱して居るのである。然らば外記には如何なる記事があるかと云へば、檀君の朝鮮、箕子の朝鮮、衛滿の朝鮮の三説より、四郡、二府、三韓と云ふ順序に因りて、極めて簡單なる説明を施して居るのみであるから、茲に之を抄譯することとした。

一、檀君の朝鮮

東方始め君長無かりしも、神人有り檀木の下に降る、國人立て 君を爲し國を朝鮮と號す、是れ唐堯戊辰の歲である、初は平壤に都し、後ち都を白岳に徙す。商の武丁乙未に至り阿斯達山に入りて神と爲る。

臣等按ずるに、古記に、檀君は堯と並びて戊辰に立ち、虞夏を歴て商の武丁八年乙未に至り、阿斯達山に入りて神と爲り、壽千四十八年を享くと云へるも、此説は疑ふ可し、今按ずるに、堯の立てるは上元甲子甲辰の歲であつて、檀君の立てるは後ち二十五年の戊辰であるから、則ち堯と並び立つとする者は非である。唐堯より夏商に至り、世漸く澆漓にして、人君の國を享け長久なる者も、五六十年に過ぎず、安くんぞ檀君獨り壽千四十八年を以て、一國を享くる有らんや、其説の誣たるは知るべきである。前輩以て謂へらく、其壽千四十八年と曰ふは、乃ち檀氏が世を傳へたて年を歴たるの數であつて、檀君の壽に非らざるなりと、此説理有り、近世權近が天庭に入朝するや、太祖高皇帝(孝城植)近に命じて、檀君の題を以て詩を賦せしめられたれば近は詩に「傳世不知幾、歷年曾過千」とあるを見て、帝は之を可とせられたるが、時論も亦近の言を是なりとしたれば、姑く之を存して後考に備へる。

二、箕子の朝鮮

殷の太師箕子は、討の諸父である。討は無道なるを以て、比干は諫めて死し、微子は去る。箕子は即ち被髮佯狂して奴と爲る。曾て商は其れ淪喪せん、我臣僕たる罔しと云ひたるが、周の武王が討を伐つに及び、道を箕子に訪ひたれば箕子は爲に洪範、九疇を陳べたので、武王は乃ち朝鮮に封じた。平壤に都し、其民に教ゆるに禮義、田蠶、織作を以てし、民の爲に禁八條を設け、相殺さば當時を以て殺を償はしめ、相傷めば殺を以て償はしめ。相盜む者は男は没して家奴と爲し、女は婢と爲し、自ら贖はんと欲する者五十萬人、免るゝを得たるものと雖も、民俗猶之を差ちて、嫁娶售る所なきを以て、其民終に相盜まず、門戸を閉づる無く、婦人は貞信にして淫ならず、其田野都邑を辟き、飲食は蓬豆を以てし、仁賢の化があつた。

其後孫朝鮮侯、周の衰へて燕の王と稱するを見て、東略の地を將つて自ら王と稱し、兵を興して燕を伐たんとしたるが、魯周大夫禮の諫むるを以て止め、禮をして西して燕を説かしめれば、燕も亦止めて攻めざりしが、後子孫稍驕虐なりしを以て、燕は乃ち將を遣はして其西を攻め、地二千餘里を取り、滿潘汗を界とするに至り、朝鮮は遂に弱くなつたが、秦が天下を併すに及び、長城を築いて遼東に抵りければ、四十代の孫否は、秦を畏れて遂に服屬したるが、否死して其子準が立つて、二十餘年にして、陳項起つて天下亂れたれば、燕、齊、趙の民は愁苦し稍のがれて、準に歸したるが、盧縮の燕王と爲るに及びて、準は、貝水を以て界と爲せるも、縮が反して匈奴に入るに及び、燕人は衛滿に命じ、黨八千餘人を聚め、虺結蠻夷の服を着け、東して涇水を守り永く西界に居りて藩屬と爲つたので、準は之を信じ、拜して博士と爲し、賜ふに圭を以てし、且つ百里の令に封じて、西鄙を守らしめたるに、滿は亡黨を誘ふて稍乘くなるや、乃ち人を遣はし、詐つて準に漢兵十道より至り、衛に入りて宿せんと欲すと告げしめ、遂に準を襲ひたれば、準は戦ひたるも敵せずして、海に浮びて南に奔つた。

臣等按ずるに、「范曄は箕子衰殷の運に違き、地を朝鮮に避け、八條の約を施し、人をして禁を知らしめ、邑に淫盜なく、門は夜扃さず、柔謹風を爲し道義存するは、其教條を省簡にして信義を用ひ、聖賢法を作るの原を得たからである」と曰ひ。涵虛子も亦箕子中國の五千人を率ひて朝鮮に入るや、其詩書、禮樂、醫巫、陰陽、卜筮の流、百工技藝皆從往せるが、既に朝鮮に至るも、言語通ぜざるを以て、譯して之を知らしめ、教ゆるに詩書を崇とび、信義を以てし、儒術に篤く、中國の風を醸成し、教へて兵闘を尙ぶこと勿からしめ、徳を以て強暴を服さしめれば、隣國皆其義を慕ふて之と相親しみ、衣冠制度は悉く中國と同じ。故に詩書禮樂の邦、仁義の國と云ふて居る。而して其箕子が始めたこと云ふのは、豈て信ならずとせんやと云ふて居る。

三、衛滿の朝鮮

衛滿は既に箕準を送ひたれば、王儉城に據りたるに、會たま孝惠高后(漢)の時、天下初て定まりたれば、遼東の太守は滿と約して外臣と爲し、塞外の諸國を保ちて、邊に寇する事なからしめ、入朝せんとすれば禁する事なからしめた。故を以て滿は兵威財物を以て、其傍の小邑を侵降することを得、眞蕃、臨屯も皆服屬するに至り方數十里となり、之を子に傳へたるが、孫右渠に

至りて、漢の亡人を誘ふこと滋ます多きも、未だ嘗て辰國に入觀せず、天子に入朝せんと欲すれば、壅塞して通ぜざりしが、武帝(漢)は涉何譙をして、右渠に諭さしめたるも、終に肯へて詔を奉せず、何を襲ふて之を殺したので、元封三年帝は、樓船將軍楊僕を遣はし、齊より渤海に浮ばしめ、左將軍荀彘をして遼東に出でて、之を討たしめられたるに、右渠は兵を發して之を拒ぎたれば兩將は城を圍むも戦利あらず、朝鮮の大臣陰に人をして降を樓船に約し之を間せしめたるを以て、左將軍は急に之を撃ちたるも、樓船は約に就き戦ふことを欲せざれば、將軍は樓船反せるを以て相能くせずと思ふに至つた。帝は久しく決せざるを以て、濟南の太守公孫遂を遣はし、往いて之を征し、便宜事に從ふを得せしめられたので、遂は陣に至りて左將軍に告げたるに遂は樓船並に其軍を執へ、急に之を撃ちたれば、朝鮮の相、路人相、韓陰、尼谿相、參將軍、王峽は相與に謀つて右渠を殺して、漢に降つたので、遂は朝鮮を定めて四郡と爲し、參を封じて漣清侯と爲し、陰を荻苴侯と爲し、峽を平州侯と爲し、路人の子最を涅陳侯と爲した。

四、四郡二府

漢の武帝元封三年右渠を討ち、遂は朝鮮の故地を定めて、樂浪、臨屯、玄菟、眞蕃の四郡と爲し、樂浪郡は朝鮮縣を治としたのは、蓋し右渠が都したる所を以て治所したのである。臨屯郡は東脆縣を治とし、玄菟郡は沃沮城を治としたるが、後ち夷貊の侵す所となり、郡を高麗の西北に徙した。眞蕃郡は雲縣を治とした。

郡は初め吏を遼東に取りたるが、吏は民の閉藏するもの無く、賈人の往くもの、夜は則ち盜にあふものあるを見て、俗の稍や、犯を薄くし、侵を禁ずる爲め、六十餘條の多きに至りたれば、仁賢の化に變した。

二府は、漢の昭帝始元五年に、朝鮮の舊地平州、玄菟等の郡を以て、平州都府と爲し、臨屯、樂浪の郡を東府都督府とした。

五、三 韓

甲、馬韓 箕準は既に衛滿の爲に攻奪せられ、其左右の宮人を率ひて走つて海に入り、韓の地金馬郡に居り、自ら韓王と號し

たが、其民は土着して種殖し、蠶桑を知り、綿布を作つて居つた。各長帥があつて、大なるものは自ら臣智と爲り、其次は邑借と爲り、散じて山海の間に在りて、城廓は無かつた。爰襄國、牟水國、桑外國、小石索國、大石索國、優休牟涿國、臣憤活國、伯濟國、速盧不斯國、日華國、古誕者國、古離國、怒藍國、月支國、容離牟盧國、素謂乾國、古爰國、莫盧國、卑離國、古蒲國、致利鞠國、再路國、兒林國、駟盧國、內卑離國、感奚國、萬盧國、辟卑離國、白斯烏且國、一離國、石彌國、支半國、狗素國、捷盧國、牟盧卑離國、臣蘇塗國、古臘國、臨素半國、臣雲新國、如乘卑離國、楚山塗卑離國、難國、狗奚國、不雲國、不斯憤邪國、爰池國、乾馬國、楚離國の凡そ五十餘國であるが、大國は萬餘家、小國は數千家で、總じて十萬餘戸なるが、俗に綱紀少く、居處は草屋土室を作り、其戸は上に向ふて居る。俗金銀錦罽を重んぜずして瓔珠を貴とび、用ひて以て髪を飾り耳に垂る。其男子は帛袍を衣、草躡を履む。性は勇悍にして讓呼力作し、善く矛櫓を用ゆ。

乙、辰韓 辰韓は馬韓の東にあり、自ら秦の亡人あるが、役を避けて韓に入りたれば、韓が東界を割きて之に與へたので、城柵を立てたと云ふて居るが、言語は秦人に類するものがあるので、或は之を秦韓とも云ふて居る。常に馬韓人を以て主と爲し、世々相承けて自立するを得ずして、其流移の人たるを明かにして、常に馬韓人に制せられて居る。地は五穀に宜しく、俗蠶桑を講かにし、善く織布を作り、牛馬に乗駕し、嫁娶に禮俗あつて、男女の別を有し、行くもの相逢へば皆住まつて路を讓る。

丙、獯韓 獯韓は、其始祖を知らず、辰韓に屬す。辰韓の二國は各十を統べ、又別に小邑ありて各渠帥あり、大なるものは臣智と名づけ、其次に險側あり、次に樊藏あり、次に殺雞あり、次に邑借あり、已抵國、辨辰彌離凍國、辨辰接塗國、難彌離凍國、辰辨古資彌凍國、辨辰古淳國、再奚國、辨辰半路國、辨樂奴國、軍彌國、辨辰彌烏邪馬國、如湛國、辨辰甘路國、戶路國、州鮮國、馬延國、辨辰狗邪國、辨辰走漕馬國、辨辰安邪國、辨辰漬盧國、斯盧國、優中國、合して二十四國であるが、大國は四五千家、小國は六七百家にして總べて四五萬戸ある。

權近は三韓の説互に異なるも、衛滿が亂を避けて南し、國を開ひて馬韓と號したるを、百濟の温乍立つに至つて、遂に之を併した。故に益州に古城がありて、今に至るも人稱して箕準城と云つて居るから、則ち馬韓の百濟たるは疑ひないと云ふて居る。

辰韓は、新羅の始祖赫居世の起れる所の地であるが、新唐書には、辰韓は樂浪の地にありと云ひ。平壤は古への漢の樂浪郡であると云ふて居るから、則ち辰韓は新羅にして、下韓は高句麗たるを疑ふべきなく、又後漢書には、辨韓は南にあり、辰韓は東にあり、馬韓は西にありとなして居るが、其下韓は南にありと云ふは、蓋し漢界遼東の地よりして、しか云ふものであつて、下韓は辰馬二韓の南にありと謂ふのではない。依つて崔致遠が馬韓は麗なり、下韓は百濟なりと謂へるは誤りでありと云ふて居る。臣等按ずるに、三韓の統ぶる所の七十餘國の名は、陳壽の三國誌に見ゆるものであつて、必ずしも鑿空の造語にはあらざるも、しかも東史には傳らないから、今は其所在を知らない。

ニ、三韓の分立と日韓交通

以上は朝鮮の歴史が、現實に吾人の前に開展せらるゝ以前に於ける状態を、朝鮮人自らが著はしたるものであることは、既に述べた通りであるが、然らば、朝鮮の歴史は如何なる時代より、的確に吾人の目に映じ得ることとなつたかと云ふに、皇紀六百四年、即ち崇神天皇の四十一年に、新羅の始祖朴赫居世が國を建てたる以來の事にして、支那にありては、漢の宣帝五鳳元年に當り、西紀にては紀元前五十七年この方のことである。

しかし、是は果して朝鮮の歴史は湮滅したるものであるが、或は支那に對する或種の政策により、殊更に之を改竄して箕子の裔であると云ふたかは、吾人も輕々に之を論斷することを得ざる所であるか、濱名祖光氏の著書たる「日韓正宗溯源」には可なり大膽に、其點に關する疑問を剖析してあるから、吾人も或程度までは、一家の言として之に耳を傾けんとするものである。されど、氏の論斷のみを見て、直に其全部引用することも出來ないから、進んで其邊の疑問に對して、更に研究を進めんとせらるゝの士は、之を一讀せられて考鏡に資せられたいものである。

之を要するに、東國通鑑の外記に、現はれたる朝鮮なるものは、檀君の朝鮮は漢として捕捉する所なく、箕子の朝鮮説も、吾人をして的確に之を首肯せしむるだけの説明はないが、四十代の孫否に至りて稍實體に觸るゝの感を與へ

、衛滿の朝鮮に至りて、始めて、現代的の實感を與ふるものであると同時に、衛滿の朝鮮其物は、完全に支那の攝制を受けて居るものではないが、其間に於て、早くも朝鮮一流の術策が弄せられて居るのを見ると、箕子の朝鮮時代は、否の頃より、多數の避難者が、支那より朝鮮に各種の文化を携へ來りたることを知るに足るものであつて、外記の記述は断片的ではあるが比較的古代の朝鮮を知る事を得ると共に、朝鮮に對する漢の攝制が緩むに及んで、新羅を始め、高句麗、百濟等が、順次に三韓に分立したるを以て、互に自衛せんとするの欲求より、東隣の強たる日本との交通を盛にしたと云ふことは、到底之を見逃することの出来ない事實である。

ホ、任那の所在地に就て

然らば我國の歴史に始めて其名を印したる、任那は果して、右の三韓の中には、其何れに屬し、又其所在地は如何なる地點にありしやと云ふに、朝鮮側の記録では東國通鑑に「牛頭なるものは、任那加良の人である」と云ふ記事があるのみであるから、大日本史にも「因つて知る意富加羅なるものは、大伽那にして、任那たること疑ひなし」と云ふて居るし、又「溯方靖源」には、高麗好大王の碑文中より「十年庚子(履中天皇元年)敎任那加羅從拔城」と云へる、朝鮮人の筆に成る任那と云へる文字を摘出したる後、更に支那人の手に成れる、宋書、南齊書、梁書及太平寰宇記等に據りて、任那の文字がある記事を摘出して居るが、しかし寰宇記の記事は、任那が新羅の爲に亡ぼされたる以後の記事であるから、茲に究明せんとする我國に入貢當時の任那の實體とは大分掛け離れては居ても、兎に角任那と云ふ名稱が、かく日韓の三國に貽されたる記録であるから、之を左に抄譯すると同時に、日韓支三國は先天的に相互に循環せる一の環状を呈するものであつて、三國間の出來事は、必ず其三國全體に其印象を貽して居るのは、洵に面白い事であると云はねばならぬ。

太平寰宇記には、新羅は、先きには百濟に附庸せるが、後に百濟が高麗を征するに因りて、人我役に比へずして、相率ひて之に歸し、遂に強盛を致す、因つて加羅、任那の諸國を襲ふて之を滅ぼし、三韓の故地を併した。

此記事は高麗の太祖が新羅を滅ぼしたる、皇紀一千五百九十五年以後の事であるが、任那が始めて我國に入貢したる、皇紀六百二十八年より約一千年に亘りて、斷續的に其名を三國の史籍に留めたるは、小弱國の任那として、はせめりての諦きらめでもあらふが、其實任那が入貢せし當時は、意富加羅、又は大伽羅の名を以てしたるものを、後年垂仁天皇が其使者蘇曷那斯知の忠誠を嘉みして、崇仁三年先帝(崇神)の御名を賜ふて、國號と爲さしめられたるものなれば、吾人は一層任那の文字に愛著を有する次第であるが、其一面には、意富加羅の名を以て入貢したる任那は、永久に我國人に對して、海外の國とさへ云へば、直ちに加羅と云ふが如き意識を與へ、支那を指してさへ唐(加羅)と云ふに至り、今に至るも尙加羅と云ふ名稱が一般の普通語として貽されて居るのを見れば、任那人の入貢の一事は、永久に日韓交通は勿論、日支の交通を誘發する大なる關鍵であつた。

へ、三韓の形勢と任那の形勢

故星野恒作氏の校訂せる三韓鼎立圖に對し、山田安榮氏が増補せるものに據ると。

高句麗は、今の滿洲即ち西は遼東より北は吉林に及び、朝鮮の本島では、北は咸鏡道、平安道、西は江海道の全部に加ふるに、東は江原道の大部を占め、南は忠清、慶尙の二道に喰込みたる、實に百濟、新羅に比すれば、其廣袤數倍に達する、蔚然たる大國であつた。

次に百濟は、北は京畿道の殆んど全部と、中部は忠清道の大部分を占め、南は全羅道の西海岸に面する部分をせるものに過ぎないから、高句麗に比すれば三分一弱にも達しないものではあるが、夫れでも三國鼎立時代では第二位を占めて居つた。

次に新羅は、東海岸に面した帯の如き地形であつて、今江原道の三分一強と、慶尙道の約半部を占めたものであつて、其領域

には釜山、慶州、蔚山等を含むものであつて、鼎立時代の第三位に立つて居つた。
次に任那即ち意富加羅は、今の慶尙道の西南部を約半分と、忠清、全羅二道の東部の一部分を占めたものであつて、三韓中の最下位に立つ、新羅に比しても、尙及ばざる小國であつた。

しかし其本土には合浦の良港を有する以外に、其前面には珍嶋が横たりて、天然に防波作用を爲して居つたと云ふ事は、特に我國と交通するには、前記の三國の何國よりも便利であつた。加之、其航路より云ふても、博多より壹岐の勝本まで三十八邦里、勝本より對馬の舟越まで四十八邦里、舟越より豊浦、又は鰐浦（神功皇后の新羅討伐の根據地）まで十九邦里、豊浦、又は鰐浦より、合浦、又は釜山へは同じく四十八邦里としてあるから、博多より起航しても、合計百五十三邦里に過ぎざる上に、適度の寄航地が中間に點在せるのみならず、其到着の地點は、天成の良港たる合浦があつたとすれば、任那と我邦との交通が密接となると同時に、右の三國と對峙するには、是非共我國と結ぶ以外には方法がなかつたのである。故に彼我共に深く結んで、終に日本府の建設となり、又其關係より新羅討伐とまで進展せられたのであつた。

ト、結 論

予は前述の各項に於て、極めて概括的ではあるが、我國史は現はれたる日韓交通の初期より、其交通關係が漸次爛熟して、神功皇后の親征となりたるは勿論、設鎮、遣將等の舉を繰返へしつゝある間に、一面には文學、技術、工藝等の輸入があつて、我が國の社會は、之が爲に著しく發展したる徑路の梗概を述べたるものであるが、其一面には、推古天皇の十五年（皇紀一千二百六十五年）には、朝鮮を経由せずして、直接支那と交通するまでに發達したる徑路も、略ぼ之を明かにしたと思はれる。

然れば崇神天皇の六十五年（皇紀六百二十八八年）より、推古天皇の十五年（皇紀一千二百六十七年）に至るまでの六百餘年間の文化的施設は、全く任那の入貢に依りて開かれたるものであるから、任那の入貢は、恰も弘化三年（皇紀二千五百六年）米艦が浦賀に來りて、我國に互市を請ふたる爲め、我國の朝野を震撼せしめ、終に十數年後に於ける、明治維新の開幕を見ることとなつたのと等しきものであつて、我國の歴史回轉上より見れば、實に重大なる影響を發せしめたる事件であつたと云ふ事が出来るのである。

其外朝鮮が、日本に與へたる重大なる効蹟は、應神天皇の十六年（皇紀九百四十五年）に、百濟の王仁が論語千字文を傳へて、我國殊に皇室に漢文字を移植したる事件であるが、此漢文字の移植こそは、實質なる我國民に向つて、彬々たる文彩を加へたるものであるから、國民性を陶冶せられたる功蹟は、實に無限大のものであつた。

次に欽明天皇の十三年（皇紀一千二百十二年）に、百濟より佛像經論を獻し、其翌十三年には、歷本、算術等を傳へて、我國の文化を助長し、以て推古朝に至りて直接支那との交通を爲さしめたるが如きは到底之を看過するを得ざるものであつて、朝鮮人が吾人に寄與せるものの中に於て、最も特筆大書せねばならぬ事柄であつた。

最後に我國の歴史に、始めて歸化せるものとせらるゝ天日槍の來朝せる年月に關しては、古事記には之を神代でありと爲し、日本書紀には、之を崇神天皇の三年（皇紀六百三十四年）としてあつて、其何れが是なるやを知らざるも、要するに右の二書は、共に未だ歴史を有せざる以前の事柄を、後世元明天皇の和銅四年（皇紀一千三百七十二年）に、稗田阿禮が語り出したるものゝ筆記を、太朝臣安萬侶が訂正して、之を上奏したるものが即ち古事記であるし、日本書紀は、元正天皇の養老四年に舍人親王が、勅を奉じて古事記を補ふて、之を撰せられたものであるから、其記憶にも前後ある事は到底免れ難い所であるから、之を科學的に組織せられたる、史學的見地より考察すれば、議論の餘地があらうけれども、かゝる學術的の考證は暫らく別として、我國の文化、思想、美術、工藝、殖産、風俗等の各方面に亘

りて稍詳細に之を記述して、我國の歴史に一新紀元を劃したるものは、即ち日本書紀であるから、予は之に據り本篇を記述すると同時に、日韓交通は我國の文化を開發せしめて、日支交通を開かしたる唯一の過程であつたと云ふ事を一言して、茲に本編の結語とするものである。(完)

支那時報叢書第六輯
日支交通の資料的考察

昭和四年五月十五日印刷
昭和四年五月二十日發行

不許
複製

定價 金壹圓也
郵稅 四錢

著者 水野梅曉
兼作人

印刷所 高山恒三
東京市芝區南佐久間町一ノ一

印刷所 商務印刷所
東京市芝區南佐久間町一ノ一

發行所 支那時報社
東京市麴町區下六番町五番地

發賣元 森江本店
東京市麻布區飯倉町五丁目四十四番地

電話 青山一三五九番
振替 東京三七一番

水野梅曉 著

發行所

東京市麴町區下六番町五番地

支那時報社

電話九段四九六番
振替東京六八七五一番

輯一書叢報時

支那佛教近世史の研究

菊版九十頁
定價七十錢
郵税四錢

目次

- 一、近世の支那佛教研究に就て
- 二、支那佛教史の概観
- 三、支那佛教十宗派大観
- 四、宋末に於ける禪門獨歩時代
- 五、元明二朝に於ける日支關係
- 六、清朝の龍興と佛教の奨励及取締
- 七、康熙帝の崇佛と雍正帝の學佛
- 八、乾隆以後清朝末期の佛教
- 九、民國の建設と佛教の再興
- 十、民國以來出版された佛書と雜誌
- 十一、各種佛教團と其行事
- 十二、佛教徒の經營せる社會事業
- 十三、結論

著者が多年の支那生活より得たる、實際上の蘊畜を發表せるものにして、從來最も不明とせられつゝありし、清朝の佛教及民國の佛教事情を概観するには、極めて簡明にして便利なるものであるが、而も其記述の特色は著者獨特の識見を以て實際問題を取扱ひたる點にあるを以て、支那佛教の近世史を知らんとするの士は、必讀すべき好參考書であると信ずる。

水野梅曉 著

發行所

東京市麴町區下六番町五番地

支那時報社

電話九段四九六番
振替東京六八七五一番

輯二書叢報時

支那佛教の現状に就て

菊版一〇〇頁
定價八拾錢
郵税四錢

目次

總序

- 第一 教育機關
 - 第二 研究團體
 - 第三 修養團體
 - 第四 教化團體及び社會事業
 - 第五 全支佛教徒の聯合運動
 - 第六 中華佛教より世界佛教へ
- 編輯を終りたる著者より

民國建設以來、全支國民の思想的變化に伴ひ、支那佛教にも或る意味での歴史的復活期を劃さんとしつゝある。斯くの如き機運に際し、支那各地の佛教徒が社會的に如何なる運動をなしつゝあるかを知らんが爲め、教育機關及び教化團體、社會事業、修養團體等の各項に分ちて、正確なる材料に基き詳細に亘つて説述したるものなれば、支那佛教界の現状を知らんが爲めには、最も有力なる參考資料なりと信ず。

水野梅曉 著

西藏佛教及び英藏關係

菊版 一二四頁
定價 壹圓
郵稅 四錢

發行所 東京市麹町區下六番町五番地
支那時報社

電話九段四九六番
振替東京六八七五一番

目次

- 一、西藏佛教略史
 - 第一編 總論
 - 第二編 史略
- 二、西藏最近六十年史
 - 第一章 英藏關係の發生
 - 第二章 英國武力政策を用ゆ
 - 第三章 英露支の關係紛糾す
 - 第四章 西藏境界に關する中英の爭持
- 三、西藏關係の中英條約及び英露其他の交換公文

現代支那の研究上より見て西藏對英國の關係は、恰外蒙對赤露の關係と同様なる、最も重大なる意義を有するものなれば、一般に其現狀を知らしめんと欲して江西心遠大學教授李翊灼氏の『西藏佛教略史』及び甘肅督軍特派遺藏專使朱繡氏の『西藏最近六十年史』の二書を全譯して西藏佛教史及び最近英藏關係を概觀すると共に、英支條約の正文より『英藏關係條文を拔萃して正確なる條約關係の規定を知るに便ならしめたるものなれば、本書に依りて西藏問題が如何なる情況の下に置かれ、英支外交の上に西藏の境界問題が如何に複雑を極めて居るかを窺知する爲めには無二の好資料である。

水野梅曉 著

支那に於ける新宗教の設立運動

菊版九十頁
定價 壹圓
郵稅 四錢

發行所 東京市麹町區下六番町五
支那時報社

電話九段四九六番
東京振替六八七五一番

目次

- 第一章 救世新教設立前後の狀況
- 第二章 救世新教の教綱
- 第三章 救世新教の教法
- 第四章 救世新教の教義
- 第五章 救世新教と悟善社

支那の識者は全く現狀に向つて匙を投げた結果、人心を根本より改新する方法として單一なる既成宗教を超出して儒教、佛教、基督教、回教、道教等の各宗の教徒が共同して「救世新教」なる一の新宗教を設立せんとするに至つた事は大に注目し値すべき事實であるが、本書は該運動の詳細なる顛末を記述したるものなれば、不安動搖を極める支那精神界の現狀を知るには絶好の良書である。

水野梅曉 著

發行所 支那時報社
東京市麴町區下六番町五番地
電話九段四九六番
振替東京六八七五一番

蒙古來襲と一山國師の歸化

菊 版八五頁
定 價 壹圓
郵 稅 四錢

要 目

- 第一章 蒙古來襲の動機と其準備
- 第二章 進退兩難に陥りたる高麗
- 第三章 注目すべき高麗と蒙古の關係
- 第四章 一山國師來朝後の道化
- 第五章 一山國師の臨終と滅後の道價

附 錄

蒙古來襲に就ての研究(故八代文學博士)

我が國史上に於ける一大危機たりし、蒙古來襲に關する前後三十年間に亘る事跡を、主として支那及び朝鮮の文獻に依りて叙述し、蒙古來襲の意圖及び高麗の策謀等を一目瞭然たらしめ、進んでは之が善後策として元の成宗より、一山國師を我國に派遣し來れる事情に及びたる一大史實を展開したるものなれば日支交通史を研究せんとする士は必ず一讀すべき快文字である。

日本佛教徒

訪華要錄

水野梅曉 編

大正十四年秋開催せられたる東亞佛教大會の答禮を兼ねて日本佛教聯合會の企劃せる中華佛教視察團は有史以來未曾有の盛舉にして、歴年混沌たる動亂の渦中にある中華佛教同胞は政治、外交、經濟關係を超越したる至純なる宗教的熱情より歓迎の誠意を披瀝せられ、團員たる各宗大學教授及び各宗本山重役諸師も感激裡に遺憾なく中華佛教の現状を視察するを得たるが、本書は其感激の所産である。而して之を旅行記、團員視察感想集の二編に分ち、旅行記に於ては南北支那の著名なる名所舊蹟を初めとして、各宗教關係より一般社會關係に亘りて、視察見學したる狀況と歓迎せられたる顛末とを記述し、視察感想集に於ては團員各自専門的の立場より、中華佛教の過去現在及び將來を叙述したるものなれば、支那佛教の研究者は勿論、苟くも支那を研究せんとするの士に取りては極めて貴重なる資料として必讀すべき文字である。

定價

金參圓也

(送料拾六錢)

發 賣 所

支 那

時 報 社

東京市麴町區下六番町五番地

電話九段四九六番
振替東京六八七五一番

月刊 支那時報

發行所 東京市麴町區下六番町五番地
支那時報社

振替東京六八七五一番

定價

普通(一冊) 五拾錢(郵税共)
六ヶ月(六冊) 貳圓九拾錢
一年(十二冊) 五圓七拾錢

我國の國民生活と最も緊密なる關係を有する支那問題は、何人も常識として之を理解するの必要がある。然れども支那自體の變化甚しき爲、其真相を知悉すること困難なるを以て、之に指を染むる人に乏しきは現下の一大缺陷である。

故に我社は其缺陷を補はんと欲して、複雑なる支那の事情を分類して、政治、外交、財政、經濟、交通、教育、宗教、思想、人物其他各般の事象に對し、確實なる資料に依りて編輯せる本邦唯一の權威である。

而して其内容は毎號支那の名流より寄書せらるゝ論文を掲げ、又内外の支那に關する言論界の論調趨向等を掲載するは勿論、水野社長は刻々に變化せんとする政情其他に關して明快なる時評を執筆して懇切なる解説を下し、一見して支那問題の真相に觸るゝ事を得るものなるが、更に號を逐うて之を累積すれば、直に有力なる資料の寶庫となり、史實ともなるものであつて、單に其時限りの問題を取扱ふものに非ざるは、本誌同人の潜在誇りとする所である。

